

502
243

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁸ 1 2 3 4 5

始



27. 7. 30

502-243

フェルデナゾド
ラツサルレ

ゲオルグ・ブランデス著
尾崎士郎譯



黎明閣出版





目次

原著者序

第一編 社會運動前のラッサルレ

宿命的ピロイズムの芽生——ヘラクリタスとラッサルレ——
ハイネの影響——ハッツツフェルト伯爵夫人の戀愛係争——
に依て掩はれたる正義——魔法の解釋(彼の立場)——取得權
利の法理(彼の法律哲學)——フレデリックの街ベルリン——
貴族的革命心理——フランツ・フォン・レッキンゲン(劇詩)

第二編

社會運動者としてのラッサルレ

労働者のプログラム——ルーテルの記憶——ラッサルレの勞
働學說——賃銀鐵則(勞銀の法則)——ビスマルクとラッサルレ
——『戀物語・艶文・懺悔録』——痛ましき破滅(決闘)——十九
世紀のロマンティシズムの究極するところ——意志の紀念像

ジョージ・メレディスの靈筆はラサールをして英文學中の永久的一大偉大たらしめた。『Tragic Comedian』の中の熱情的な戀人アルヴァンとしてのラサールのみを知る人々は、恐らく、民主黨の主腦者として、文豪として、あるひはまた法律家としてのラサールを知り、つひに痛ましい破滅に終つた彼の奮闘的生活の推移を一層廣大なる見地から、觀察したいと希ふであらう。

序

この書が出版されたとき、アドルフ・ワグネル博士は感嘆的の批評を試みてくれた。大體において私はその博士の論旨に服することが出来ない。博士は其著『ロドベルタスに宛てたラサール書翰集』の緒言の中において私の此著書を評して『雄麗』だと言つてくれた。勿論博士は善い意味で『雄麗』といふ言葉を用ひてくれたのであらうが、この言葉は私がラサールの評傳を書くにあつての努力に當て餘まらない言葉である。私がラサールの評傳を書いた心持は、ヴェラスケスが肖像畫を描ぐとき持心ちを理想としたものであつて、この理想は『雄麗』に描寫するのでは無く『眞實』を描ぐことにある。

しかし、それはともかくワグネル博士は前記の緒言において、ラサールに關して一つの斷言をしてゐるのであるがこの斷言に對しては私は全く博士と同意見である。ワグネル博士は言ふ。『——ラサールに對する批評は千態萬様であるが、たゞこの偉大なる社會運動者に對して敵も味方も均しく認めるところのものは、彼の事業が彼をして歴史上の一大人物たらしめたといふことである』——と。そして、この確信こそは私が七年前にラサール評傳を書いてみやうと計畫するに到つた動機であつて、ま

たこの種の評傳はその當時においてのまづたく最初の試みであつた。そして、今や私はこの肖像畫描寫を終へたのである。

そして、私はこの畫像に對して出來得るかぎりの生命と現實性とを與へる上に餘力を傾注したつもりである。

ラサールの捧持してゐた社會主義は國家社會主義の形の下に現代ドイツに再現した。

従てこれは當面の問題として最も興味ある事象である。けれども、ここに斷つて置かなければならないことは、その形式の何たるかを問はず社會主義を論ずることが本書の目的では無いといふことである。

本書の主たる題材は現代ドイツに鼓吹された精神の歴史的開展であつて、これは實に等閑に附し去ることのできない問題である。そして私は讀者の興味を惹き起さしめんがために一幕物を捉え來つてこれをいろいろな思想の連結點としたのに過ぎない。此方法は私が常に用ひてゐるところのものであるが、これはいかにも自然的な方法であらうと思ふのである。私はある一個人の傳記を書く場合には何時でも其人物を中心とする數多の思想を前提とする。更に言葉を換へて言えば、私にとつては一方において問題に牽きつけられるのは人物の個性的要素にあるのであつて即ち有名なミエニツヒの肖像

畫家レンバッハの言葉を藉りて言えば、『それは空前にして絶後なるもの』に存すると同時に、その他の方においては、その時代における偉大な永久的な思想が文化に及ぼす影響によつても牽きつけられるのである即ち過去の時代においても既にわれわれが逢着し、また將來絶えず起つてくるであらうところの諸問題によつて私は牽きつけられるのである。興味ある人物及びそれ等の人物が持つてゐる思想がわれわれに提供してくれるところの問題は私にとつては特にこれを取扱ふ價值のあるものゝやうに思はれる。そして、これ等の問題を取扱ふ方法は私が今日まで漸次に進化せしめて來たところであるが、この方法は各人物の個性にもまたその人物が鼓吹する思想にもともに均しい重要さをおくところの方法である。



第一編
社會運動前のラサール

十九世紀において、一つの事變が勃發した。その事變は全ヨーロッパを震撼せしめた。ヨーロッパ諸國はこの事變の説明を試みやうと、過去においても努め、また現在においても試みてゐるやうであるがそのいづれも失敗に終つてゐる。一事變とはそもそも何であるのか。それはヘーゲルのドイツがビスマルクのドイツに變つたといふ一事である。ある論者はこれをもつて古きドイツが忽焉として滅亡し、そして、そこに根も葉も無いところの新らしきドイツ民族が突如として現はれたものであると解釋し、また他の一派はウエンド・スラブ民族の血が注入されたがために、舊ドイツ民族がこれによつて滅ろほされ、そして、その血が始めて純潔なるものとなされたのであると論じてゐる。また、ある一派の人々は現代ドイツは鐵の假面をかぶつた一つの謎であると言つてゐる。即ちその正體は哲學者でもあり、また詩人でもあるのであるが、今やプロシア武斷主義といふ假面のためにその正體が隠くされてしまひ、またこの假面をかぶつてゐるがために、不幸な囚人は一體何者であるか知らななくなつてゐるのだと批評し、また他の一派は舊ドイツの晴れやかな面貌は實は假面に過ぎないのであつてこの假面のために偽善的にかくされてゐた正體が今や漸く表面に現はれて來たのであると解釋してゐる。けれども、實はこの二つの見解はともに正鵠を失つてゐると言はねばならぬ。思ふに彼等がかくのごとき謬見を懐くにいたつた因由は現代ドイツ發達の徑路を知らない結果である。現代ドイツ

の發達はこれをその文學について見るのが何よりも近道であるが、現代ドイツの思想、そして、ドイツの新人が懐いてゐるところの人生觀、また彼等の行動の方法、これ等はいづれも過去の時代から一步一步有機的に發達して來たものであつて、ヘーゲルのドイツとビスマルクのドイツとの間に横はつたところの隔たりはわれわれの眼の前に次第に埋づめられてゆくにちがひない。この隔たりの兩岸の顔——即ちヘーゲルのドイツの顔もビスマルクのドイツの顔もよく見ると甚だ似通つたところが見ゆるとして、それとともに、特に著るしく飛び離れた興味ある面貌が、歴史といふ背景の上にくつきりと立つて浮かびあがつてゐて、ヘーゲルのドイツ及びビスマルクのドイツ——この兩時代のドイツの特色ある個性を注入した過渡時代のプロセスを著しく表現してゐる。

そして、これ等の特殊の面貌の中で、フェルデイナンド・ラサールの面貌ほどに興味がありまた際立つて浮かび出てゐるものはおそらくないであらう。

ラサールは一八二五年四月十一日に生まれ一八六四年、八月三十一日決闘でうけた傷がもとで死んだ。ラサールはヘーゲルの門弟中の錚々たるものであつて、彼の時代には彼はビスマルクの家庭教師であると言はれてゐたが、これは極めて妥當な憶測である。といふのは彼は直接にこそビスマルクには感化を及ぼし得なかつたかも知れないけれども、詳しくビスマルクが對内外政策を決定した根底的

の原則を檢閲してみると、この大政治家の政策は、一々哲學者であり、そして社會運動者であるフェルデイナンド・ラサールが樹てた方策とまつたく符合を一にしてゐることを見出だすからである。

ラサールをよく了解するがためにはまづ彼の即興的作品を研究して見る必要がある。

彼の散文の文體は最も感激性の薄い人々をも感奮せしむる力がある。ラサールは異常に該博な智識の持主であると共に、その文章においては驚ろくべく近代的に雄辯であり、又その性格に於ては著しく理論的であると共にまた實際的であつた。だから一度彼の作品に接するならば、火焰のやうな熱誠が壓へつけられてゐるのをその文章の中から見出すことが出来る。そしてこの胸中に蓄えられた熱火が時に火焰を發して爆發するかと思ふと、また燃えるやうな熱の文字となつて現れるのである。彼が一度び筆を執つて論鋒を向けるや、その放膽にして豪邁な事は驚くばかりであつて、これに加ふるに鋼鐵のやうな執拗さ——この執拗さこそは彼が他人の論難に對する應戰の唯一の武器である——をもつてするのである。彼の用語と文體とは往々にして含味に充ちたものでありまた彼にとつて常に固有のものである。そして單なる修辭學的文飾の跡は彼の文章の中に認めることが出来ない。思ふに筆者の該博深遠な知識とその不屈不撓の力との範圍は修辭學などに拘泥する餘地を彼に與へないのである。併しラサールの學究的重みは如何なる場合にも表面に現はれてゐない。彼は甲冑に身を固めて

筆陣に打つて出るのであるが重い具足を彼のやうに軽々と身に着ける者は恐らくは稀でめらう。

ラサールの生涯と其性格とを窺ふに足る書籍の出版されてゐるものは極めて僅かである。私は嘗てドイツを旅行し又一八七七年から一八八一年にかけて四年間ベルリンに滞在してゐるが、その間に幸ひにして、ラサールと懇意であつた幾多の男女に出逢つた。其等の人々の批評を私は尊重する。ラサールが不慮の横死を遂げてから、彼に對する攻撃は急に鳴を鎮めたが、ラサールの人物に對する批評は一大變化を來した證據が歴然としてゐる。彼の能力及び彼の重要さ加減に對する世人の認識は決して珍らしいものではないが、それと同時に、個人々々の意見を徴して見ると、ラサールは恐ろしく不評判である。個人としての彼の友人等は只僅かに彼の文章に對し即興的の興味をもつて居る位に過ぎず、ラサールの意見に同感を表する者は殆んど無い。彼の弱點はこれを發見するに心理的解剖を必要とするには餘りに明瞭過ぎる位知れ渡つてゐる。のみならず、由來公人の私人的朋友や又は知識階級に屬する一般讀者など云ふ者は其公人の世間に知れ渡つて居る弱點に餘りに重きを置き過ぎる傾向のあるのが常で、英雄崇拜者連がこれ等の弱點乃至缺點を看過して問題としない場合に於て、殊に此等の缺點を捉へて兎や角云ふものである。

ラサールの場合もそうで、私は必ずしも中流階級の上位に在る人々の多くがラサールに對して好感

を持つて居らうとは期待しなかつた。蓋しラサールはドイツの全中流階級を敵とし、これと反目確執の間に死去つた人であり、新聞社會の反抗を一身に受けつゝ隻手空拳奮闘を續けた男であるからだ。併しそれと同時に、私はラサールに對する不評判が斯くまで一般的であり、其惡評の根柢とする所が往々にして間違つて居り、又死者に對して著しく仇敵のやうな態度を持って居るのを發見して些か意外の感に打たれた。そしてラサールを斯くまで仇敵視して居る事實が聽て今だに彼の人物を完全に批評月旦する事の困難な原因であらう。又ラサールの筆に成つたものが甚しく離散して居て、其處に何等系統的の研究資料が無い事も他の原因であらう。ラサールの作品中或るものは唯ライプツヒに於ける或る一名の社會主義者の手を経てこれを獲る事が出来るに過ぎないのであるが、然もこの社會主義者は餘りに商賣氣を離れ過ぎてゐるので、その人に頼んで見た所で甚だ心もとないのである。

そればかりではない。その社會主義者の手許にあるラサールの著書は誠に極惡な紙質に印刷されており、且つ不注意から誤植が多く、往々にして原著者の文意を曲解せしめる虞れがある。更にラサールの浩翰の著作と云つたやうなものゝ如きに至つては、ベルリンの帝國圖書館に行つてすらも見當らない。彼の書翰やまたは小傳記などで印刷に附せられたものは殆んど無いと云つても良い位である。然し若し果してラサール研究の材料が斯くも乏しいのは全く世人が彼を仇敵視した結果であると云ふ

ならば、それは亦已むを得ないとしても彼に對するこの反感は現在でも多少は殘されてゐるのであるが、この反感にも相當に限度がある。即ち此頃ではラサールに對する好感、是認、好意、賞揚等を表はす言語を諸處方々で耳にする事は私の稍意外とする所であつて、然もこれ等の好感はラサールとの關係が親密であればあるほど、益々濃みがあると云ふ形である。

この事實はラサールにとつて甚だ有利な證據である。何となればラサールのやうな傑出した人物の場合には何時でもかう云つた事情が伴ふものであるから。或る者は其才能や其赫灼たる名聲などによつて傍人を眩惑させるかも知れない。然も段々之に接近して見ると、折角の其魅力も次第に霧散して了ふことがよくある。ローマ法王の威嚴は御膝下のローマでは最も輕いと云ふではないか。

大人物が其人格の眞價を知られるのは、實際に最も良く彼を了解して呉れる周圍の人々によつてである。私は數年間此のやうな黒白色々の批評を對照研究して見たが、それと同時に此問題に對する私の研究の興味は彌々深くなるばかりで、少しも消磨されない。

ラサールに對する總て此等の批評は私が今日まで彼に關して形作ることが出來た色々の見解や觀念と相俟つて、今や私の心耳に異様な多音的な諧調をなして響いて居る。私は未だ嘗てラサールに逢つた事もなく又彼の談るのを聽いた事もない世間一般の人々と同一の程度にラサールを了解して居る積

りである。そして彼の性格の光明面を考へるとき、私は此問題を充分翫味するに必要なだけの喜悅を覚える。又彼の暗黒面に關しては、それはあるにしても、極めて局限された範囲内のものであることを知る。勿論私は多方面に亘つてのラサールの精力に對し、其各方面の一々について充分敬意を以て之を取扱ふと云ふやうな事は到底爲し得ない。そんな事はラサールと全く同一程度の徹底した古典學者、思索家、法律顧問乃至經濟學者にしてはじめて出来ることである。が然し私は茲にラサールの性格や智能的方面に於ける彼の主要な特色を描寫して見たいと思ふのである。

ラサールがその晩年に於て唱導した主義は頗る多數の文士の間に追隨者を發見して、その結果彼の攻撃的論鋒を益々鋭からしめた。尤も初めは此思索家の主張する主義が果して眞理を含むか否かにつき疑を挟む者も大分あつたが、其眞理は臆て立證され肯定された。ラサールが最後に唱導した實際的提案が果して當を得て居るかどうかに就ては、議論が大變囂しかつた。私はこの論争に對して自分の私見を述べる柄でもなく、また此論争に参加する意志も勿論ない。然し何人も次に述べる方面においては何等の努力も試みて居ないがゆゑに、私はこれを攻究して見たいと思ふ。それはフェルディナンドラサールの人物、彼の性來の根本的主義、彼の最も深遠な精神的特性、彼の卓絶した思想——此等解説を加へんとする事である。換言すれば、彼の智能の特色、彼の才能の性質を説明して見やうと云ふ事である。

更には約言すれば、人間として、文豪として、雄辯家として、また政黨の一大首領としてのフェルディナンド・ラサールの人物を描寫して見たいと云ふのである。随つて私はこの主題とこれと全く趣を異にした他の困難な仕事とを混同しないやうに努めるつもりである。他の困難の仕事とは現時代が是非共取扱はなければならぬ最も困難な又最も激しい議論の焦點となつて居る問題に對して批判を試みんとする仕事であつて、多くの人々の目から見れば、こゝにいふ仕事は少しも困難でなく、頗る單純なものであるかも知れないけれども、私はこれには手を觸れない考である。

私がここに描寫しようとするラサールの生涯は熱烈な覇氣と疾風迅雷的の速さを以て送られた一生であつた。その生涯が餘りに早く過ぎ去つたので、現代人はそれが如何に重要なものであつたかを充分に翫味する暇もなかつた程であつた。ラサールの科學的著作は普通一般の知識階級の人々には容易に手に入らないし、又彼の著した小冊子類は勞働階級の人々が之を讀んでも、僅かに半分位しか理解することができない。批評家的思索家としてのフェルディナンド・ラサールは何人も追隨し難い第一人者として現に吾人の思想界を支配して居る。一度彼の痛撃を被つた制度も個人も永久にその創痕から回復することが出来なかつた。

けれども如何に非凡の學者と雖も偶には錯誤に陥らぬとも限らない。しかしこゝにいふ些細な錯誤は

問題にはならない。時の流れは此等の錯誤を洗ひ流して、残る所は人類永遠に繼承さるべき眞理のみである。

ラサールが多年研究した古代ギリシヤの思索家ヘラクリタスは生存の原始力を言ひ表はす爲めに色々な象徴を用ひるのが癖であつた。例へば、火、流、正義、戦闘、肉眼で見えぬ調音、弓と六絃琴のやうなものがそれである。ところが若し吾人がフェルディナンド・ラサールの生涯を一貫しての根本的主義を言ひ表はすべき何等かの象徴を求めると、思はず知らず、吾人の胸中に右のヘラクリタスの用ひた象徴が浮んで来る。ラサールが社會事象の進展が遲々として居るのをもどかしく思つて書いた書翰の中の何處かに、彼は「私の熱烈な魂」と云ふ言葉を用ひてゐるが、この「熱烈な魂」と云ふ言葉は單に比喩的には十人が十人誰でも用ひる言葉であるが、恐らくこの「熱烈な魂」と云ふ言葉は何等の誇張もなしに用ひ得る者はラサールを惜いて他にあるまい。何となればラサールの内心的實在は常に熱火に等しい或る一種の力を包蔵して居るが故に、彼の「熱烈な魂」とは本當に熱烈で、火のやうに燃えて居るのである。知識及び科學に對する彼の火焰のやうな愛好、正義及び眞理に對する彼の渴望、彼の熱心、彼の不屈不撓の自信力、彼の深く根を張つて居る己惚心、彼の勇氣、力に對する彼の嘆美——總て此等は猛烈な、喰ひ附かんばかりな情態をもつて表現された彼の特性であつた。ラサールは全世

欠

欠

月二十一日のことである。彼はダマスカスでユダヤ人が虐殺された事を同夜初めて耳にしたとき、彼は此惨事に關して、日記を次のやうに書いてゐる。

『あゝ！読むも怖ろしい。聞くも怖ろしい。身の毛もよだつやうだ。身體中の感情が激怒に變じて行く。假令甘んじて此暴戾に服従するにしても、慨然として復讐するにしても、よくも一民族がこんな悲痛事に堪へ得るものだ。然しダマスカスからの報告中次の文句は事實だ。恐ろしい事だが、事實だ。此地球上の穢多非人のみが單り堪へ得るのみであるところの此惨虐に、此町のユダヤ人は堪へたのだ。然も何等戦慄すべき復讐もせず……斯くて我等ユダヤ人の無神経さ加減にはキリスト教徒ですら一驚を喫して居る。そしてキリスト信者はユダヤ人が反亂も何もせず、戰場に屍を捨てんよりは拷問の筈に横死する方を選んでゐるのを怪しんで居る。嘗て聞く、スキツル人が滅茶苦茶に虐けられて、その結果ついに叛亂を起したと云ふ虐殺も、今度の此事件に比べて、もつと大事件であつたらうか？ダマスカスに於けるユダヤ人が若し叛亂を起すとして、町の隅から隅まで火を放つて之を焼き盡し、火藥庫を爆發し、彼等を虐げる暴戾漢共をみなごろしにしたとしても、ユダヤ人の此革命よりもつと正義の軍が果して何處にあるだらう。あゝ！臆病者揃ひの國民よ。汝等には現在よりもつと良い運命は勿體

ないのだ。脚下に踏み敷かれた芋蟲ですら體を向き直すのだぞ。然るに汝等は愈よ低く愈よ深く汝等の頭を下けるばかりだ。汝等は死ぬ事も出来ねば破壊に對して復讐する事も出来ない意久地無し揃ひだ。汝等には正義の復讐と云ふ意味がわかるまい。汝等は敵と共に屍を埋めて、斷末魔の苦悶の間にすらも、敵を滅茶々に斬りさいなむ事も出来ないだらう。汝等は初めから奴隸として生れて來たのだ。』

ユダヤ人がその宗教上の或る儀式を擧げるに方つて、殺された小兒の血を用ひたと云ふ捏造説が傳へられたとき、七月三十日ラサールは其日記に次のやうに誌して居る。

『またしても奇怪千萬な風説が傳へられて居る。ユダヤ人がキリスト教徒の血を用ひたと云ふのだ。同じやうな話がダマスカスでも、ローヅでもレンベルグでも、世界の隅から隅まで、そこら中で、ユダヤ人に對して同一の難癖を附けて居ると云ふ事實は、今や我等ユダヤ人が蹶起一番、キリスト教徒に流血の憂き目を見せて、實際に於て我等自らを救済すべき時機が熟したことを示すものだ。神は自らを助けるものを助けると云ふではないか。賽は既に卓上に投出されて居る。唯此賽を轉がす者が居ないのみだ……』と。

少年時代のラサールの兩親に對する關係は子供らしい愛と、よく親の命令に従ふと云ふ事とを特色

として居た。實際彼は身も魂もぶち込んで、兩親に孝行を盡した。彼の父は背の高い、力強い、そして伶俐な他人を引きつけるやうな顔を持つた人であつた。然し彼は家族に對しては一種の暴君で、氣の荒々しい疝癢持ちであつた。しかもそれと同時に、彼はラサールにとつては如何にも愛情の深い父であつた。ラサールの母親は其の少しばかり違ひ、怒り易い、そして少し激しい性質の女であつた。一番年上の子供、即ちラサールの姉のフレデリクは美しい、活潑な娘であつた。彼女の最初の婚約は不幸にして成立しなかつた。そして一八四〇年頃彼女は從兄のフェルディナンド・フリードレンデルに嫁した。此のフリードレンデルと云ふのは非常に有能な人物であつたが、その當時は餘りラサールの家庭に容れられなかつた。當時ラサールはまだほんの少年であつたけれども、屢々姉の境遇について年上の誰れ彼れと議論をし、年齢に似合はぬ早熟な冷靜の態度を以て、姉の結婚の將來やら、姉の必要な嫁入仕度の事まで觀望し、且つ相談に乗つて居た。

ラサールの己惚心は實に其少年時代から發達し來つたものであつた。然も彼の己惚は他の多くの天才青年の場合に於けるが如く、漸く自分の非凡な能力に對する自覺が生じ始めて、まだ良く固まらない脳髓に投げられた陰影のやうなものとは全く違つて居た。其後彼が大人になつてから後でも、吾人は屢々彼の己惚根性の爲めに不快の感を懷かされた。彼の日記を見ると、彼は一寸でも他人から責め

られると、必ずそれを一々日記につけて置いた。彼の家庭の年長者は幾度も彼の智能の秀でた事と鋭敏な事とを口を極めて賞讃し、彼に對しては『天才』と云ふ語をすら用ひた。彼の著しい特性たる自尊心の強い事、否寧ろ生意氣、出しや張りこでも云ふべき傾向は全く彼の己惚心の然らしめた所であつて、學校に於て教師に對し絶えず反感を懷き、教師を目して仇敵の如くに思ひ、又彼の少年時代が大體に於て、我儘放題の生活を以て終始したのも、亦實に彼の性來の己惚心の然らしめた所であつた。

小學校時代の生徒としては彼は全く成績不良であつた。相當に智恵があり、異數の能力を持つて居るにも拘らず、ラサールは少年時代から殆んど先天的に怠け者であつた。絶えず悪戯ばかりする。友達や先輩を欺す。自分よりもつと勉強する成績良好の生徒の宿題を共儘そつと寫して教師に出す。偽りの口實を設けて欠席する。そればかりではない、もつこ不正な品行な事の限りを盡して居る。例へば、彼は父から學校へ出す欠席届を偽造することが屢々であつたのみならず、六個月間續けて、先づ母親の署名を偽造し、次には父親の署名を偽造して、學校から家へ持つて歸る成績表が、兩親に見せられない程悪成績を示して居るので、父母に見せず、偽造した署名を捺して學校に持ち歸り、殆んど毎日のやうに、ずる休みしては、玉突とトランプばかりに耽つて居た。

その當時又彼は、不思議にも最も強い、最も温い友情を持ち始めて來た。又自分の行ひに對しては

立派に正直に己れを責め、己れを咎めて居る。日記を見ると、こう云ふ風につけて居る。「私は何う云ふものか知らながい、父が嚴重に之を禁じて居る玉突が好きで、たまらず、毎土曜日は必ず玉突をして遊んだ。私は自分の素行に關する學校からの通知書に、そつと偽造の父の判を捺して遣つた。勿論之も甚だ悪い事である。然もこんな悪い事ばかりしながら、私は父に對しては最も強烈な愛情を持つて居た。即ち子として愛し得るだけ充分に父を愛した。私は父の爲めとあれば喜んで自分の生命を投げ出す事を辭しない。だが然し……元來こう云ふ風に悪い事をするのは、全く私の思慮に缺如して居る所がある爲めで、私は決して腹から悪い人間ではないのである」(一八四〇年一月十四日)

ラサールが自ら認めて居る思慮の足りないこと云ふ子供らしさと、他の一方に於ては、燃えるが如き熱烈な精神を持つて居たと云ふ事との間の矛盾は、實際かゝる矛盾があつたと云ふよりは、寧ろ一見かゝる矛盾があつたやうに思はれたに過ぎないのである。

ラサールは過激な氣質の男であつた。熱頭的の性質を持つて居た。或る日彼の父が酷く彼を咎打つたとき、彼は其自負心が慘たらしくも傷けられたのを、ま、ま、しく思つたのか、直ぐに自殺を謀つた。即ち早速飛び出して行つて、オーレ河に投身せんとした所を、後を跟けた父親が將に投身の刹那後ろから抱きとめたので、辛ふじて其意志を執行することを妨げられたのであつた。それは一八四〇年一

月二十九日の出来事である。また學校からの成績簿に彼が父親の賈の判を捺した事が露見した時も、彼は即座に自殺して了はうと思つたが、自分が死んだ後に、両親はどの位歎く事であらうと、それを考へたばかりに思ひ止まつたのであつた。然し自殺しやうとするまでに悪事を悔むたのもほんの僅かの間であつた。こればかりの些事、又こればかりの屈辱、これを自分の將來に比較したならば、黄海の一粟にもあたらぬ位に思ひ直して、漸くその心を回復することが出来た。

彼が如何に感情の強い男であつたかは、其憤怒と憎惡の強さ加減で一番良く知ることが出来る。そして又復讐に對する渴望！一寸でも彼を侮辱する者があらうなら、彼は其胸中に燃える消止める事の出来ない火焰のやうな憎惡の念がむらくとして、抑へ難く、必ず復讐しなければ止まなかつた。そして復讐の手段を了へるまでは、先づ火のやうな文字を羅列した手紙を對手に與へて、その憤怒の情を目のあたり睨んで居なければ承知の出来ない性分であつた。かうして年少の時代から既に彼は猛烈な残忍性と、自己の願望を遂げる爲には必ず腕力に訴へる傾向とを帯びて居たのである。然るに此残忍酷薄な性質に對する奇妙な對照は、彼には無限に正直なところがあつて、此正直によつて彼は必ず自己を内省して見る事を怠らなかつた。同時に自己と自己の周圍の人々との關係を内面的に考察して見るのであつた。名譽と云ふものに對する彼の此尊敬の念は、往々にして彼が目的の爲めには手段

を擇ばず、直ちに暴力に訴へると云ふ名譽心の缺如、或る程度まで捕足することが出来た。

プレスラウの中學校に通學して居る間に、狡妙な手段を回らし、自分の學業成績の報告に良好と書いて貰ふことが出来た、その秘密が曝露されたとき、彼は直ちに中學校を半途退學して、ライプヂツヒの商業學校へ轉學しやうとの希望が起つた。ラサールの父は彼が商人になるのを欲しなかつた。そして一家族の友人やら知己やらがこの問題に喙を容れて、或る者は父の意見を支持し、或る他の人々はラサールの肩を持つた。其結果忽ち一家の爭論、不和を齎らしたので、此時初めてラサールは、殆んど或る問題に無關係のやうな門外漢や野次馬が色々な意見を提出するに對し、一々之を考量して見て、之に基いて去就を決するなど云ふ事の、愚極まり且つ頭を混亂させのみである事を、今更のやうに知つたのである。丁度この時分彼は御伽噺の中の、百姓と其息子の話を讀んでゐた所であつた。即ち其百姓も息子も共に驢馬の處置に就て、行き交ふ通行人の一人々の意見を徴した結果遂には二人ながら歩いて、その驢馬を擔いて行かねばならぬ事となつたと云ふ馬鹿くしさを身にしみんと感じたのであつた。爾來彼は處世の第一要義を此御伽噺から抽出した。其後彼は屢々此譚を引用して、『驢馬を擔ぐのはいやだ』と手を振つた。

兎に角轉校問題の爲めに意外の騒ぎを惹起したので、彼は絶望の状態に陥つたが、聽て決心する所が

あつて、彼は一八四〇年五月奮然としてライプヂツヒに去つた。然るにライプヂツヒの商業學校では、教師に對する彼の敵意は、プレスラウの學校に於けるよりも更に一層甚しかつた。こゝでも彼は教師連を目するに、單に惡意に満ちた仇敵とのみ思ひつめて、決して何等の恩惠をも感得しなかつた。彼は自分が到底凡庸の才でないと言ふ自覺を強くすれば強くする程、已惚心は益々増長して行つた。併し同時に、彼は烈しい戀病に罹つて歸心矢の如く、殊に父親に逢ひたいと言ふ熱望は頓に募つて來た。彼は其殘忍な性格にも似ず、父親に對しては滿腔の愛情を捧げて居たからである。又彼は姉にも遭ひたかつた。姉に對する彼の心の奥底からの愛着と美しい戀情とは、時の経過と共に益々募るのみであつた。ライプヂツヒで彼は種々な友人と眞心罩めた清醇な友誼を結んだ。中にもロベルト・ツァンデルとは特に懇親の間柄となつた。其妹のロザリエこそはラサールの初戀の對照物であつた。此熱情家の學生が戀を得んが爲めにロザリエに送つた艶書や、戀を訴へた詩の類は夥しい數に上つたが、此等は一八七六年ロザリエが死ぬと同時に、悉く焼き棄てられて了つたのは殘念な事であつた。

一八四一年八月以後は、ラサールは最早ライプヂツヒの商業學校には居なかつた。彼は自分の將來の職業の撰擇方針が誤まつたことをつくづく發見したのであつた。彼は自分が全然商人には不向きであると思つた。この事實を聞いた兩親首め家の人々は別に大して驚きもしなかつた。彼等は初め

からラサールを學者に仕立てやうと望んで居たからである。かくて一八四〇年八月三日の彼の日記を見ると、彼は自分をウキルヘルム・マイステルに比らべてゐる。曰く、我心はウキルヘルムの心と同じく藝術の爲めに鼓動してゐる。然しマイステルと自分との間には次のやうな差異がある。即ち、ウキルヘルム・マイステルは其兩親が本人の希望に反して、無理に彼を商人にしやうとしたのであるけれども、ラサール自身の場合には、自分が勝手に藝術の研究を斷念したのである。しかし彼れ自ら考へた。私は到底公的生活を放棄する譯には行かない。よし藝術の道に立つにしても、政治をやるにしても。——と。ラサールは商品の價格など云ふ事よりも自由と云ふ事に關して大ひに考へてゐた。彼は徒らに商賣上の競争の結果、商品の價格を低下せしめて、品物を棄賣りする商人を呪ふより、先づ第一に、人間から其最高の幸福を剝奪する貴族階級の犬どもに對して、より以上に激烈な呪咀の罵聲を浴びせかけた。

今やわれわれはラサールの少年時代の日記から觀て、この僅か十七歳に達したばかりの少年が、如何に迅速に一個の若い男となりすまし、その人生に於て自分が勤めたいと思ふ役割を充分に確信し、彼を待つて居る運命の手に對しては殆んど疑惑以上のあるものをもつて、人生の航行に發程せんとし居るかを容易に知ることが出来る。

彼は頻りにベルネを読み耽り、ベルネを賞讃し嘆美した。やがてベルネは彼の第二の理想とまでなつた。ベルネの『バリーからの手紙』を読んで、彼は如何にドイツに於て三千萬の民衆が僅かに三十人の暴君の下に虐げられて居るかを知つて、今更ながら戦慄せんばかりに驚いた。そして怖れた。彼はヨーロッパの専制君主に對するベルネの痛罵を賞讃した。然も彼の特性の然らしむる所か、彼の健全な政治思想を以てしては、彼は到底近き將來に於けるヨーロッパに對し、ベルネの抱持して居るやうな子供らしい希望を受け容れる事は出来かねた。一八四〇年七月二十四日の日記に彼はかう書いてゐる。『ベルネは凡そヨーロッパの君主誰一人として、其孫が帝位に即くだらうと想像して居る程盲目な者はあるまいと甚だ樂觀的口調を洩して居るが、不幸にして私は彼の意見に賛成出来ない。私の考へとしては、事態は良くなるどころの話か、益々悪化するだらうと思ふ……』

青年時代に於て著しく革命的氣質を表はし、革命的傾向の力が甚だ強かつたにも拘らず、ラサールが自分の氣質の中に幾分か貴族的分子を含んで居ることを認めたのは、頗る注目し得る事實である。そして彼は自分の民主的傾向は彼の本來の性狀から來たのではなく、寧ろ周囲の事情から然らしめたのであるとまで告白してゐる。七月十九日の日記に曰ふ、――

『私は芝居を見に行つた。レウエがフキエスコを演じてた。確かにこの芝居のラヴェグナ伯は

欠

欠

がやつたやうに。さうしたら、さしもの君主連もガタ／＼慄ひに慄へて、齒の根が合はない事であらう。そして彼等は初めて自分達の遣つけられる時が到来したことに氣が着くに相違ない

と言つてゐる。

ラサールは多年ハイネを研究して、今やハイネの著作に充分精通するやうになつた。彼はハイネを嘆美して措かず。『私はハイネを愛する。ハイネは實に第二の私である』とまで云つてゐる。彼はハイネが自由の爲めに戦ふことから變節した事實を知らないのだ。ハイネが自分の頭からジャコビン黨の過激派の帽子を地上に抛つて、之に代ふるに黄金のレースの附いた帽子を以てした事を知らないのだ。ハイネが『私は王黨派である。民主々義者ではない』と云つたのを、ラサールは彼が皮肉の戯言を弄したとのみ思ひ込んで、ハイネが眞劍にそう放言したとは信じてゐないのである。又彼はハイネが斯く放言したに鑑みて、貴族共和主義者のバタ／＼死ぬのをハイネが如何に心苦しく思つて居るかを知らないのである。彼が満十六歳に達したとき、ラサールは自分の採るべき主義及び自己の將來に關して彌よ決心の臍を固めた。彼はどうしてもつと學問を続けたいと云ふ打勝ち難い決心を父に打明けた。父が彼に向つて、そんならどんな學問を續けてやりたいのかと尋ねたに對し、ラサールは答へた。『世

界中で最も偉大な、且つ最も廣く總てを包括した學問をやりたい。人類の最も神聖な利益と最も密接な結合を持つた學問を續けたい。それは即ち歴史の研究に外ならない」と。そこで彼の父親は更に疊みかけて、『そんなら御前は詩人になる考へはないか』と尋ねた。ラサールはこれに答へて、『いや詩人となる考へは無いけれども、私は小冊子を書いて、熾んに自分の主義を宣傳して見たい。そして實際的の社會運動をやつて見たい』と陳べた。彼は言を續けて、――

『今や人類の最も神聖な目的に向つての闘争が着々行はれつゝある時機である。十八世紀の末葉までは、世界は全く抵抗力の無い迷信で手も足も縛られて居た。それから後智能の力が起つて來て、それが物質的の力を振興させ、その物質的の力は遂に其當時現存して居た總ての社會制度や組織を流血と廢頽との中に顛覆して了つた。其最初の爆發こそは實に物凄いものであつたが、之れは避くべからざる所である。其當時から以來今日に至るまで、人類の最も神聖な目的に向つての闘争は、中斷されることなく、繼續して來たのである。……最も崇高な目的に向つての闘争奮闘は最も崇高な方法で行はるべき當然の理である。随つてこれから將來は、眞理と云ふものは物質的・肉體的の力を以て擁護さるべきである。何となれば王冠を戴いて居る人々と雖も、亦其方法を以て眞理を把握しなければならぬからである。しかし我等の目的をして、

欠

欠

然の歸結として、極端な態度に出でることを。その窮鼠的根性こそは、ここに謂ふところのユダヤ語の『チユツボ』と云ふ語を以て言ひ表はされ得べきである。吾人はフェルディナンド・ラサールにおいても正に此ユダヤ民族獨得とも云ふべき『チユツボ』氣質の迸るのを見た。即ち彼が或る刑事裁判の被告として法廷に立つたとき、裁判長が公判を續けることを拒絶するとまで宣言した程裁判長を激昂せしめたラサールの態度は實に此所謂『チユツボ』であつた。彼は検事の論告にも判事の審理にも耳を藉さばこそ、自己の立場を辯護すべく、法廷で大演説をおつ始めたはまだしも、皮肉澤山、口を極めて検事を翻弄嘲笑したのであつた。ラサールの傍若無人の横着振りはとても手が着けられないのである。裁判長は嚴かに彼に發言禁止を命令したけれども、そんな命令に服従するラサールではない。彼は直ちに、自分がどの位の程度まで言論の自由權を褫奪されるのであるかとの問題に關して、裁判官に議論を吹つ掛け、滔々數千言を費して、たうとう發言禁止どころか立派に發言權を獲得してしまつたのであつた。

ところが、此『チユツボ』なる特性は、ユダヤ民族一般を通じて、彼等に於ては、時によると鐵面皮横着と云ふやうな性質から更に一步を進めて、『盲目滅法に前進する』と云つたやうな一種反撥的の形を作して現はれるのである。換言すれば、それが正當であらうがあるまいが、問ふ所ではなく、理が

非でも前方に妄進すると云ふ根性なのである。尙ほ或る他の場合に於ては、此「チュツボ」は更に一層自立つ智能的形態を採つて表現する。即ち決意とか覺悟とかの形を作して現はれるのである。例へばラサールの場合の如きがそれであつて、彼の心の中には既に高尚な色々の能力が備はつて居り、これ等の能力が彌々益々發達すべき機會を待つて居る有様であかるら、ここに於てか、ラサールに於ては挑戦乃至反抗と云ふものが一種の素質を作し、一個人としての各種の行動舉措に對する衝動となつて表現し、且つ、絶えず、彼の本來持つて生れた内心の精力に益々濃厚な色彩を帯びしめるのである。随つて、ラサールに於ては、或る一つの行動を爲す彼の本能性及び能力は、純粹のアングロサクソン民族が何か一の事業を爲さうとする本能乃至能力とは大いに其趣を異にして居た。アングロサクソン民族においては、絶えず何物かを生産しやうとか、又は事物を整理しやうとか云ふ目的で行動するに過ぎないのであつて、謂はゞ建設的であり生産的であるに反しラサール一派のユダヤ民族に於ては、一切に對する反抗破壊の衝動であるから、随つて此種の本能性乃至能力と云ふものは、敵對とか反抗とか云ふ雰圍氣の中に於てのみ生息し且つ呼吸し得るに過ぎないので、約言すれば飽くまでも破壊的の性質を帯びて居るのである。だから、もつと平和な建設的な雰圍氣中に生息せよと、此種の本能性に命じたとするも、それは結局不可能である。

奏樂會の場所で初めてラサールに出逢つた事のある或るドイツの文士が彼を批評して、こう云つてゐる。「ラサールと云ふ男は一目見ただけでも反抗の權化であることが分る然しつらく彼の前額の具合を見るに、精力の横溢して居ることを表はして居り、あの精力を以てしたならば、假にラサールが王冠を贏ち得たとしても、何人も之を怪しまないであらう」と。實際この文士の評言の通りで、「ラサールの性格の眞髓とも云ふべきものは實に精力そのものである。彼には精力の外何物も無いと評して良い位だ。しかも此精力たるや、わざ／＼障礙物を索し廻つて、若し見つけたら最後、其障礙物に打勝たうとする精力である。ラサールはその性格の總ての要素を勝利を獲る爲め的手段として利用したのである。彼の冷靜、彼の争闘好きの特性、彼の野心、彼の倨傲不遜な態度、危機一髪と云ふ時に際しての彼の驚くべき確固不拔の精神すべてこれ等の氣質は何れも勝利を獲る爲めの手段方便として利用されたのであつた。二十三歳のとき、ラサールが初めて監獄に投ぜられ、未決囚として獄裡にゐたとき、彼は決して監獄の規則を遵守しなかつた。そして反つてあべこべに、看守に向つて彼れ自身の命令を發した。そして看守達が其職權を揮はうとする毎に、其處に大亂暴の場面が演出されるのが常であつた。自分の姉が彼の爲めに哀訴嘆願する所があつたと云ふ事を耳にしたとき、ラサールは早速國王に聲明書を送つて、自分を誤解するなからんことを國王に注意した。ラサールの燃えるやうな

若々しい青春の氣性は、色々の點に於て、シーザーのそれと酷似して居た尤も彼の爲めに恐れを懐くに至つたドイツの市民は其後ラサールをカチリンに比したけれども……彼は權勢の地位に就くために生れたものだと自ら確信し、一世を支配しやうと試みて、著しく傑出したのであつたが、彼の生れは彼を王侯貴族よりも下の地位に置いた。彼は中流階級で終始した。そして踏み躪られた民族の一員として一生を送らざるを得なかつた。ここに於てか、彼は思索家となり、民主主義者となり、社會運動者となりそうして此徑路を辿つて、自分がその爲めに創造された社會的地位に達する途を講じたのであつた。

少年時代ですらも、ラサールは既に自己の運命を自覺して居た事を吾人は發見する。尤も此自己の運命に關する彼の理想は彼が長ずるに及んで次第に明確を缺いて來たけれども、人間の自覺によつて目的と見做された事も、住々にして、自然と云ふものゝ目から見れば、單に目的に對する手段に過ぎず、そして、ラサールの場合に於ては、自然が彼に向つて勢力と好評と賞讃と權威とをすらも要求せよと勧めたことを吾人は記憶しなければならぬ。そして此賞讃と權威とは或る一民族又は一階級の指導者たるべき傑出した人物に對し當然與へらるべきものである。吾人は尙ほ次のやうな事を記憶に留めて置かなければならない。即ち自然は尙ほ又極左黨の一員として、ラサールを此世の中に産み落し、

そして、數百年の長きに亘つてユダヤ民族が受けて來た壓迫と侮蔑に對して復讐するのが彼の義務であるとの感覺を彼に賦與したと云ふ一事である。然らば、即ちラサールが幼少の時から夙に、自己を目するに革命家を以てし、一政黨の首領を以てした事は全く避くべからざる所ではなかつたらうか。これ等の傾向は近世學問の勢力と緊乎しつかりと結合して、ここにラサールをして先天的の學者たらしめたところが近代科學は何によらず、其總てが一體をなして、過激思想の進歩發達を助長せしめる結果となることは勢の然らしめる所であつて、或る一人の人間が益々深く學問を究めて行けば行く程彌々益々その人間は、唯徒らに因習傳統のみを基礎として築き上げられた總ての制度組織に反抗しなければならぬやうに自ら深く感じてくるのである。

ラサールは甚だ早熟の方であつたけれども又それと同時に、彼の中に潜んでゐる少年時代の氣持は成育し過ぎもしなかつたし、又途中で殺されもしなかつた。彼は『自分には今まで少年時代があつたのかしら』などと自分を顧るやうな手合の人間ではなかつた。彼は成長した後にも尙ほ依然として少年時代の氣質の何物かを存してゐた人物であつた。スピールハーゲンが純然たる詩人的の筆致をもつてラサールの人物を描寫したのだけを見て、直ちにラサールと云ふ人間は色の蒼白い、落着いた、常に生眞面目な顔附ばかりしてゐるレオのやうな人物だと早合點してはいけない。大人としてはラサ

ールは感情と同情とに深い人間であつた。其私的生活に於ては、彼は自創心克己心を缺き、動もすれば自己の憎悪の感情、倨傲不遜にして剛復な傾向の奔放するに委せた男ではあつたが、一旦嚇怒して見て、暫らく経つと直ぐに、全然温い愛らしさを以て、今の今まで憤慨して居た事件に對して讓歩してしまつて、につこり笑ふのが常であつた。彼は成人して後と雖も、子供であることが出来た。子供のするやうな悪戯をすることが出来た。彼が柄にも似合はず、見榮外見を飾るのが好きであつた事や、何でも派手に見せびらかす事に殊の外興味を持つて居た事などは、これ全く彼の稚、満々たる子供々々した性格の然らしめた所であつたのである。彼は民主主義者であつたにも拘らず、恐ろしく御洒落で、衣服の嗜好などに就ては非常に氣むづかしい男であつた。尤も衣服に對する彼の趣味は仲々見上げたものではあつたけれども……。彼は自分の部屋を趣味深く裝飾することが大好きであつた。だから、彼の家は唯單に優雅と云ふ事を特色としたのみならず、外見に於ても頗る立派なものであつた。彼は夙に一八五〇年より一八六〇年に至る十年の間に東洋諸國を漫遊して、掛軸其他の美術骨董品を蒐集して歸國し、之を以て自分の邸宅を飾つた。偉人は往々にしてさうであるが、ラサールもまたその日常の生活に於て稍劇的であつた。芝居掛りの事が好きであつた。此點に於ては、ナポレオンもバイロンも矢張りラサールと同一であつた。ラサールは又自分の家で友人を饗應するときには、恐ろ

しく食物にやかましくて、ベルリン第一流の料理が卓上に運ばれなければ承知しなかつた。しかもそれは彼が勞働者階級の急先鋒として、彼が出陣せんとしつゝあつた時であるから、尙ほ更ら興味深い事象である。しかしラサールの此等の特質を以て唯單に性格上の矛盾から胚胎したものと見做しては當らない。之れ全く、深遠な思想を抱持し、複雑な性格を有する人物の中に存する思想上の對照から來たものと解しなければならぬ。つまり、過激主義者にして然も性來美に對して鋭敏な憧憬を有したが如き、革命戰鬥の勇士にして然も綺羅びやかに裝飾を施した劍でなければ提げなかつたが如き、或は又如何に大人になつても、飽くまでも少年時代の氣持から離れなかつたが如き、ラサールは實に此種の思想上の對照から來た特性を具へてゐたのである。

若しそれラサールの智力に至つては、極端に近世的の分子と全然古典的の要素と、兩方を同時に併せ持つてゐたし、また古典的知識のみに就て見ても、それは二重になつてゐた。即ち享樂を好み自分自らを其環境と容易に同化調和せしめ得る能力に於て彼は正にアルピシヤの部類に屬した。彼は學者連の會合にも、革命家の集合にも、監獄にも、舞踏會にも、巧みに自己を調和させて行つた。彼の青年時代には、恰も世間の他の人々が舞踏會にでも出席するときの氣分で、極めて無頓着に監獄に引かれて行つた。之れラサールの古典的氣分の一面である。そして他の一面に於ては、其意志の鞏固な點

に於て、其政治上の達識先見の明に於て、將た又征服し組織する能力手腕に於て、彼は宛然たる古代ローマ人の典型を具へて居た。

ブレスラウ大學及びベルリン大學に於て、彼は餘りに古典の研究に熱心であつた結果、遂に哲學を研究するやうになつて、次には頻りとヘーゲル研究に没頭し、殊にヘーゲルの討論的方法に多大の趣味を感じた。然もそれと同時に、彼は青年ドイツの革命思想を熾んに吸入しつゝあつたものである。ベルリン大學を出てから後、暫らくライン河畔に、獨立の獨身生活を送り、其後デュツセルドルフに於て及び一八四五年パリ滞在中に、ギリシヤ言語學及びギリシヤ哲學を研鑽した。ラサールがパリに居たのは彼が二十歳の時であつたが、彼は其處でハインリヒ・ハイネと親交を結んだ。吾人は如何ばかりハイネがラサールによつて牽き附けられ眩惑されたかを知るとき、此乳臭の一少年に過ぎないラサールの學力に對する尊敬を増さざるを得ない。それと同時に、吾人はまた他の一方に於てハイネが、年齢から云つても智力から云つても、自分に比較すれば、まだ嘴の黄色いほんの青書生に過ぎないと思はれたに相違ないラサールに對して話をしかけると、或は又ラサールの事を他人に物語るとき用ひた言葉振りの重みを秤つて見るに及んで、如何に此天才詩人の心理的内觀力が鋭敏であつたかを今更らのやうに發見して、感歎之を久しふせざるを得ない。

丁度其頃ハイネは旅の空の孤獨に悩む上に病床に臥して居たばかりでなく、彼は郷里に於ける遺産相續の難問題にひどく懊惱して居た。之に對して多大の同情を表したのは若きフェルディナンド・ラサールであつた。ラサールは彼獨特の異常の精力を發揮して他人事とは思はず、ハイネの遺産相續問題に關し親身も及ばぬほどに頭を痛めた。然もラサールの不撓不屈の努力は遂にドイツに於てハイネに同情を寄せる幾多の味方を贏ち得た。そしてそれ等味方の勢力は此病詩人の幸福に影響する所頗る大なる重要な遺産問題を有利に解決する上に少なからぬ價值を表はしたのであつた。かくしてハイネはラサールによつて救はれた。ハイネはラサールに手紙を出すとき、いつでも『私の心から愛する友よ』とか『私と互ひに手を携へる最も親愛な兄弟よ』とか云ふ親しみ深い冒頭を用ひ、そして次のやうな涙を催す感傷的の手紙を書いてゐる。

『今日私は御身に對し唯々感謝するより外に術を知らない。未だ嘗て私にとつて御身程力になつて呉れた者は一人も無いし、又斯くまで温い同情に加ふるに斯くまで事件を取扱ふ上において明敏な分別を發揮した何人にも出逢つた例が無い。御身は鐵面皮たるだけ立派な權利を持つてゐる。御身以外の我等は只徒らに此神聖な權利を横領してゐるのだ。この天が賦與した特權を褫奪してゐるのだ。あゝ！御身に比べると、私の如きは丸で蟲けらのやうなものだ』

『さらば、さらば。御身に對する私の愛情は到底筆紙に盡されぬ程であることを記憶して下さい。御身に對する鑑識眼が誤まらなかつた事は、私にとつてどれ程嬉しからう。しかし私は、嘗て何人をも御身程信用した事がない。それ程までに他人を信用し兼ねるやうに私をしたのは、決して天がしたのではない。私の経験が然らしめたのである。御身の手紙を受取つて以來、私の勇氣は急に振ひ起つて來た。私の病氣も段々よくなつて行く』

と認めてある。四十六歳に達して、幾多の哀愁に苦められつゝあるこの大詩人が、二十回の春秋を迎へた間に冷然たる態度で鍛え上げた鋼鐵のやうな意志を持つた一青年の保護に頼り、涙を流して感謝するこの光景は、殆んどわれわれをして感慨に堪えざらしめる。しかも此青年は之より尙ほ自己の眼前に横はる他の幾多の困難、幾多の辛苦に對さうとしてゐる矢先である。ハイネがラサールに援助を乞ふこの有様は、吾人をして老いたる馴鹿が若い獅子の庇護の下に馳せ參するに比すべきかと思はしめる。

ラサールが其父に寄せた手紙によつて見ると、彼はハイネに自己を紹介したとき、自分は無神論者であると明白に告げたいが、此大詩人が臨終の其折に改宗した事をラサールが耳にしたとき、ハ

イネは恐らくラサールがどんな顔をしたか見たいと思つたであらう。ラサールに關して、ここに一つ愛嬌に富んだエピソードがあるが、何人も之を聞いて、首肯することができであらう。それはラサールがパリに滞在中全然女に目を呉れなかつた譯でもなく、同時に又彼自身の注意を引かなかつたわけでもないと云ふ事實である。そして幸ひにしてハイネがフアルンハーゲン・フォン・エンゼに宛てた手紙が現に遺つて居るが、此手紙に於て、詩人はフェルディナンド・ラサールの人物風采を遺憾なく描寫して居る。此描寫は其當時ドイツが持つてゐた最も賢明なペンを以て、ラサールの人物が微細に亘つて描かれてあると云ふ點に於て、後世末代まで遺して置く價值があると云ふばかりでなく、ラサールが未だ公人として社會に奮闘しない前、まだ文壇に馳せない前の彼の性格を、ありの儘に吾人に示して呉れてゐると云ふ點に於て、二重の價值を有するものである。次にハイネの詩的描寫に成る其ラサール觀を紹介する。

『この手紙の持參人で私の親友であるラサールは、最も優れた智力を持つた青年である。私が今まで知つて居る中で最も該博な學力と、最も廣汎な知識と、そして最も大なる透徹眼とを有する其上に、同君は最も完全な天賦な想像力と、鐵のやうな鞏固な意志と、行動を爲すに方つて異數な巧妙さとを有して居られるが、これ等の才幹は唯々私をして驚嘆せしめる外はない。』

そして若し同君が尙ほ依然として私に對する同情を持続するとすれば、同君は最も充分な精力を傾注して、私の利益を益々増進せしめて呉れる事を私は期待してゐる。兎に角、如何なる場合に於ても、知識と力、才能と品性との此結合は私にとつて甚だ愉快な經驗であつた。私は敢て云ふ、ラサールは明白に又適確に現代主義者であると。我等は今日まで自制とか謙遜とか云ふものを以て稍偽善的に色々の空想を夢み、無駄に時を過す癖がついてゐるのであるが、ラサールにおいては、かうした自制や謙遜などは全く眼中に無いであらう。新時代の人々は完全な占有を要求する。そして彼等自身を世間一般に見せしめ、彼等自身の言ふ事を世の中に聴かしめやうと執拗に主張する。我等舊時代の人には唯々恭しく目に見えないものゝ前に跪き、空虚な接吻を渴望し、そして痛ましい自製の精神の中に、青い花の香を趁ふて蠢動するのを常として、今日に到つたのであつて、甚だ腑甲斐ない次第ではあるが、その代りには、或は我等は傲然として死の闘争の戦場に突進する現代の若き人々の雄々しい劍客振りに比べたならば、恐らくは彼等よりも幸福であつたかも知れなかつた。』

何といふ美辭麗句であらう。その言々句々の中にわれわれはこの一大藝術家の透徹的眼光と巨匠的の手腕と、そして諷刺作家の巧妙な皮肉とを發見することが出来るとともに、最後の一句の如きは、

實に批評觀察者の豫言的内觀を含む事を認めざるを得ない。一八四八年八月十一日、錢函竊取事件の共犯として告發された一人の青年がコロニーニユ巡回裁判所の法廷に引出された。彼は飽くまでも傲然たる態度を持ち、その風采は著しく人目を惹いた。その公訴狀には次のやうに記載されてあつた。

フェルディナンド・ラサール、二十三歳、無職業、プレスラウ生れ、身長五フキート六インチ、頭髮褐色にして縮れ、額際廣く、眉毛褐色、目蒼黒く、鼻及び口は鈞合良く、顎丸く、顔は細をもて、軀幹は瘠せ形。

かうして右のやうに公訴狀に姓名特徴等を記載されたこの青年は開口一番、公判の其當日自己を辯護する爲めに滔々として一大雄辯を揮つたのであるが、かくの如きはドイツの法廷が開始されて以來未曾有の事であつた。

被告は二年前他の二名の青年、オツベンハイム及びメンデルスゾーンの兩人を教唆して、錢函竊盜の犯罪を遂行せしめたと云ふ廉を以て告發されたのであつた。ところで、このオツベンハイムとメンデルスゾーンとは共に非常に富裕な名門の息子達であつて、兩人共此裁判の被告フェルディナンド・ラサールと同じやうにソフキーフオン・ハツツフェルト伯爵夫人を擁護する地位に立つて、ハツツフェルト伯爵家の御家騒動に熱烈に干渉したのであつた。つまりラサールは此等兩名の青年を使喚して、或

る一通の重要な契約證書の入れてあつた一の錢函を、ハッツフェルト伯の愛妾の手許から窃取せしめたと云ふ廉で告發されたのである。右の重要契約書と云ふのは、伯爵が妾の愛に溺れた末、其女に向つて毎年十二萬圓宛を給與すべしと契約したものだと思像されて居た。

けれどもオツペンハイムはドイツの立派な陪審判事の職を勤め、名門の生れでもあり、右の犯罪嫌疑に對する何等有力な證據も擧つて居ないので、窃盜云々に關する動機は到底誤判しやうと思つても出来ないほど頗る單純明白な事件であつたのである。オツペンハイムは四百五十萬圓程の資産を相続すべき嫡男であつたのだから、僅かばかりの金錢に目が眩まう筈は無いのである。彼は現在其錢函を手づから窃取した事實があるにも拘らず、一八四六年十二月窃盜の嫌疑が全く晴れて、無罪放免となつた。二年後一八四八年の一月になつて他の一人メンデルスゾーン陪審裁判を受けて、彼が單に共犯者に過ぎなかつたにも拘らず、窃盜罪として、懲役五年と云ふ重刑を言渡されたのであつた。そこで愈々今度は順番がラサールの處へ廻つて來た。然しラサールは自分は刑事被告人でありながら、其態度は却つて丸で告發者、原告の態度をもつて法廷に立つた。

そして自己の立場を辯護するばかりならばまたしも、ラサールは先づ審判の劈頭に於て、彼が今回の錢函窃取事件の智的發頭人であるとの告發、輕蔑と冷笑とをもつて、頭から一蹴し去り、次いで

彼自身の今回の事件はハッツフェルト伯爵夫人に關する事件と全然同一視すべき性質のものである事を主張した。そして、元氣激刺、人氣を一身に蒐めた一青年雄辯家としての熱血を揮ひ、且つは先天的に征服者として生れた傲岸不遜の態度をもつて、伯爵夫人のやんごとなき仇敵共の罪惡を片つ端から素破抜いて、毒舌を弄して完膚なきまでに之を攻撃罵倒し、更に一轉して、伯爵夫人が此等慘虐な讐敵の手に、如何ばかり残酷非道な取扱ひを受け、然も良く之を耐へ忍んだかを詳細に縷陳した後、尙ほ辯論を續けて次のやうに述べた。

「伯爵一家の人々は何れも全く沈黙を守つて居る。然しながら吾人は若し人間がかくの如く沈黙を守つて居るならば、石塊が代つて大聲疾呼すると云ふことを知つてゐる。人間の總ての權利が蹂躪されたとき、親類縁者の人々が悉く黙り込んで居る一方、可憐な犠牲者は其當然自分を保護して呉れるべき人々によつて遺棄されて、何等の援助をも受けないとき、全く赤の他人たる人類の他の一員が、最初にして而して最終の親族と云ふ資格を以て、その可憐にして無援の人を助ける權利を持つてゐるのだ。諸君は不幸な身の上の彼のブラスリン公爵夫人に關する恐ろしい物語を知つて居るであらう。讀んだ事があるであらう。公爵夫人が自分の生命の爲めに鬭争し藻掻いてゐるのを見て、諸君の中自ら身を挺して突進し、そして夫人を救助しやうと

思はない者が果してあるであらうか。宜しい、諸君よ。私は自分に向つてこう云ふことを言つた事がある。ここに、悲惨なる右プラスリン公爵夫人の事件に比べると、更に更に十倍も不運な立場に陥つて居る一人の人間がある。恰もその不幸の原因たるや、その人間の全生命に對し二十一年間の長きに亘つて、其人の權利が鐵火の苛責の下に踏み蹂られて、毎日言語に絶えたる慘待を受け來つた其憐れむべき婦人に對し、甚だ酷裁の良い殘虐手段を以て、長年月に亘つての蛇の生殺しの殘虐行爲が續けられて來たのに比べれば、實に僅か一時間ばかりの間に過ぎない紛争に外ならないではないか。そして今やその同情すべき婦人の總ての權利は全く蹂躪され盡して居るのだ。何等の咎も受けぬやうに、頗る巧妙な手段を用ひて、彼女を思ふ存分虐待せんが爲めに、嘲弄と輕侮のあらゆる方法が採られた揚句に……」

自分にとつてはこのやうに何等の緣故も無い人の事件の爲めに、熱烈な態度をもつ辯護の衝にあたり、かくまで仁俠的な同情をその弱い犠牲者に注いだこの青年フェルデイナンド・ラサールが、初めてハッツフェルト伯夫人と懇意になつたのは、彼がベルリンに滞在中で、其時彼は僅かに二十歳の青年であつた。ハッツフェルト伯夫人は元或る公爵家に生れ、其時丁度三十九歳であつたが、然も容姿頗る艶麗、何人をも引きつける魅力を持つてゐた。ラサールは深くハッツフェルト伯爵夫人の不幸な境

遇に同情を表し、遂に彼女の權利擁護者となつた。莊重な姿、氣品高い恰好のその四肢、總ての男子を征服するに足るだけのその一舉一動、端麗な其容貌、房々とした、赤味を帯びた黄金の其髪、優れた物ごし、また其言語の使ひ方、穩かな其性格單純素朴ではあるが然も伶俐な言語の云ひ表はし方——これ等は總てハッツフェルト伯爵夫人の武器であつて、それが爲めに、彼女は常に「危険な妖婦」とまで評されるほどであつた。

由來戰鬪的の魂を持つた熱情のこの青年は彼女の魅力に全く動かされてしまつた。それは決して彼女が美しいからではなく、寧ろ彼女が耐へ忍んでゐるその甚だしい不遇な事情に對する同情の念からであつた。彼女の從兄にして夫たるエドムンド・フォン・ハッツフェルト伯に彼女が嫁したのは彼女が僅かに十五歳の折であつたが、何故か伯爵は結婚して以來初めから彼女を嫌ひ、彼女を虐待した。彼は飛ぶ鳥も落さんばかりの權勢を有するハッツフェルト家の中で、最も富裕な一人であつて、七百五十萬圓許りの財産を持つて居た外に、位の高いプロシヤ貴族のあらゆる特權を享有した。隨つて、伯爵が如何に夫人を虐待しても、普通の人間の企及し得ない程に、全く法律の制裁の手の届かぬ地位に在つた。特別に之と云ひ立て、非難すべきどんな悪い事を伯爵夫人が夫に對してしたものか、之を發見するに苦しむのであるが、縱令多少夫人の方に悪い點があつたとしても、下劣極まる伯爵の復讐手

段、乃至彼の虐待の三百代言式であり、悪性極まるのに比べたならば、問題とするに足りない程些細のものであつたに相違ない。

伯爵は夫人をライン河畔のその邸宅の座敷牢の中に幽閉して、夫人が病氣に罹つても、醫者一人迎へやうとしなかつた。たゞそればかりではない、伯爵は密かに其子供等を誘拐した。夫人は母としての心底からの愛情を此等の子供に注いでゐたのに……また伯爵は彼女から生活上の總ての資源を剝奪して置きながら、自分は世襲財産を蕩盡して、ひたすら酒色に耽溺してゐた。そのみではない。わざわざ高い俸給を拂つて、愚劣な三文文士を邸内に雇つて置いて、伯爵夫人に對する讒誣中傷を書かせてゐた。夫人は兩親とも既にこの世を去り、兄弟や他の親類達は皆高位高官に就いて居たけれども彼等は少しも、伯爵夫人に同情し、之を救助しやうとはせず、動もすれば自分等が不名譽の卷添を喰ふであらうことを虞れて、逃げを張つてゐた。尤も伯爵の暴狀が餘り募るので、數回に亘つて、ハツツフェルト家の人々は勿論、プロシヤ國王までが、この虐遇事件に干渉を試み、遂に伯爵から將來必ず夫人をもつと鄭重に扱ふといふ言質までを取つたほどであつたが、言質も素より問題でなかつた。そつといふ約束はこれを破らんが爲めに結ばれたやうなものであつたから……。

かういふ有様であるから、ハツツフェルト伯爵夫人にとつて、採るべきたつた一つの手段は法律に訴

欠

欠

の流言蜚語、當然避くべからざる所ではあるが、萬犬實を傳へる街頭の風評、これ等は遂にラサールをして到底黙止し兼ね、自己に對する一の非難に言及せざるを得ざるに至らしめた。一の非難とは何であるか。曰く、ラサールがハツチエルト伯爵夫人と怪しい關係を結んで居るとの噂がそれであつた。恐らく此非難位一般民衆に事實だと信ぜしめたものはなからうとラサールは云つてゐる。そして、之に對して抗議を申込むなどは殆んど笑ふべき事であつたけれども、彼は此風説に關する證據人に向つて、彼等の確信してゐる動かざる證據だと稱する所謂艶書なるものに對して抗議を提出した。愈々證據物件だと云ふ右艶文^{つやぶみ}を提出させて見たところが、それは全然虚偽の手紙であることが證據立てられた既に斯く反證が擧つて了へば何でもない事であるけれども、ラサールは何故に斯かる醜關係云々の疑念が世人の間に起つたかに關して、之れ亦法廷に於て明快に説明するところがあつた。即ち彼は次のやうに陳述した。

「諸君。此町の有力者連——私に好意を持ち、私の立場を充分に了解し、且つ私が今回ハツツフエルト伯爵夫人擁護の擧に出でた動機は、決して寸毫も私の利己心から出たのではないと確信するとまで言明した町の有力者連が私に談る所に擔ると、彼等までが何か私と伯爵夫人との間に可笑しな關係でもあるかのやうに信じてをり、然もそれは彼等の確信する所だと云ふ事を聞い

たので、私は最早黙つては居れず、然らば何處を捉へてそんな結論に到達したのかと、彼等に詰問して見たところが、彼等は單に何等の根據もある譯ではないが、私が斯くまで大なる犠牲を拂つて、伯爵夫人の爲めに双肌脱ぐからには、夫人との関係のよく／＼深いことを事實と見做して之を論據としない限りは、到底私の動機を説明し得ないから、信じたまでの話であると答へた。いかにも薄弱極まる論據で、馬鹿々々しさを通り越して居る話である。私は此等の人々が相當に世の中の酸いも甘いも噛み分けてゐる、所謂經驗に富んだ人達で、世間慣れた人間として、此の如き判断を私に加へたものと思ふが、さて彼等はたつた一ツ大切な事を忘れてゐる。彼等は私が青年であると云ふ事を忘れてゐる。如何に我利々々主義が當世流行の主義だとしても、それは老成した人々だけの間の事で、少くとも我等青年は無我、熱誠、直ちに身を犠牲に供すると云ふやうな精神の横溢して居る時代に彷徨してゐるものであると云ふ。最も大切な一事を彼等は忘却して居るのである。』

彼等の言葉は言々句々誠實と眞理とに溢れてゐる。ラサールの伯爵夫人に對する關係がどうであつたにしても、まさかに、名譽ある一人格者として、一般公衆の面前に於て、自分と夫人との間には醜關係が結ばれて居るなどと告白することは出来ないではないか。それは兎も角、彼が明確に右の風説

を否定してゐる所を見ても、其後少し經て兩人の間の關係が如何に展開されて行つたかは姑く措き、ラサールが初めて身を挺して、この紛糾して居る問題の渦中に投じ、猛烈な勢を以て其實際的鬭争を開始した當時に於ける彼の動機が、決して愛情や戀愛なぞから出發したものではなく、此青年に特有とも云ふべき反抗的氣質、彼の燃えるやうな眞悫の焰、彼の純乎たる智能的傾向に胚胎した事は掩ふべからざる事實である。

此等の動機はあらゆる懸念、疑惑等に打勝つた、そしてラサールは唯、正義をして、暴力に打勝たしめなければ已まぬと云ふ純然たる犠牲的精神に動かされたのである。此事があつてから數年後に於けるラサールの伯爵夫人に對する關係は、絶えず彼及び其對手たる伯爵夫人の道德程度に對して攻撃の征矢を放つ幾多の機會を彼の敵に與へた。勿論兩人の間の關係がどの位の程度まで進んでゐたかは全く不明であつたけれども、一般の輿論はそんな事は一切問題にしてゐなかつたと云ふことができるであらう。とに角、何れの場合であつても、若い男と中年の女とが、かうした非常特殊な場合に懇意になつたとすれば、聽てその懇親が友誼の形を採つて表現することは當然の話である。

ラサールの晩年に及んで、伯爵夫人の彼に對する態度は、總ての點に於て、第二の母親とでも評すべき形であつた。互ひに相語るときでも、又手紙の遣り取りをするときでも、彼女は常にラサールを

呼ぶに『私の子供よ』と云ふ言葉を以てしてゐる。

伯爵夫人に關するこの特殊の中に一般的の原則主義を發見することが出来る。ラサールが斷言したに對し、世上多くの人々は、それは單にラサールが勿體を附けて言つたまでの事で、一種文飾的の技巧に過ぎないと思ふであらうが、それは全然間違つた觀方である。凡庸を超絶した人の特色として、彼等が逢着する世上あり觸れた個々別々の事件の中に必ず社會全般に當て箝め得べき一般的原则が例證されてゐるのを發見するのが常であるが、世人一般は斯かる同一の事件に逢着しても、それは單獨に且つ偶發的に起つた事件として、これを輕々に附し去つてしまふ傾向がある。けれどもラサールのやうな傑出した人物になると、彼が目撃した事實と全く同一な災厄の下に、幾千幾萬の不幸な人々が呻吟してゐるかといふことを、瞬間の靈感によつて、直覺することが出来るものである。即ちここに社會上の一罪惡が暴露されるとする。その場合彼等は其罪惡の裏面に潜む社會的原因を透視し、洞察する。そして普通一般の人が、その罪惡を犯した者のみを見て、直ちに其人間が責任があると思ふに過ぎないところを、ラサールのやうな人物は、罪惡を犯した人間のみを見ずして、攻撃の矢を其原困に向けやうとする。だから、虚偽とか偽善とか一般的壓制とか云ふ建築物が片つ端から崩壊し始めた一八四八年時代に方つて、ラサールが活眼を開いて此等社會上の事相を觀察した上、眞理の曙光が

世上幾多個々別々の運命、苦悶等の上にもその光線を投げて、此等個々別々の運命なり苦悶なりは、もつと一般的な、普遍的な苦悶、屈從、悲運等がとほ／＼と墓場によろめいて行く光景を反映する一種の縮圖に外ならないことを世間一般の世人に知らしめなければならぬ時代が將に到來せんとして居ると望み、それと同時に、此眞理の曙光は單に上に述べたやうな悲惨な方面のみならず、刑罰其他の法律上の手段によつて脅かされても、決して意氣を阻喪せしめることなく、勇往邁進して、今まで暴力の爲めに蹂躪されてゐた正義を援け起して、正義に對する正當な認容を獲得せしめんとする光榮ある努力の上にも其光線を放射すべき時代が必ず來ることを望む旨を表白したのは、理由のあること、言はなければならぬ。

吾人が前章にその斷片を引用したラサールの法廷に於ける陳述は、彼自身のペンを以て書かれた現存の彼の作品の中最初のものである。何處に興味があるかと云ふならば、吾人は此陳述を一讀するに及び、ラサールが青年時代に取り容れた精神的蓄積の片鱗をこれによつて瞥見することが出来る。云ふ事實を擧げる。吾人は曩にラサールのもつてゐる感情の眞正の性質はどんなものであるかといふこととに就て諸君の注意を惹いて置いたが、今この陳述録中に彼の其眞感情が明かに流露してゐるのを吾人は發見する。此種類の特性と云ふものは、知らず識らずの間にその文體の上に現はれて來るのであ

つて、他人が如何ほどこれを真似やうとしても、到底真似る事は出来ないのである。

由來正義は武力腕力に對して最後の勝利を獲るものであるとの信念はラサールの心の中に深く根ざして居り、此信念が發露して、彼の濇い青年的の熱情となつて迸つて居るのである。此信念に加ふるに彼は強い自大思想を以てしてゐる。ラサールは一般的に智能の力が如何に偉大であるかを確信してゐると云ふよりは、寧ろ自分自分の持つて居る智能の力が如何に偉大であつて、そしてよく總ての困難を物の數ともせず、これに打勝つかを確信してゐるのである。これは吾人が彼は自大思想——更に卑近の語を用ひれば——抑へ難い己惚心を持つてゐると云ふ所以である。また吾人は彼の陳述録中に仁俠的の感情と争鬪を好む彼の特性とを見出すのであるが、それとともに、彼の思想の表現形式は、巧に其時々の形勢を捕へ、社會上の色々の出來事を利用し、筆太にその旗に『人類の權利』と云つたやうな語を書き立てる底の宣傳者流の才能を表現してゐる。それは少しく言ひ過ぎたかの感じがするかもしれないが……。

そして此種の特性が流露するにしても、それは極めて微妙であつて、殆んど知覺し難い程であり、唯僅かに言辭の上に空漠たる色彩を加へるほどに過ぎない。けれどもここにたつた一つ最もハツキリと現はれてゐるラサールの特質がある。それは即ち彼の殘忍性である。この特性はラサールの性質の

欠

欠

すらも、彼は法律の知識を益々進歩せしめて行つた。その熱心の効果は忽ち現はれて、一三三個月にして彼は一かどの法律家となり濟まし、どんな辯護士と相對しても、少しもひげを取らないやうになつた。それと同時に彼は別に他の活動方法を探つた。其後一大社會運動者として活躍した彼の面目は、此當時に於て既に躍如としてゐた。即ち彼はこの事件を民主黨の諸新聞に訴へたのであつた。ここに於てか、此等諸新聞は直ちに此問題を報道し、一大反響を社會に齎らした。其結果として、伯爵は全く民間に信用を失墜してしまつた。伯爵が其夫人に對して最後の打撃を加ふべき手段を發見したと思ふとき、何時でも、伯爵の努力は夫人を苦しめずして、却つて自分の刃を以て自分を斬るやうな結果に終つたのである。これはまづたくラサールが巧みな手段を弄したが爲であつた。

一八四七年一月、伯爵は最早夫人及びその子供達の扶養料を彼等から褫奪するだけでは満足するこゝとが出来なくなつた。當時伯爵夫人は其榮華時代に買つた寶石類を賣り飛ばしては、辛ふじて、それによつて生活を續けてゐたのである。そこで伯爵は夫人を飢えしめる事によつて、已むを得ず自分に屈從して來るやうにしようと企てた。そして此目的の爲めに、先づ夫人の個人的信用を破壊しようとしました。例へば、ドイツ市に於ける旅館の主人に手紙を出して、最早自分は妻に關する支拂に對しては責任を負はないから、そのやうに妻の許に通告を發するやうと勧めた。ところが、右の旅館主は早速

輕蔑の文句を並べ立てた返事を伯爵の許に送つて、伯爵が何等の扶養もしない爲めに將に餓死せんとする伯爵夫人及びその子供等に對して食物を供給しやうと、それは手前の方の勝手で、伯爵は餘計な世話を焼かないやうにと痛棒を喰はしたのであつた。

ラサールは伯爵の拙劣な手段を、かへつて自分の方の利益の爲めに利用した。新聞紙は廳 トレーヴ、マンハイム及びブレスラウ等に於て、伯爵の暴狀に關する記事を發表し、且つ民衆は宜しく慈善的に、此事件を法廷に持ち出す爲めに要する費用を伯爵夫人に供給して遣つて、無道無慈悲な伯爵の鼻の穴を明かせて遣るがよいと市民一般に要求した。此訴訟事件は實に終局もなく休戦も無いのべつ幕無しの戦争であつた。死ぬまで戦ふ戦争であつた。此戦争中ラサールは民主黨及び其機關新聞の中に幾多の味方を新たに得た。唯一人彼の期待を裏切つて、危地に陥つてゐる彼を顧みなかつた友人があつた。それはハイブリツヒ・ハイネである。ハイネは此事件に對して中立的態度をとつて、一切沈黙を守つてゐた。その理由は主としてハツツフェルト伯の情婦たるマイエンドルフ男爵夫人（嘗てパリリでは露探を働いてゐた女）はギゾーの情婦たるリーヴェン公爵夫人と頗る仲の良い間柄であり、七月王國プロシヤの施政の間フランスに亡命した人々の大部分が受けてゐたやうに、ハイネもまたギゾーから年金を貰つてゐる關係上、どうしてもラサールに味方して、ハツツフェルト伯に楯突くことは義理

合ひから云つても出来ない立場にあつたからである。

この訴訟事件は、法律上色々面倒な事があつたにも拘らず、益々膨脹して大きな事件となつてしまひ、其間に色々の障碍が百出すると云ふ状態で、ラサールのやうな不撓不屈の健闘家をもつてしても彼が初めに一八四八年頃は一年位で一切が終るであらうと豫想してゐたにもかかはらず、ほとんど九年間と云ふ長期にわたつて長引くことゝなつてしまつた。ラサールは決して職業的の専門の辯護士ではなかつたけれども實習によつて彼が贏ち得た法律上の知識は驚くべく該博なもので、彼は其後永久的の價值ある法律の理論的方面に關する一大著述を公にした程であつた。ドイツにおける法律學の權威としては第一人者と見做されてゐたある博士の如きは、仔細に此事件を調査研究した後私かに語つて言つたことがある。——如何なる専門的の辯護士でも此事件をラサールのやうに立派に處理するとは恐らく出来なかつたであらうと。ラサールは伯爵夫人の訴訟事件を三十六個の裁判所に提起した實に彼の如く鞏固な意志を有する者でなくては、到底斯くまで粘り強く執着することを必要とするこの事件を遣つて除ける事は出来なかつたであらう。此係争中、ラサールは一度は、前に述べた通り、窃盜の共犯として取調を受ける爲めに拘禁され、更に一度は一八四八年のクーデターに對抗して、飽

くまでも憲法を擁護すべしと國民を煽動して、武力をもつて政府に反抗せしめたと云ふ理由の下に收監された。然しラサールは依然として訴訟を続け、或る場合には獄舎の中から訴訟の手續を遂行したのであつた。それだから、彼が一度釋放されるや、更に數倍の勇氣を鼓舞して追訴又た追訴、之が爲めには、哲學や政治や經濟や總ての彼の研究と將來に於ける彼の生涯の總ての希望とを地に抛ち、此訴訟事件に最後の勝利を獲るまで、一切の研究は等閑に附せられた。

一八四八年以前までは、裁判所の下した判決は、大體において、ラサールにとつて有利なものばかりであつたが、一八四八年以後は之に反し、恰かも反革命運動の旗色が良くなつて來た頃でもあつたので、彼の關係してゐる訴訟事件は一々失敗に終り、一週間も経たない中に、ラサールの提起に係る多數の事件が悉く敗訴に歸すると云ふやうな慘憺たる有様を呈した。然も彼は決して失望しなかつた。更に新たな元氣を出し、手段方法を代へて突進したのであるが、自分は如何にすれば最後の勝利を占める事が出来るか、全く見當がつかないと嘆聲を洩した事も一再ではなかつた。けれども彼は根氣比べに於て到頭ハツツフェルト伯を物の見事に打負かしてしまつた。伯爵は全く勇氣を枯渴してしまつたのであつた。伯爵の所謂『愚かなるユダヤ種の小僧』は伯爵にとつてはあまりに強い敵であつた。伯爵は兜を脱いでしまつたのである。勝ち誇つた若いユダヤの青年は伯爵の頸に足をかけて、最も不

名譽な、最も屈辱的な條件の下に、講和條約に調印せざるを得ないやうにしてしまつた。別に何等の判決も言渡されなかつたけれども、其代り双方和解すると云ふ事に決り、ラサールは伯爵夫人にとつて最も有利な條件を獲得することが出來た。

此訴訟事件が進行中、ラサールは毎年兩親から送つて呉れる乏しき學資金を以て自己ばかりでなく伯爵夫人をも養つて行つた。其當時夫人は鏝一文も持たぬ身となつて居たのである。然し其返禮として、若し事件が勝訴に歸した場合には、夫人は年々六千圓宛をラサールに贈るべしとの契約書が取交はされてあつたので、其後ラサールは少しも生活の資源に窮するやうな事はなくなつた。そして、毎日／＼其日のパンについて苦勞するやうな必要を感じず、専念に金儲け以外の學術研究に没頭することが出來たのである。

伯爵夫人の訴訟事件に見事勝利を得て、ハツツフェルト伯に勝つことのできたラサールは愈學問の研究に戻つた。彼はがづへラクリタスに關する未了の原稿に再び手を染め始めた。今日此著書を読んで見ると、それがもし少し注意深い讀者であつたなら、それが二個の人物の手によつて出來上つてゐることを發見するのは容易であらう。即ち成熟したる思索家としてのラサールは年少氣鋭な青年時代のラサールが研究の結果發見した所を蒐集し、整理し、出版したのである。又數年間の經過の中に、

初め純然たるヘーゲル流の超自然的見解を懐いて居たラサールが、次第くにもつと歴史的な観測を試るやうになつて来たことは事實である。それと同時に、此著によつて吾人は青年時代に於けるラサールの科學的生活が比較的誠實に描出されて居るのを窺知することが出来る。此名著『隠れたる哲人ヘラクリタスの哲學』は實に全然ヘーゲル式の哲學に關する研究である。哲學史の研究である。ラサールが其特性の然らしめた結果として、力強くヘーゲルの哲學に牽きつけられたのは蓋し避くべからざる所であつたのだらう。即ち彼の性質は常に討論的傾向を帯び、且つ彼は絶えず力と云ふものに關する了解及び知識を開く鍵を求めんに汲々としてゐたのであるから其哲學は自然ヘーゲル流に傾いたラサールがヘラクリタスに特別の注意を拂つた譯は、先づ第一に恐らく、驚倒すべき困難に對抗して、一つ自分の力を試して見たいと云ふ彼の熱情的な傾向の然らしめた所であつたであらう。古來ヘラクリタスは隠れたる哲學者として知られて居り、後世に傳へられて遺つて居る彼の書いたものは極めて少く、且つ何れも斷片的のものばかりである。隨て離散して居る此等の斷片を一纏めにして、現代の學徒に示すと云ふ仕事には、古典文學の總てに對する該博な知識を必要とするのである。ヘーゲルの熱心な門弟たるラサールは、彼れ自身にとつては、遠い過去に於けるヘーゲルの前身先驅者とも云ふべし。此ヘラクリタスの懷抱した思想を描寫することに言ひ知れぬ快感を發見したことは明白である。

そして、ラサールの觀る所を以てすれば、唯單に現代に於ける大哲學者ヘーゲルとの關係のみに就て考へて見ると、ヘラクリタスが餘りに世人一般に知られてゐないことを深く憾みとせざるを得なかつたのである。いづれにせよ當代に於ける若くして血氣横溢せるヘーゲルの一門弟は、古代に於ける偉人ヘラクリタスの風貌によりて激しく牽きつけられたに相違ない。ヘラクリタスの性格として今日傳へられて居る所の大部分はラサールが自分の心の中に躍動して居ると感ずる本能性及び心の傾向と頗るよく符合して居るやうに思はれたからである。

又ヘラクリタスは此世の中から總ての平和と安靜とを放逐したとも云はれて居る。即ち斯くするところが彼にとつては唯絶對的の行動となつたのである。見よ、此點に關して、ラサールが如何に満足して一の斷言を下して居るかを。彼は曰く『ヘラクリタスは、斯くまで深い單調を以てストイック派の倫理政治論を鼓吹してゐる冷靜と云ふものからは全くかけ離れてゐることを發見する。ヘラクリタスの性格を一言で評すれば暴風の性格である』と。ラサールの書物中一として、個々別々の科學若くは知識の各部内を不合理に隔離し、孤立せしめて取扱ふ習慣に對して、反對して居ないものは無い。そして、此點に於て、吾人はラサールの觀察が如何に廣く且つ普遍的であり、それが彼の特有性であつたかを窺知することが出来るのである。此著述も亦同様で、先づ、今日では歴史と云ふものは最早

唯單に興味ある茶番的の世上の出来事を集めたものであると見做すことが出来ないし、又今や此觀念は一種の歴史的産物と見做され、哲學の歴史は随つて思想の間斷なき發達と見做されるやうになつたが故に、哲學史も亦美術史、憲政史又は社會上の各形式の歴史などと同様、最早知識の一の孤立した部内に見做されないやうになる時代の來るのも遠い將來ではなからうと、力を強めて斷言して居る。然し、こゝにラサールが力を強めて、歴史的發達の事實を肯定してゐるからと云つて、直ちに彼が此著述に於て自分の帯びて居るヘーゲル流の色彩よりも寧ろ近代的態度を採つたものと想像するのは早計である。彼が特に哲學を歴史的に取扱ふ方法に就いて、かくまで特に重きを置いて論じて居るのは其緒論に於てであるが、緒論は彼が最後に書いたものであることは疑を容れない。他の點に於ては、彼の態度は全然推理的である。即ち彼は科學的觀念を以て一の歴史的創造であると云つて居るが、然し之と同時に、此科學的觀念を形作る形式は永久的、先在的の實在であると見做し、此實在が其自動的運動により、且つ又此實在が創造する誘導によつて歴史なるものを産み出すのであると論じて居る又ラサールの此著書に於て、諸々の哲學者は彼等の一般的智能生活が到達し得た發達の階梯順に準じて歴史的に排列されずして、此等哲學者が代表する概念によつて哲學系統の中に彼等の各が占めてゐる地位を標準として排列されてゐる。例へばヘラクリタスは『成る』と云ふ事と相對し、バルメニデ

スは『在る』と云ふ事を代表してゐるが如き排列の仕方である。茲に於てか、何よりも先きに明白な事は、バルメニデスは如何に智力に於てはヘラクリタスよりも優れてゐたかも知れないとしても、當然の順序として、ヘラクリタスに比べると、其思想に於ては彼より初歩であり又怠つて居たと云はなければならぬと云ふ一事である。

ラサールの此の如き立論を見て、直ちに彼はヘラクリタスを了解して居らぬと解釋することは間違つてゐる。否、其反對に、ラサールは充分にヘラクリタスを了解してゐたのである。實際ヘーゲルの超自然的論法は、其力と主な特性とが事物を餘りに細かく區別して論ずる點に存するやうな(例へばヘラクリタスのやうな)思索家の懷抱して居る思想觀念を完全に了解する爲めに最も適應した方法であるのだ。此問題に關しては、私は何も自分一個の判斷のみを固執して、論ずるわけではない。ベルリン大學教授スタインター博士の如きも、ラサールが果して良くヘラクリタスを了解してゐたかどうかと云ふ質問に對して、次のやうに答へてゐる。——『ラサールは確かに充分ヘラクリタスを了解してゐた。凡庸な頭腦を持つ哲學者は到底ヘラクリタスを了解することは出来ない。しかしラサールは決してさうではなかつた。彼の異常な天才的頭腦は能く彼をしてヘラクリタスの學說を了解するを得せしめたことは否む事の出来ぬ事實である。彼の著書は此點に於て頗る優秀な大著作である』

ヘラクリタスの純正哲學に對するラサールの概念及び説明は、彼がヘーゲル派の哲學者として愈よ圓熟したことを示すものである。二個の大なる正反對の觀念——『在る』と云ふ事と『無い』と云ふ事との兩者間の一致、『在る』と云ふ事から『無い』と云ふ事への過渡を表はす『成る』と云ふ觀念、之れ實に神の法則それ自身である。換言すれば、自然その物は其實在の要素を形作つてゐる此法則、兩極端の一致と云ふ法則が、人類の目に見えるやうに頒布されたものに外ならない。晝は夜に成る爲めの一衝動、其反對に、夜は又晝に成る爲めの一衝動に外ならないのである。日没の邪魔されないので、即ち日の出であると云ふ事になる。その他舉げ來れば、此種の例は際限なくなる。此等の相反對したものの間、此の如き調和を吾人々類の目に見えるやうに實現せしめたものが即ち宇宙である。斯くして此調和は宇宙間に存在する森羅萬象に普遍し、且つ之を支配してゐるのである。

ラサールはヘラクリタスの哲學の起源に關し、彼れ獨得のヘーゲル式説明を加へて、それはエレアチック學派から來たものであると明白に説いて居るが、ヘーゲル學派中の錚々たる哲人ハイベルグと雖も、ヘーゲル主義を恐らく之れ以上進めて行くことは出来なかつたらうし、又此學派の思索方法の専門的である事に關し、之れ以上大なる爽快を感じることは出来なかつたであらう。即ちラサールの

説明する所に據れば、『純然たる普遍的の『在る』と云ふ事は、實はそれ自身の中に『在る』と云ふ事——即ち『無い』と云ふ事である。何となれば、總て現實の『在る』は確定的、定性的の『在る』に外ならないのであつて、總て現實の實在的の『在る』を除去し、否定したものが即ち『無い』である『在る』『無い』の兩者間の此矛盾——『在る』それ自身の中に存在する『在る』が即ち『無い』であると云ふ矛盾を調和させて居ることが實にヘラクリタスの哲學の核心であり、其全體の深さであるのだ。斯くて吾人は此哲學を一言で盡すことが出来る。曰く『無い』だけが此宇宙間に『存在』する、即ち『無い』は『在る』である。

ハイベルグは、其死んだときは樞密顧問官を勤めて居た。若しハイベルグがラサールのやうな過激な革命家と學說に於て一致する所がある爲めに、自ら感情を悪くするやうなことが無いとすれば、彼は必ずや其の世に於てラサールと握手し、吾人が今上に引用したやうなラサールの解説に賛成を表して、大いに喜んだことであらう。次にラサールはヘラクリタスが斯くまで超自然的な主義を持つて居るにも拘らず、彼の根本的觀念に附ける名稱を何故に此實現の物質世界から持ったかに就いて明確に説明を加へてゐる。曰く、『ヘラクリタスは『無い』と云ふ觀念及びその『有る』と云ふ觀念との一致を單に實際的のみならず、常に客觀的に存在するものと見做してゐる。即ち斯くして客觀的にそれ

自身を假定し、それ自身を完全なものとなしてゐるものと見做してゐる。即ち彼は「無い」と云ふ概念をそれ自身の上に反映し、一の主観的觀念として、それ自身の爲めのみに存在するものとは見做してゐない。そして彼の主張する所は客観的存在としての『無い』に外ならないのであるから、随つて其意味に於て此概念を説明して居るのである。換言すれば、外界の客観的な名稱を之に附せざるを得なかつたのである。即ち客観的存在としての『無い』は火、流水、戦争、調和、時、必要、宇宙全體を支配する正義、堤防で堰きとめる動作等である。

此超自然的、哲學的研究に於てラサールが採用した方法は純然たるヘーゲル式方法である。又他の一方に於て、彼の研究した題材の主要な興味はヘラクリタスが自分自らの偉大なる統御者たらん事を豫期したと云ふ事實にある。若しヘーゲルが紀元前六世紀の末葉にアジャ・ギリシヤに生れたと假定するならば、恐らく彼はヘラクリタスとなつたであらう。古代に於ても、ヘラクリタスは相反對する物を以て之れ世界の起源なりとしたにも拘らず、矛盾と云ふ事を根本觀念は認めて居なかつたことが觀測される。ヘラクリタスは既にスピノーザが自然を神と見做したと同様な地位に立つてゐた。即ち彼は神にとつては宇宙間の總ての物が美しく、且つ正しく見えるにも拘らず、人間が勝手に其中のある物を正と名づけ他のある物を不正と名づけるやうになつたのだと説明して居る。又ヘラクリタス

に於て著しい特色は、あらゆる機會を利用して、所謂常識を以てしては到底認めることが出来ないやうな幾多の斷言を試みる哲學的傾向を持つてゐた。此傾向はヘーゲル主義が其最高潮に達したとき、大いに勢力をヨーロッパの天地に揮つた思想であつた。

ラサール自身はこう觀測してゐる。『近世哲學は世間の總ての人が其本能によつて知つて居ると自ら思つて居る最も單純な平凡な事物が、反つて實は最も不可能であり、其性質は智能のある思索家の全く了解出来ないとする事物であることを屢々痛説することを怠らなかつた。然るにヘラクリタスは眞に推理的の思想を世界に發表した最高の學者であつた。随つて彼は又何等推理を下さないやうな人間の思想及び主観的の智能は全然無氣力なものであるとの斷定を爲した最初の人であると云へると。』

ラサールは曰ふ、ヘラクリタスの倫理説は唯一つの思想の中に包括されて居り、其思想はそれ自身に於て、道德の永久にして根本的な概念である。即ち『宇宙に従へ』と云ふ思想——單にこれのみである。此『宇宙に従へ』と云ふ觀念はギリシヤと近代とに共通なものであるのだが、常に何か特殊の説明を加へなければ腹の虫が承知せぬと云ふラサールは、古代ギリシヤの哲學者の懷いた觀念が偶然にもヘーゲルの政治哲學と符節を合せたやうに一致する所があつたと唱へ、之を説明して、次のやうに述べてゐる。曰く『ヘーゲルの哲學によれば、總て法則と云ふものは宇宙間に普遍的に存在する

意志の現實にされたものと見做されて居る。然し法則に關する此定義は宇宙間に存する諸物體の數には少しも關係のないものである。之と同じ事で、ヘラクリタスの所謂宇宙なるものは、人類の實驗から得た總額と云ふやうな判定概念とは一切交渉の無いものである」と。

ラサールが此點に特に重きを置いたのは、單にヘーゲルの學說と符合してゐるからばかりではなくそれはラサール自身が懐いてゐる政治上の宿論と全く合致してゐるからであつた。ラサールは青年の頃から、國家と云ふ觀念を道德、正義及び理性の實現されたものと見做してゐた。そして此觀念に對する彼の熱烈な執着及び唯單に保護力としてのみではなく、正義及び文化に對する積極的の刺戟物としての國家の運命に對する彼の信仰は彼の著書の隨處に現はれてゐる。此概念は、例へばここに擧げた『ヘラクリタスの哲學』に於けるが如く、彼の科學的専門的研究の中には其痕跡を留めてゐる。殊に、それは偶然ではあらうけれども、彼の法律上の大著述『取得權の法理』中には尙ほ一層明確に言ひ表はされてあるのみならず、彼が痛烈にマンチエスター學派の學說を攻撃し、又彼をして現代第一流の辯論家たり文章家であるとの人氣を博するに至らしめた彼の政治上及び經濟上の小冊子中にも此概念が喧傳されてゐる。

此點に於てヘラクリタスとラサールとの思想の相違は興味ある對照をなしてゐる。即ち彼は宇宙に

對しては尊敬の意を表してゐるに拘らず、彼の住んで居たエフェサス市の庶民に政治上の支配權を與へる事には最も猛烈に反對したに相違ないことは明白である。然るに國家と云ふものに對してヘーゲル流の、ヘラクリタスと同性質の概念を持つてゐながら、何故にラサールが其概念から一足飛びに、吾人をしてヘーゲルよりは寧ろルツソーを偲ばしめるやうな實際的結論に到達したのか、吾人の甚だ以て了解に苦しむ所である。然しそれも亦無理はあるまい。何となれば、兎角傑出した智能を持つた人々の間に見出すやうに、ラサールの場合に於ても、彼の強い牽引力をもつた性格が往々にして彼の内心の矛盾を暴露するのであつたから。本能的には、又彼の最初抱持して居た主義の結果としては、彼は知能と理性との崇拜者であつたと同時に、熱烈に輿論とか又は多數者の意見とか云ふものを蔑視し、之に反對して居た然るに他の一面に於て、彼の信念からは、又彼の政治上の實際生活から經驗し得た結果としては、何人も知つて居る通り、ラサールは最も強く民衆の力を信じ、之を擁護する率先者であり、執拗な普通選舉論者として、遂に首尾よく其主張を貫徹し、有史以來未曾有と云ふ位、民主的勢力の伸張の爲めに健闘したのである。智能上の貴族主義者、そして社會的には民主主義者！嗟呼！何たる矛盾であらう。勿論人間の心の中にはもつと甚だしい矛盾があるかも知れない。然し其等の矛盾は其人に損失を與へることなくして、其人の性格の一部分を形作ることは出來まい。思想

上の方面に於て偶々吾人の出逢つたラサールの此矛盾は亦彼の生活に於ても之を發見することが出来た。ラサールが其最新型の洋服に華奢な身體を包んで、美しいリンネルの肌衣を着込んで、餘程高價らしい靴をギュー、く鳴らして、公式若しくは非公式に、機械工場の中などで、薄穢い仕事着を着けた、掌の皮の硬ばつた労働者の群を對手に頻りと話し込んで居る光景！ その驚くべき矛盾が眼前にありありと現はれてくる。

然し、ラサールとギリシヤの哲人との間に矛盾撞着が多少あるとしても、吾人が殆んど信じ難い程の自信力と人類全體に對する輕蔑とを以て、ラサールがヘクリタスの人物を描寫するのを讀むとき、其處に兩人の間に頗る酷似した點のあるのを發見せずにはゐられない。ラサールが自分の性質上の大特色として誇つて居る素質を他の人間——例へばヘクリタスのやうな人物が矢張もつてゐることを見出すとき、ラサールの得意は想像することが出来る。ヘクリタスは矢張ラサールと同じやうに自分以外の人類を虫ケラのやうに見て居る人物であつた。彼は曰ふ『人間は百人の中九十九人まで無智である。知識を有つて居るのは自分單りであつて、他の人々は殆んど眠つて居るやうな状態で蠢動して居るに過ぎない』と。『我が同胞市民は宜しく首でも縊つた方がましである。民衆は唯だ牛馬のやうに食つて居るばかりではないか』と。右は一般的に市民を罵倒したときの言であるが特別の場合と

しては其友人ヘルモドラスが追放命令を喰つた際、『エフェラス市の市民は今に段々成長した後は、須らく悉く絞罪に處すべきである。一人も残さず……そして宜しく國家の政治を子供等に委ねた方が良からう。何となれば彼等愚昧なる市民は其最も大切な人員の一人なるヘルモドラスを追放したではないか。彼等に言はせると、此エフェラス市では最も豪くなつてはいけないのださうな。だから何人によらず、其最も豪い人物と云ふ地位を占めたならば、直ちに其人間を放逐して、何處か他の國での豪い人物たらしめ、エフェラス市には一切足を留めさせて置かない事にするのださうな』と。

今吾人は此皮肉極まるヘクリタスの言葉を聞くと、ラサールも亦其死ぬ少し前に於ては、確かに之と同じやうな言葉を吐いたに相違ないと思ふ。當時彼は四面楚歌の状態であつて、罵詈譏を雨のやうに注がれ、數個年に亘る獄舎の生活に苦しめられ、一方官憲及び新聞界からは脅威され、他の一方に於て、自分に味方して呉れる筈と思ひ、其爲めには自己の心中の平和を犠牲に供してまで奔走した市民の大多數からは頗る冷淡極まる態度を以て迎へられたのであるから、彼の憤激は想像するに餘りある。吾人の觀る所を以てすれば、ヘクリタスの失望的にまで陥つた自我主義——其苦々しさ及び嘲弄的態度は吾人をしてアゼンスのテイモンを偲ばしめるやうな自尊主義の絶好の對照とも云ふべきは、ラサールが其著書『資本と労働』の結論として、驚くべき深思熟慮を以て書き聯ねた次に掲ぐ

る文章より外には何處にもなからうと思ふ。

「レツシングを産み、カントを産み、シルレルを産み、ゲーテを産み、フキヒテを産み、シエリングを産み、ヘーゲルを産んだ此國の中流階級の一般的衰頹墮落のさまはどうだ。此等の智能的英雄は鶴の群のやうに、唯單に我等の頭上を素通りしたに過ぎなかつたのか。彼等が遺した廣大な智能上の事業、彼等が世界の進歩の爲めに盡した勢力、此等は國民一般に絶對に何物をも齎らさなかつたのか。ドイツの國民主義は唯徒らに孤立した各個人の連續から成り立つて居るのみで、其各個人は互ひに同胞を輕蔑し合ひつゝ、國民全體に對しては何等の成果をも齎らさない淋しい労働を續け、其祖先から承け續いだ世襲財産を唯々後生大事に守つて居るに過ぎないのか。彼等の間に完成した文明の大事業からも、文化の此の偉大な雰圍氣からも、一滴の爽快な露の雫も落ちて來ず、徐ろに腐蝕して行く國民の頭腦は彌々益々頹廢するのみであつて、然も我國の中流階級から其世襲財産を剝奪してしまつた此災厄は一體何であるのか。國民は未だ嘗て唯の一過でも我等の偉大なる思索家の著作を讀んだこともなければこそ、彼等は騒ぎをして此等思索家の祭典を擧げて居るが、若しも國民が此等の著作を讀んだとしたら、恐らく彼等は自分等の現在の衰頹状態を恥ぢて、著書を片ツ端から焼き捨てゝしまつたに相違ない。

欠

欠

吾人はラサールのやうな人に於てはさへも、斷じて拒棄することが出来ず又意氣を阻喪せしめることが出来ない自負心と、他人から賞められたい、好評を博したいと云ふ熱望とが密接な關係を保つて共存して居るのを認めざるを得ないのである。此點は誤解のないやうに希望するのであるが、世の中の最善の人々からの賞讃を得たいと云ふ希望は全く人情の自然的發聲であつて、此種類の評判などを眼中に置かず、世間の毀譽褒貶何かあらんなど、濟まして居る人は、到底偉大なる著作家になることは出来ない。そう云ふ人々は如何なる方面にも、他人を指導する地位に立つことは出来ないのである。否、更に一步を進めて著作家や雄辯家などにとつては、或る程度まで自分の力量を他人に認められると云ふ事が絶対の必要條件であるとも云へる。そして、缺點に於ては、世間の評判なるものは實に其人の鼻息共ものであるとも云へる。

然しラサールの場合に於けるが如く、若し世間の潮流が自己に反對して流れ、若くは自分が之に逆行して藻掻かなければならぬ羽目に陥つて居るとすれば、到底世間一般から好評を博すことは出来ないまでも、せめて世人が私人として自分に尊敬を拂ふ、好意を表して呉れるだけでも、之を以て自ら甘んずることが出来る。然し此の如き好意の私人的表示に訴へるのは、實は自分が世間一般に不評判である場合、いや／＼ながら稀に此方法に出るのであつて、彼の本意ではないのである。

然しラサールは名聲を博したいと云ふ欲望の誘惑によく拮抗することが出来なかつた。彼の自負心は此誘惑に對して自分を防衛するには餘りに微力であつた。彼は機宜を失はず又如才なく此私人的評判に訴へると云ふことが出来なかつた。それは勿論でもあるべしと思はれる事ではあるが、ラサールの場合に於ては、彼の態度は普通の辯論家の論戰的態度以上であつた。斯く云へばとて、何も彼が時々、分りきつて居るやうな單純な眞理を、如何にも勿體ぶつて、傲然たる自覺を以て言ひ表はすと云ふ事實を云ふのではない。其眞理は、彼が虚言と曲解とを雨の如くに浴びせかけられて居る矢先、どうしても之に就て一言云はなければならぬといふ情態ではあつたらうが……言を換えて言へば、彼が月並の辯論家とは違ひ、永久的價値を有し、其中に一の重要な傑作までも含む大著述をなした偉大にして超凡的な學者であつたと云ふ事實を云ふのではない。唯ラサールが餘り重要でない些細の事件に關してすらも、世間の人々が鐘や大鼓で自分を囃し立てゝ呉れるやうにと、淺はかにも熱望した事實を云ふのである。一例を挙げると、彼が文學史の平凡極まる研究家ユリアン・シュミットを文學的の諷刺を用ひて、完膚なきまでに攻撃したと云ふ事實を得意げに勞働者の群の面前に於て吹聴したやうな事がそれである。『ドイツの偉大なる學者、思索家達の喧々囂々たる喝采の中に、私は彼を攻撃した。そして、其等學者連は手紙に又口頭に私を祝福して呉れた』と云ふのが此時の彼の自慢

話！ラサールに従へば、此極めて巧妙に描出され、且つ無遠慮に述べ立てられた右シュミット攻撃の小冊子を天下に發表した事は、實に彼の智能的一大成功であつた。世間の好評を博したいと希望するラサールの此特性は彼の筆に成る自由詩や『フランツ・フォン・シツキングゲン』と題する戯曲中の彼の愛好する主人役ウルリツヒ・フォン・フツテンの言葉等の中に頗る明瞭に言ひ表はされて居る。ラサールの心の奥底から引出された哀愁悲痛を以て、右戯曲の主人公ウルリツヒは、獨斷と云ふ陰鬱な暴君が再びドイツに其頭を擡げ始めて來たとき、非文化主義者の蒙昧無智な群が科學の勃興に對して反逆を試みやうとしたとき、宗教政略主義の首都と評されたコロニーキ市がロイヒリンの著作を見て、彼は異端者であると絶叫したとき、其感情を遺憾なく吐露して居る。右戯曲の初めの章節は甚だ見事に書かれてゐる。其中に出で居る演説の雷のやうな唸聲も亦如何にも剴切である。然し茲にも亦吾人はラサールの名聲を求める不幸な叫びを聽くのである。

何が故にラサールが我等の時代と斯くもかけ離れ、我等の文明と殆んど没交渉な古代ギリシヤの心理状態を研究する爲めに、青年時代の大部分を費したか、一見吾人にとつては理解することができないやうであるが、ラサールの性格を解剖して見ると、吾人の疑問は幾分か緩和されることが出来るのである。偉大なるギリシヤの思想家ヘラクリタスが有した論理的傾向、討論的方法是は勿論、義務と言

ふものに對する彼の教義、國家と云ふ觀念に對する充分な了解並びに國民の幸福に對する翫味、彼の性格、其長處短處は驚くべきまでにラサールの特質と良く符合してゐる。即ち言を換えれば、ヘラクリタスは、恰かもソクラテスに對するゼーレン・キルクガアドのやうに、自分の死後數千年を経て、茲に其嘆美者フェルディナンド・ラサールを見事に征し得たのであつた。

ラサールがヘラクリタスの研究に没頭し、又ハツツフェルト伯爵夫人の爲めに、其訴訟事件に夢中になつて奔走してゐる間に、彼は既に政治家としての初陣に立ち、そして政治家としての活躍の成果を收め得た。

コロニーニユ巡回裁判所の法廷で、彼が錢函窃盜事件の連累者として審理を受け後數個月を経て、今度はデュツセルドルフに於て再び法廷に引張り出された。然し、彼の口吻を藉りて云へば、刑事裁判沙汰ぐらゐるは彼にとつては勇敢なる戰士の鎧に矢が立つた位のもので、そんな事に凹まされる彼ではなかつた。時は一八四八年、一大社會運動、憲政擁護運動が突發して、ラサールは私人的鬭争から注意を此事件に轉換する事となつた。年こそ弱冠なれ、彼は此時既に當時ドイツに於て多數の黨員を有した共和黨の最も有力な、活動的な一員であつた。一青年に過ぎなかつたけれども、彼は領袖株の一人であつた。彼は各地に政談演說會を開いて、民衆の前に獅子吼した。彼は町の隅から隅まで宣傳の

ポスターを貼る手順を自ら行つた。プロシヤの内閣が憲法を無視して、國民議會の解散を宣言したに對し、武裝的の反抗を爲すべしと民衆を煽動した。ラサールがハツツフェルト伯爵家の事に參與したのを憎み、且つ彼の斷々乎たる確乎不拔の態度に戰慄して居た當局者は、反革命運動の旗色で漸く良くなつて来るや否や、彼を監獄に投じた。そしてあらゆる種類の法律上の口實を設けて、故意に彼の豫審取調の期間を遷延させ、半年以上も未決のままに彼を獄舎に放置した。

此事件に際し、彼が法廷で陳べた辯論こそは實に青年の男らしさと雄辯とを表はした有史以來の著しい例證であつた。若し事實を良く知つて居なかつたならば、何人も恐らく此の如き雄大な辯論が僅か二十四歳の青年の口から出やうとは夢にも思はなかつたであらう。此場合ラサールの態度は沈痛莊重の極であり、花々しさの限りを盡した。ラサールは彼れ自身すら、苟しくも人間の心を満たし得る最も崇高な、最も純漫な同情によつて刺戟され、内心的に輝かされた書を自ら感じた。そして此時の彼の感情の眞の性質と其深さ巧は何人も疑ふ事が出来ない。彼の議論の尖端は活氣、技巧、巧妙、威力を以て磨ぎすまされてゐた。そして何物を以てしても之を抑へつけぬ事が出来ず、又單に體裁とか見榮とかの爲めであつたなら、到底用ひる事が出来ない程鋭いものであつた。白洲に引出された最初よりして、彼は滿身の力を集めて、喜悅に輝いた顔を、從容少しも迫らざらざる風采とを廷内に現はした

其辭論は何處までも血に燃え立つ青年の潑刺たる生氣色彩を帯び、然も若い人間にあり勝ちな誇大とか獨斷とかの弊には少しも陥らなかつた。

然しそれに關する知識を推斷することの出来ない政治に關する辯論を當り前に描出することは到底不可能である。況んや其辯論の力が總ての部分に平分に行き渡つて居る場合には、其辯論の全體に對して知識を有する事によつてのみ價値の評量が出来るのであつて、吾人は或る辯論中の一部分を斷片的に引用することは出来、又引用しなければならぬにしても、引用と云ふ事は該辯論の中に横溢する力のほんの僅かの概念を與へ得るに過ぎないのである。バケツに一杯の水は決して井戸の深さを示すものではないであらうから。

ラサールがデュッセルドルフの法廷で試みた辯論の冒頭は彼の性格を遺憾なく表現してゐる。彼は辯護を辯護として取扱ふことを欲しなかつた。何となれば、自分を辯護する事ならば、既に辯護士が彼の爲めにそれをして呉れたからである。彼の取扱はんとしたのは彼に對して加へられた告發其物に對する攻撃であつた。即ち公訴狀の中に記載されてある罪體(Carpus Delicti)に對する非難であつた。尙ほ一層ラサールの性格を眼前に躍如たらしめるのは次のやうな彼辯明である。曰く、「私は自身自身の確信が私を誘つて、革命的態度を採らしめる。私は主義に於て革命的であることを常に認容す

ることを躊躇しない。然し今茲では、此立脚地から辯論しても政府は當然之を認めて呉れないに決つて居るから、それは暫らく差し控へやう。若し吾人が初めよりして反對論者と全然異つた立脚地に立つならば、其反對論者と如何に掴み合ひ又彼を傷けやうと思つても、それは不可能である。言ひ換へれば、反對論者はこちらの手の届かない處に立つて居る譯であるから、此方から一撃を加へて見たところで、拳は徒らに空中を劈くばかりであるのだ。勿論全然異つた立脚地を捉へ、敵の懐いて居る根本的の觀念に於て錯誤があることを素破抜いて、以て反對論者を凹ますことは或は可能かも知れない然しそんな事をして、相手に赤恥を搔かせる事は出来ない。又相手の矛盾、對手が固持して居ると主張し若くは對手が體裁上どうあつても主張しなければならぬやうな主張に對する相手の裏切り等を暴露することは不可能である。そこで私は攻撃上の利益のために、且つは私の肉迫の勇氣を彌々益々振起せしめるために、檢事が立憲國の官吏として、少くとも體裁上だけでも占めて居るやうに見せかけなければならぬ立脚地を捉へて、之に立脚して辯論を試みやう。私は純然たる立憲的の立場に立つて、單に此立憲的立脚地のみを基礎として、私自身の辯護をやらうと思ふ」と。

さて茲で、ラサールの書いた物の中に屢々散見し、彼が度々之に關して解説を加へ、然も絶えず誤まつた解釋を世人から加へられて居る彼の所謂「主義としての革命的」と云ふ言葉を一寸考案して見る

必要がある。何となれば此觀念が全體としての彼の政治上及び社會上の意見の中心點をなしてゐるからである。ラサールは革命的であると他人から云はれる毎度に、公衆の面前に於て、其著書に於て、其演説に於て、法廷に於てすらも、自分が革命家であることを非難されるときは、時と場所とを撰ばず、胸中の赤誠を披瀝して、成る程、其非難は尤も千萬であると云つて、これを認めるのが常である旨を明瞭に答へる。然しながら、どう云ふ意味で彼が「此主義としての革命的」と云ふ言葉を用ひたのかについて誤解があつてはならない。巡回裁判所の白洲に立つて、ラサールは政府が法律上の名義と云ふ脆弱にして然も腐朽した支柱を失つてゐると云ふ事實を力を強めて痛論した。彼は尙ほ論を進めて曰ふ「元來國民生活に於ては、法律なぞと云ふものは社會の意志を文書に表はしたものに過ぎないのであるから、隨つて法律上の名義は極めて薄弱なものである。法律上の名義は畢竟一の形式に過ぎず、決して社會、支配者ではない。ところが、社會の意志とか必要とか云ふものは刻一刻變化して行くものであり、隨つて古い法典は廢物として歴史博物館の庫か何かに抛り込まれてしまひ、ここに新思潮の必要に適應した新たな法典を豫想しなければならぬ事となる。」此理由の下に、ラサールは其辯論の他の部分に於て、次のやうな言葉を以て判官に訴へてゐる。「ラインの各裁判所は宜しく公然と革命裁判所であると自ら宣言したら良いではないか。さうすれば、私は其等の裁判所の存在を

認容し、其法廷に於て大いに自己を説明する所があらう。私は主義に於て革命的であるが故に、或る旗色の良い方の勢力が公々然と、何等包み隠す事なく前進して來た場合、其勢力が如何なる種類の權利を正當なりとして主張するか位は充分に了解出来るつもりである。然るに我輩は最も血腥い殺伐な勢力が、表面上は體裁の良い法律上の神聖な名義の下に隠れ、其形式の假面を被つて行使されるに對しては、到底沈黙してこれに堪へることは出来ない。或はまた法律の掩護の下に、法が時に罪惡となり、罪惡が時に法律となるが如き矛盾撞着を看過する譯には行かない」と。

此等の言は明かにラサールが平和的手段よりも、腕力に訴へる方を選ぶ傾向のあることを示してゐる。同時に、ラサールは常に革命と云ふ語を純然たる科學的の意味に於て用ひ、且つ此意味に重きを置いたことを認めなければならぬ。彼は其演説に於て、革命とさへ云へば、何でもかでも、自分等の目の前に乾草籠でも振り廻して、わい／＼騒ぎ立てる事のみを意味するものと早合點して居る連中に對し、嘲笑愚弄を浴びせ掛けた事は殆んど何回であるかわからない。元來革命の科學的の意味は「轉倒する」と云ふ事である。即ち面目を一新させることが革命である。隨つて現在の制度に代ふるに全然新しい主義や制度を以てする場合には、必ず此種の轉倒、變化が行はれるのは理の當然である。然し斯かる變化を齎らす手段に至つては敢て問ふ所でないから、武力を用ひても良し田ひなく

×××××。

然るに改革は全く革命とは別箇のものである。即ち改革とは、現状の儘、其下に横はる主義を保留して置いて、徐ろに始まる運動であり、唯單に今までよりはもつと矛盾の無い、もつと正義に基く方向に軟かに發展して行くと云ふに過ぎない。此改革の場合にも亦、革命の時と同じやうに、用ふべき手段は別に問題とはならない。茲に於てか、改革が騒亂と流血との中に達成されることもあれば、また革命が反つて最も靜かな平和の裡に行はれることもあり得ると云ふ結果になる。ラサールが飽くまでも斷じて革命運動ではないと見做す事を主張してゐるところの恐るべき農民の一揆は、畢竟武力に訴へて改革を實行したと云ふに外ならぬ。これに反し、一七七五年に於ける紡績機械の發明、及び之に伴ふ近代製造業の平和的發達は、何等の武力をも用ひなかつたが、大規模を以てした立派な革命である。ラサールの此種の解釋は、他の場合と同様に、直ぐに之を了解することが要點である。苟しくも多少思索力のある者であるならば、其場處の何れを問はずラサールが發する此種の叫びが彼の深い感激の發露であることを疑ふ事は出來ない。

『何事であるか。フワウストのやうに、ギリジャの哲學、ローマ法典の制度、歴史科學の各方面を通して、下つては近代の經濟學乃至統計學等を通して、何人が能く確乎にして眞面目な執拗さを以て奮

闘したか。そして、世人は果して、此の如き長年月に亘つての科學發達の結末は遂にプロレタリアの掌中に社會運動の炬火を渡すに至ることであると眞面目に信ずることが出来るか。吾人の科學の知識科學の文化的人道的勢力に對する吾人の洞察は、此の如き結末が可能であると何人も信じ得るほどそれ程小さいものであらうか』これラサールの疾呼した所である。此論調は稍法律上の詭辯と云つたやうな色彩を帯びてゐるやうに思はれるが、法廷に引出された者の言としては亦已むを得ない。ラサールの目的が火や劍でなかつたことは事實であるが、然し彼は友人の爲めには、彼が其目的に到達する爲めの一の手段方便としては、縱令恐慌時代が続いても決して退却はしない積りである。の眞情を隠すやうなことはしなかつた。

ラサールが武力暴力を一の手段として用ひたいと云ふ傾向を持つてゐたと云ふ事について正確な斷定を下さうと思へば、上に擧げた例證以外に、彼の思想の根本に觸れる必要がある。ラサールの懷抱してゐた思想の中心點たるべき主義は何であつたか、又彼が全力を注いだ問題は何であつたかとの問に對して、吾人の答は頗る簡單である。『武力則ち權利』——此一句で盡されてゐる。

武力と權利——此兩者はラサールの軌道の廻轉方向を示す二個の標柱に外ならなかつた。彼の心を占めて居た根本的問題は、武力と權利とは如何なる形を以て因果關係をなして居るかと云ふ問題で

あつたことは疑を容れない。世人は一般にラサールが権利の代りに武力を置いたかのやうに思つて居るが、之は彼の見解を全く誤解したものである。次に少しく此断定が如何に事實と相反してゐるか、そして何故にこんな誤解が生じたのかを検べて見たいと思ふ。元來今日まで傳はつてゐるラサールの作つた唯一の詩は、其戯曲的作品であると云ふ點から觀れば、比較的價値の無いものであるけれども彼の懐いて居た豊富な思想及び彼の心的全生涯を極めて露骨に、且つ抒情詩的の筆致を以て表現せしめたと云ふ點に於ては非常に興味があるが、其中エコランバヂウスとフツテンとの對話の邊は殊に吾人の注意を喚起するものである。即ち此對話の中にラサールは武力、腕力の尊重、暴力的手段の尊重を思ひ切つて露骨に告白してゐるが、此點は彼の天才に頗る特色的な近代的な、畫筆の一刷を加へたものである。右の詩全篇を通じて、多くの人物が輩出するが、其何れもが正義即ち権利の援助者としての武力に對する作者の憧憬を語らないものは無い。

凡そ作者と云ふものは、其常に理想とする主義なり原則なりを比喻する言葉を必ず何か持つて居り常に斯かる言葉を愛用して措かないものであるが、ラサールに於ては、其愛用語は『鐵』又は『青銅』であつた。『鐵血』と云ふ語がビスマルクの政策を比喻する言葉として此大政治家の口から叫ばれ始めた數年前、ラサールは『鐵の如き運命』と云ふ言葉を用ひてゐた。ラサールが用ひた比喻的言葉の中

で此『鐵』位屢々用ひられた言葉は無い。彼の觀る所では、鐵は即ち仁慈的な専制主義と云ふ意味を表はす。通路を綺麗に掃き清めて、色々な危險物を除去する一撃、時の痛ましい進行をなるべく短縮して、難産に苦んで居る新時代の理想の出現を早める至大な一撃を意味する。ラサールの作中たる『フランツ・フォン・ジツキンケン』と題する戯曲の主人公フランツは鐵を嘆美して、『人類の神』であり、『魔法使ひの魔杖』であつて、絶望のドン底に陥つて居る人々の最後の手段として此魔杖を一振り振れば、望み事は何でも達成される。實に自由の最高保證である時まで云つて居る。更にもつと明白にもつとラサールの特色を發揮した言ひ廻し方を以て、皇帝の使者が、陛下の名を以て、皇帝から充分に權利を認められた上、柔順に陛下に服従するか、又は反逆人として退去命令を受けるか、二者其一を擇べと云はれたとき、フランツは明確に武力に訴へて此問題を決しやうとの意志を公言したのである。

青年時代のラサールが第一回の裁判事件に法廷に立つたときには、彼は自分が武力に對抗して權利を代表するものであると斷言した事があるが、不思議な事には、其時には武力を、くさす積りで此言を吐いたにも拘らず、後になつては其同じ言を、武力を稱揚する意味を用ひて居るのである。斯くして、巡回裁判所の法廷に於ける陳述に於て、彼は輕蔑的の口調で、『權利を創造するには唯單に大砲の

筒先のみを以てすることが決せられたとしたら、更にこれ以上の理由を述べることなしに何故に市民衛兵を解散してはなかつたのか』と叫んだ。其時に彼の用ひた文句は、彼の作つた詩に於て其詩中の人物バルタザールの口を藉りて武力を賞讃する意味に於て、云はしあた所であるのに、其後法廷に於て自ら此文句を用ひた場合には、最も苦々しいまでの輕蔑の意味を以てしたのである。之れ明かに大なる矛盾と云はなければならぬ。曰く『縦令彼等が何等の権利を持たずとしても、彼等は更に之れに代るべきもつと良い物を持つてゐたではないか。彼等はベルリンに於て戒嚴令を持つてゐたウランゲル、六千の大兵及び數百門の大砲、又プレスラウ、マグデアブルグ、コロニーニユ及びデュツマルドルフに於ては、之れ亦多數の兵士と數百門の大砲とを持つてゐた。此等は何人でも了解出来る最高の理由ではないか。』此力強い、倨傲な、情熱に満ちた法律の立脚地を代表したのである。『然も國民議會は解散を命ぜられたとして、同じ選舉法に基いて新たに國民議會を召集せずして、一の憲法は吾人に強則された。換言すれば、民衆權利の制度全體が一撃の下に粉碎された譯である。彼等は運命の車輪の上に乗せられた國家の立憲的有機組織を、手も足も法律も悉くバラ／＼に粉碎して、徐ろに全體を、破壊することは餘りにまだるツこいので、之に厭き／＼したのである。そこで組織全體を廢物を入れる物置に投込んでしまつて、其代りに彼等の勝手な制度を銃劍の尖端を以て築き上げたのである』

と。さうかと思ふと、彼が直ぐ次のやうな文句を述べて居るとは、劍と錢とに對する彼の賞讃と矛盾すること甚だしいではないか。曰く、『畢竟、劍は劍であるが、其劍は決して法律上の權利と見ることは出来ない。之を擁護することが彼等の神聖な義務であると稱する法律に基いて、市民が其法律を擁護することを望んで居るとの理由の下に、市民を迫害せんとする裁判官達、彼等の法律を擁護するのは一の犯罪であると稱して、其罪を國民に嫁せんとする裁判官達、——私は最早彼等を裁判官など、見ることは出来ない。彼等は實に暴力の奴隷である。國民全體も恐らく我輩と同一の見解をとるに違ひない……劍が既に正義の總ての制度の神聖を冒瀆した今日、私は囹圄の裡に在つて、劍が私に加へる如何なる迫害、脅威にも堪へるであらう。私は武力が喜んで遂行しようとして居る法律上の茶番狂言に参加する目的を以て、後になつて反訴を起すか又は法律上の他の如何なる形式をも満たしつくすまでは、私に關する今回の事件が最も慘憺たる形をとるとも、敢て意に介する必要はない。成り行きに任せて置かう』と。凡そ比等の文句及び之と同様な言葉は、何れもラサールが正常な法律上の權利を如何に鋭く自覺してゐるか、又同時に權利の地位を奪取せんとする蠻力に對して、之れ亦どれ程激しい憎惡を懷いてゐるかを物語るものである。

然し年若くして夙くも成熟し、實際に社會的勢力を占めるに至つたこの青年雄辯家の心の中には又

更に理想的の権利と云ふものは、それが活動的の心と強靱な意志によつて代表されるにあらずんば實に哀れにも無氣力なものであるとの鋭い確信をも持つてゐたのである。そして、比活動的の心と強靱な意志とが此権利を實現する爲めに正當な手段を採り得るだけのものでなかつたならば、ナ利とは名ばかりで、全く實の伴はぬものになつてしまふと云ふのがラサールの固い信念であつた。元來ラサールの最も深い特性と傾向とは絶対に實際的のものであつたのだから、無殘にも失敗に歸した事を以て著しく知られてゐる。一八四八年のドイツの革命の進行中、親しく其土地に居住して、目のあたり慘憺たる光景を見せつけられた彼の觀察と感覺とが激しく刺戟されたのは尤も千萬である。見よ、斯くまで強く精力其物を現はして居る此天才社會運動家の前額を。言論以外の武器を執ることを迷信的に懼れ、武力を以て壓迫を加へる政府當局を遺傳的に恐れ、一方に於ては、個人々々が何れも臆病小膽であると同時に、他の一方に於ては、何等有利な忠言を與へて呉れる者も無く、之に加ふるにハムレットのごとき空談と狐疑逡巡とを以てした結果、國民の権利は一たまりもなく粉碎せられんとする危機一髪と云ふ時に方り、此類の後に潜む思想が活動しない譯に行くか何うか、殆んど言ふを要しないのである。カルル・マルクスの經營して居た新聞ノイエ・ライユシエ・ツァイツング（一八五〇年）に載せられたエンゲルスの『ドイツ帝國の憲政運動』（レーニツシユ・プロシヤ及びバーデンの暴動）と云ふ

記事を読んだ者は、誰でも、節制を缺いた此意氣地の無い時代に代るものは充分な甲冑を以て其理想を被ひ、民衆に鋭利な劍を與へる斷乎たる決心を以て奮起した時代、正義と云ふ金屬がたとへ如何ばかり貴くても、武力と云ふ他の金屬と合金しなければ、到底通貨を鑄造することは出来ないといふ事に氣づいた時代であつたことを了解するのは容易であらう。果せる哉、革命に失敗した無氣力な時代に繼いで起つた新時代は正義と云ふ貴金屬と武力と云ふ劣等な金屬とを合金するに至つた。新時代は鋼鐵製の骰子が最も堅硬で且つ最良であることを覺つた。そして新時代は此硬い鋼製の骰子を秤量台の上に投げたのであつた。

國民議會が憲法を擁護するために純然たる市民軍を編成する時機を失したことを深く慨嘆したラサールの辯論を読むが宜い。政府の加へる攻撃壓迫に對抗すべく受動的、反抗を試みやうとした國民議會の意氣地なさを罵倒嘲笑したラサールの辯論を聴くが宜い。如何にそれが悲痛を極めてゐるか。血と涙とを以て彩られてゐる。

『諸君。受動的、反抗なるものは——吾人は茲に吾人の敵が此事實を充分に飲み込んで居ることを認めざるを得ないのであるが——國民議會の提議に係る所謂受動的、反抗なるものは確かに一の罪惡である。諸君は宜しく兩者の中其一を擇べ。即ち今回國民議會が解散を命ぜられたのは

全く皇帝が其正當なる權限内に於て之を斷行したものであるか。又は皇帝の措置は權力の濫用で、全く其不法極まる行動であつたか。若し第一の場合であるとすれば、國民議會は皇帝の法定的權利を侵害したものであるから、議會は反逆人及び法律上の保護を停止された者共の集合であると言はなければならぬし、又若し第二の場合であつたとすれば、人民は宜しく其身體と生命とを以て、自己の自由を擁護する上に寸毫も躊躇してはならず、國民議會は須らく全國に命令して市民をして武装せしむべきである。そして、いざ皇帝に對抗すると云ふ場合、受働的反抗と云ふやうな奇怪千萬な手段は臆病にも人民を裏切り、卑怯未練にも人民の權利を擁護すべき義務を有する議會其物を裏切るものと云はなければならぬ。……………

諸君、之が若し一個人の場合であつたならば、即ち或る一個人が國家若くは人々の團體から虐待されて苦悶して居るならば——例へば若し一個人たる私が諸君によつて處刑されるならば——其時こそ初めて、受働的反抗を試みやうと提議しても、それは少しも自己の名譽を汚す結果とはならないであらう。……………即ち私は自分の有する權利の中に隠れて、縱令抗議を有効ならしめる力が自分にないまでも、兎に角政府に對して抗議を申込む事が可能であらう。然らば、國民全體の場合は何うであるかと云ふに、例へばポーランドが征服されたやうに、武力にとつ

て征服されることも或はあるであらう。然し此の如き征服は戰場が其將に征服されんとする國民の子等の鮮血をふり撒かれ、其兵卒が一人も残らず薙ぎ倒されるまで實行されないのである。愈々征服された事になれば、即ち總ての力が涸渇してしまつた場合こそは、所謂受働的反抗を以て甘んじなければならぬかも知れない。忍耐と屈從とを以て其權利の恢復の爲めに抗議し怒りを胸中に秘め、憎惡を沈黙の儘に壓へつけ、徒らに手を拱いて、塗炭の苦境から救ひ出して貰ふ時機を待たなければならぬかも知れない。然も此種の受働的反抗とても事變の後即ち能働的、積極的反抗のあらゆる手段を盡してそれが悉く失敗に歸した後に初めて採るべき手段であつて、之は忍耐的武勇の最高程度のものである。

然るに、まだ敵に一撃も加へない中に、自分の手許にある兵力に少しも訴へない先に、即ち事變の前に此受働的反抗の手段を採るがごときは、國民として最大の恥辱であり、最も甚だしい愚劣であり、又國民に罪を嫁すべき最大怯懦であると云はなければならぬ。諸君よ、由來受働的反抗はそれ自體が既に自家撞着の權化である。何となれば、それは堪へ難い事を忍びつゝ反抗することであり、換言すれば、反對もせねば抵抗もしないところの反抗である。世の中に之れほどの自家撞着は又とあるまい。受働的反抗は恰かもリヒテンベルグの小刀のやうなも

のである。即ち其小刀には柄が無い、そして其刃はこぼれてしまつたのである。尙ほ受働的反抗は濡らさず洗はなければならぬ毛皮の類である。受働的反抗は實行の伴はざる内心の意志である。受働的反抗は二つの分子の産物である。二つの分子とは義務が絶對的命令を以て反抗を勧めてゐることの明確な認容及び反抗を拒む個人的怯懦をさすのであるが、今回の事變に於て、此等二つの分子は十一月十日の夜嫌惡すべき抱擁を兩者の間に行つて、そして其間に生れた赤兒は即ち受働的反抗と云ふ肺癆性の子供であつた。病的の兒童であつた。』

僅か二十三歳の青年の身を以て、斯くまで力強く怯弱と無氣力とに痛烈な罵倒を浴びせかけたフェルディナンド・ラサールが、其後十年を経て、鐵を稱揚し『人類の神』とまで評したのは少しも怪しむに足らないではないか。

武力と權利との關係は常にラサールの心を占領してゐた重要な問題であつた。彼は更に一層深く突込んで、兩者の相互作用の状態に就て研究を重ね、此二つが互ひに相倚り相援けて居るものであることを益々熱心に研究した。一八六二年、丁度プロシヤの憲政運動騒ぎの酣なとき、ラサールはベルリンに於て一の講演を試みた事がある。其講演に於て、彼は憲法の觀念又は基礎法の觀念に定義を下し彼が発見した基礎法なる言葉の意味を解剖しやうと企てた。即ち先づ第一に、基礎法は必ずや普通法

の下す判決よりも更に深く下に横はつてゐるものでなければならぬ、之れ即ち彼が基礎法と云ふ名稱を附けた所以であると云ふのであつた。第二に、此基礎法なるものは總ての法律の根柢をなすものであるから、其等の他の法律の上に能働的、動作的勢力を及ぼすべき筈である。第三に、基礎と云ふ言葉の觀念は必ず動作的必要及び能働的力を含むものであるから、此等の概念は必要缺くべからざるものであると云ふにある。

そこで、若し憲法が一國の基礎法を形作るものとするならば、それは動作的力であり必然に何れの國たるを問はず、其國の他の總ての法律を創造する力を有してゐると定義しなければならぬ。次にラサールは、現實に於て此の如き動作的力なるものが存在するかどうかを研究して見て、實際存在することを発見した。即ち何れの社會にも存在する力の現在の状態がそれであると結論してゐる。そして、力の現在の状態は社會の總ての法律並びに法律上の制度を決定して、現在存在する以外のものたらしめないやうにしてゐる。

此意味を説明する爲めに、ラサールは次のやうな例を示してゐる。茲に一大火災が起つて、プロシヤに現存する總ての成文律を焼き盡してしまひ、其結果として、新たに法律を制定しなければ、どんな係争事件をも解決することが出来ないやうになつたと假定する。斯かる場合に、立法者は勝手に自

分の好きな法律を制定し、之を發布することが果して出来るであらうか。若し此場合、人民が、今や法律は焼失してしまつた。そして我等は目下新法典を編纂中である。茲に於てか、此機を利用して、皇帝に今まで通りの権利を附與することを拒み、若くは今後は皇帝に何等の権利をも與へないことにしやうと申出たと假定せよ。此場合皇帝は唯單に答へるであらう。成る程、法典は焼失したに相違ない。然し現に明かに軍隊は朕に服従して居る。そして朕の命令次で進軍する。尙ほ又明かに兵器廠及び兵營の指揮官は朕の命令次第で銃砲を朕に渡して呉れ、砲兵は朕の命令通りに街頭を行進する。斯くて朕は自分の現に持つて居る力に依つて、朕が占めたいと望む地位以外に朕を置くことを斷じて汝等人民に許さないと。茲にラサールは結論を下して曰ふ、皇帝は此の如く彼に服従する軍隊を持ち砲兵を持つてゐる。之れ即ち皇帝は實に憲法の一部であることを證明すると。尙ほ彼は此論法を同様に擴充して、宮廷に於て將來又皇帝に對して勢力を有する貴族も之れ亦憲法の一要素である。今皇帝と貴族とが協力して其有する権力を利用して、新たに中世時代の組合制度を復活しやうと計畫すると假定する。例へば、更紗製造人は決して染物職人を雇用してはならぬとか、手工家には或る一定の數の職人以上を雇入れることを禁ずるとか、換言すれば、大規模の生産業を營んではならぬと云ふ制度を設けやうとする。其結果は果してどうであらうか。此の如き場合、大製造業者は工場を閉鎖し

鐵道會社の重役すらも其従業員を悉く解僱しなければならぬ。すると、失業職工が群をなして、パンを與へよと絶叫し、次いで中流階級の後援を得て、彼等は街頭を練り廻り、茲に内亂を惹起するが此戰鬪に於て皇帝の率ゐる軍隊が必ずしも勝つとは決つてゐない。果して然らば、大製造業者は之れ亦憲法の一部に外ならないではないか。これと同じ理窟で、政府が巨大の財源を必要とする場合、大銀行家連や取引所は之れ亦憲法の一部であると云はなければならぬ。

更に又政府が、日本の古い法律のやうに、何人も窃盜罪を犯した場合には、その父をも處刑すると云ふやうな法律を發布することを得策だと考へたと假定する。此場合、民衆が反對するのは明白である。然らば輿論及び文化は一體をなして、或る限度に於て、憲法の一部を形作ると見るを要する。又政府が餘り社會上重要でない人々及び勞働階級から單に政治上のみならず、社會上の自由までも奪つたとする。即ち彼等を奴隸となしたと假定する。こうなると、或る極端な場合に於ては、少しも大製造業者などの後援を受けない平民連も亦憲法の一部をなすと云はなければならぬ。

かくの如く一國の憲法なるものは一體何であるかと檢べて見ると、其中に幾多の力が存在する事を發見する。然らば其等の力と制定憲法との關係は何うであるかを更に研究して見るに及んで、吾人は極めて容易に、憲法なるものが出來た徑路を知ることが出来る。即ち力の現在の状態が成文法となつ

て現はれ、之に文書の言ひ表はし方を與へる。そして、此等の法律が斯く書き上げられると、所謂力の現在の状態と云ふものではなくなつてしまふ。然しながらそれと同時に、此等の力は法律的の力となり、法律上の制度と化したのであつて、これに違背する者は處罰される事となるのである。ラサールは右のやうに憲法なるものゝ説明を試み、其結論として、それ故に、此力の現在の状態（貴族の權力、都市の繁榮、進歩、首府住民の相互間の關係、兵力の大小）に少しでも變更を來せば必ず之に伴ふに憲法の改訂を以てしなければならぬと論じ、更に若し成文律としての憲法と現實の憲法との間の相違が餘りに甚だしく、其結果として、此相違が壓制を馴致するやうな事になると、茲に一大火災が現實の革命と云ふ形を採つて現はれるのである。其一例は實に一八四八年三月に勃發した前に述べた革命運動である。斯く論じ來つてラサールは一八四九年法廷に於て自己を辯護すべく述べた大辯論を追想して、實際あの當時、勝ち誇つた民衆は下層階級及びプロレタリアより成る強力な國防軍の篇成することもせず、斯くして形勢を一變せしめる策に出ず、何等の權威も無い憲法を新たに草案したごとき、實に愚の骨頂であつた。随つて其新憲法なるものは絶對に何の役にも立たなかつたのであると痛嘆し、彼は更に言を續けて、『諸君よ。若し諸君が自分の庭に林檎樹を持つてゐるとして、其樹に札を貼つて『之は無花果の樹である』としたならば、それで其樹が無花果樹に變化すると思ふか。そんな馬鹿げた事があらう筈は無い。假に諸君が親類一同及び近隣の者共を悉く狩り集めて、其樹の傍で大聲に『これは無花果の樹である』と叫んでも、其樹は依然として林檎である。無花果に變化しやう筈が無い。翌年になつて其樹に生るものは林檎の實であつて、決して無花果ではない』

この講演を結ぶにあたり、ラサールは曰ふ『それ故に、憲法上の第一の問題は權利の問題ではなくして武力の問題である。即ち一國家の現存の憲法は其國に存在する力の現在の状態の中にのみ存在するものであり、成文律としての憲法はそれが一社會の中に實際存在してゐる力の状態を精確に表現してゐる場合にのみ、憲法としての價值及び永久性を有するのであつて若しその成文的憲法が餘りに其社會の力の現状とかけ離れて居る場合には、其憲法は反古紙同様であるのみならず、恐るべき革命を惹起せしめる原因をなすのである』と。

ラサールの下した憲法の此解釋は一見甚だ信じ難い程奇怪なものであつたが、少からず當時の民衆の間に物議を惹起した。自由派の諸新聞は直ちにこれを解釋して、之れ武力は權利に先だつことを宣言したものであるとなした。シュウエリン伯ですらも、此問題に關して、議場に於ける喝采裡に、プロシヤに於ては權利が武力に先だたねばならないと絶叫して、ラサールの議論を駁した。新聞紙の多くはラサールをして口を噤ませやうと思つた、世間の誤解を防がんがためにラサールが書いた『武力

と権利』と題する短い記事をすら掲載することを拒絶した。ラサールは己むを得ず、右の論文を小冊子にして自ら出版した。右小冊子中において、彼は賞嘆すべき誠實と熱心とを以て、『若し私が此世界を創造したとするならば、私は恐らくはフォルクス・ツアケツング紙及びシユウエリン伯の爲めに、此點に關して、特に例外を設け、権利がどうしても武力に先だたねばならぬものであるやうに排列したかも知れない。かくの如き排列法は私自身の倫理上の立脚地及び希望と頗る良く調和するのである。然しながら、不幸にして、私は世界の創造を委ねられなかつたから現在の排列に對して何等の責も負ふ事は出來ず、之に關して私を賞めるも貶すも、する人々の勝手に任すより外に途は無い。』

彼は尙ほ辯解して、自分の意志は決して理想的の社會状態を心の中に描いて、それを解剖するのにあつたのではなく、現在ありの儘の事實を解剖するに存し、且つ自分は何も倫理に關する論文を書いたのではなく、唯單に歴史的研究を試みたに過ぎない。そして研究の結果は、成る程理論上権利は確かに武力に先だつべき筈のものであるのに、遺憾ながら事實は全く之に反し、何等の例外なしに、武力がいつでも権利に先だつてゐるのを發見する。そして、不正な武力を粉碎して、これをして先だたしめない爲めには、権利は其背後に充分な力を得て、其力の後援を受けなければならぬと論じてゐる。

彼は又権利の連續的侵害によつて一八四八年以來プロシヤの憲法が形作られた發展の徑路をも解剖して曰ふ、『果してこう云ふ風であるならば、議會に於てシユウエリン伯がプロシヤに於ては常に権利が武力に先だつて居ると言明したに對し、滿場大喜悅大満足で拍手喝采した意味は一體何であるのか。伯の此言明は唯忠實に其希望を述べたまでに過ぎないではないか。若しそれよりもつと深い意味があるとするれば、それは單に武力をして権利より劣つたものたらしめやうと決心した人々の爲めに特に附ける意味に過ぎまい。元來プロシヤでは何人も民主主義を除いては、権利と云ふものについて鬼や角云ふ権利を持たぬ筈である。何となれば、此民主主義のみが常に権利を固執し、斷じて武力と妥協することによつて此権利を屈辱せしめる事を拒んで今日に及んだからである』と。

武力と権利との關係に關する問題はラサールにとつては事實問題であつたのである。ラサールは如何なる場合に権利が武力によつて支持され、又如何なる場合に支持されないか、又何時武力が権利となり、即ち正しいと認められ、何時不正となるかを他の何人よりも良く了解してゐたのである。

又ラサールが、保守黨の人々の擁護する古い権利の力と、過激派に屬する人々によつて代表される新らしい智力上の権利との間の相互作用を研究し、これを翫味したのは、唯單に實際生活に關聯してのみではなく、もつと深い憲法上の権利と云ふ問題に關してであつた。

保守派の主張する古い権利は取得された権利を意味するのであり、之に反し、新しい権利とは権利の新しい認識である。然らば新しい権利と取得された権利との関係は何うなつてゐるか云ふに新しい権利の方は権利を附與もするともに取得もするのであるが、古い権利は此點に於てどの位な程度まで行く事が出来るか。如何なる権利が正當に取得され、そして不可侵であるのか。若し總ての古い権利が正當に取得され、且つ不可侵であるとするならば、進歩はここに一頓挫を來し、過去は現在の生活を屠ることになるであらうし、又其反對に、何人も取得された権利を其地位の基礎とすることが出来ないとするれば、現在は過去を屠る結果となる。斯くて吾人はラサールの名著『取得権利の法理』が論じて居る取得された権利と云ふものゝ概念に到達するのである。

此『取得権利の法理』に於てラサールが論じやうと試みた所は、彼が緒言に述べてゐる通り、その時代全體を通じて支配してゐた政治的及び社會的觀念の解説に外ならなかつた。即ち吾人の政治的及び社會的争闘に固有な主義を形作るものは一體何であるかと云ふ問題であり、ここに於てか所謂取得された権利と云ふ概念を先づ研究する必要があつたのである。

法律、政治及び經濟的範圍内に於ては、取得された権利の概念は總て今後の發達に對する源泉であり、衝動であつて、民法に關聯しての法律上の権利とは全く無關係のものと考へられ

る場合に於てすらも、此取得された権利は嚴格なる意味に於ける所謂政治上の権利よりも却つて一層政治的なのである。何となればこれは社會的要素を形作つてゐるからである。

ラサールが此點に言及することを必要とした所以は、彼の説に従へば、兎角自由黨に屬する中流階級の主腦株が此概念を解釋する態度が如何にも皮相的であつたからである。

此著書が實際的法律學と自然法の原則とを調和させることを目的とした事は、彼が其冒頭に於て斷つてゐる。此點に關し著者が採つた立脚地は、之を彼の前の著書『ヘラクリタス』に於て極つた立脚地に比べると、彼が一段の進歩をなしたことを證據立てゝゐる。即ち彼は今や以前程ヘーゲルに執着しては居ない。尤も彼は飽くまでも自分がヘーゲルの主義原則を固執するものであると自稱し、又實際それが事實ではあるけれども、さうかと云つて、最大の自由を以て彼がヘーゲルの哲學系統及びヘーゲル學派の重要な部分に批評を試みる事が出来ないわけは無い。彼は『ヘラクリタス』の緒言に於て述べて居る一の定義を茲に下さうとしたのである。此定義は其後フランスに於けるヘーゲルの門弟達が採用した所であるが、之は以前の何れの系統よりもより以上に無條件と云ふことを取扱ふ哲學系統と變じて關係的と云ふことを取扱ふ哲學とするに傾き、他の何れの系統よりも超自然的であつた人生觀を改めて、一の歴史的系統とする傾向を持つてゐた。此立脚地と、實驗科學の方法を法律に適用しや

うとする思索家の立脚地との間に存する相違は一見甚だ些細な事のやうであるけれども、ヘーゲルの討論主義に忠實に執着し、且つ忍耐と注意とを以て前進するよりは、寧ろ大膽に超然として自らを聳えしめやうとする心の傾向をもつて居り、又主義なり假定なりを純然たる理性の基礎の上に立てやうとの希望をもつてゐるラサールをして現時大いに勢力を得て居る科學的方法を餘程かけ離れた縁遠い立場に立たしめたのである。

ラサールの説に據れば、彼の著書『取得權利の法理』に於ては、彼は唯、一般的論理の梗概だけをヘーゲルの學說から採つたのであつて、ヘーゲル學派として、例によつて事物の核心まで突込んで行くことを姑らく躊躇し、單にヘーゲルの學說を反響するのみに止めて、憲法哲學と實際的法律學とは依然として、恰も自然哲學と自然科學とが明かに引離されてあるやうに、之を引離して研究を進めたのである。ヘーゲルの心の哲學は或る程度まで論理を犠牲にしてのみ初めて彼の哲學系統から進化することが出来る。ヘーゲル時代には、自然的權利と云ふ言葉は普遍的に有効で、且つ理性と合致する、太古から存在した權利を意味するものと見做されて居たのであらう。此の如き觀念は積極的權利乃至歴史的權利と云ふやうなものに關聯して居る。何となれば凡そ一般的觀念が切めて言ひ表はされる場合には、必ず實際上の實行と云ふものと此概念を關聯せしめるのが常であるからである。斯くて、ヘーゲ

ル時代の世人は自然的權利も亦歴史上の一事物であり、換言すれば自然的權利則ち歴史的權利に外ならぬと云ふ事實を知らなかつたのである。此のやうな次第であるから、ヘーゲル時代には哲學的法律學の根本的概念を目するに永久にして無條件、且つ論理的概念の一種を以てしたのである。

ヘーゲルは歴史的權利なるもの、性質を了解することが出来なかつた。そして、此權利を理性の缺如、專斷行爲及び力に歸してゐる。然し歴史上に於ける心の働きは常に『成る』と云ふ事の過程である。隨つて法律哲學に於ては、此財産、此不行爲、此家族、此相続權、此民衆社會、此國家と云ふ風に特定の言ふことは不可能である。之に反し、ギリシヤ人の心、ローマ人の心又はゼルマン人の心の歴史的觀念を検べた上で、其處から例へば財産に關するギリシヤ人の觀念、ローマ人の觀念、ゼルマン人の觀念等を展開せしめることは必要である。ヘーゲルは其宗教哲學に於ては、法律哲學の場合と全然異つた立場に立つて研究をして居るが、若し彼が種々異つた宗教を歴史的に研究することはせず、直ちに神とか教理とか未來の生活とか云ふやうな言葉を口にしたとしたならば、其結果は果してどんなものであつたらう。即ち宗教哲學の研究には是非共、超自然的でなく歴史的方法を用ひなくてはならないと云ふことが要點である。然るに法律哲學を取扱ふに方つて、ヘーゲルの門弟達も亦其師匠と同じやうに、歴史的研究を無視する弊に陥つた。此等門弟中最も優れたガンスですらも、遺産に

關する其著書に於て、直ちに相續と云ふことに關する現代的の概念を紹介し、それから更に進んで、此概念は普遍的効力をもつた論理上の判定概念であると見做して居る。其後三年を経て、社會運動が恰かも最高潮に達して居る最中、ラサールは其著『資本と勞働』中に資本の經濟的概念と財産の法律的概念とを解剖して此等の概念は決して永久不變性をもつたものではなく、歴史的に發育するものであり、其歴史的制限を受くべきものであると論じた。これと同様、總ての法律上の觀念に關しても、ラサールはその著書に於て、特に相續權を論じた其第二編に於て彼が採つたと同じ歴史的立脚地から總て此等の觀念を論じてゐる。

法律其物が古いと同じやうに、溯及的立法に對する異論も亦古いものである。取得された權利と云ふ問題と法律の溯及作用と云ふ問題とは互ひに全く相合致してゐる。然らば何故に法律の溯及性に對し異論があるかと云ふに、それは之が爲めに其溯及作用が責任と云ふ觀念を專斷的に擴大する結果となつて其爲めに人の自由が侵害される處があると云ふ論據から來たものである。此根本的觀念から出發してラサールは、今までの法律研究家とは大いに其趣を異にした新機軸を出して、取得された權利と法律の溯及作用との關係を次のやうに定義し得たのである。

(一) 若し法律が個人の自發的動作を通し、之によつてのみ其個人に影響を及ぼすならば溯及

力を持ち得ない。

(二) 若し法律が此の如き自發的動作の干渉を受けず、即ち人類に共通で、且つ社會が人類に附與し、隨つて自發的ならざる屬性の點に於て、直接に其個人に影響を及ぼすならば、或は若しそれが唯社會制度の中に有機的變化を來すことによつてのみ其個人に影響するとすれば、溯及力を持ち得る。

ラサールは頗る詳細に、現代のやうに溯及的立法を採用することに異論を挾む事は文明程度の低い人民の間には全く存在しない觀念であり又人類の心は意識と自由と責任とを持つて居るものであると云ふ明瞭な概念が起らなかつた文化程度に於ては全く存在しなかつたことを證明してゐる。支那では全然善意を以て以前に行つた行爲でも、現行の法律に照して、一の犯罪行爲であると之を見做す新法律を通過し、そして、此の如き行爲を一の犯罪として用捨なく罰してゐる。古代のユダヤ人ですら、今日文明諸國に現存して居る取得された權利の尊重と云ふものに到達しなかつた。例へばゼロツエハツドの娘達に關する事件に於て、イスラエルの神が法律上の判決を下して居るが、其神が自分は之を認識することなしに、民事事件に於て此溯及的立法の一種を採用したことは疑を容れない。然しイスラエルの神は東洋の神であつて、ローマ法典などは研究した事がなく、さうかと云つて又彼の持つて

居た法の溯及と云ふ觀念がギリシヤの文化及び藝術の産物でない事も確かである。換言すれば彼はローマに於ては其個人の權利と云ふ觀念の中に、又ギリシヤに於ては其完全な美と云ふ觀念の中に表現されて居るやうな人類の崇高な意識と云ふものには到達し得なかつた『國民の神』であつたのである。

こゝに云ふ關係で、ラサールの論理の出發點は、巡回裁判所の法廷に於ける彼の最初の辯論に言ひ表はされてある通り、彼の若い時分に既に懷いて居た觀念に歸着するのである。即ち法律と云ふものは權利の國民的自覺を云ひ表はす一の手段に過ぎないと云ふ觀念、又法律上の權利の全體は、或る一の場合に偶然、此國民的自覺によつて得た定義に過ぎないと云ふ觀念から出發して居るのである。然も此國民的自覺なるものは間斷なく變化する過程にあるものである。それ故に、此國民的精神——國民的自覺から生ずる總ての新らしい定義は、過去に於ける變化と同様の權利を以て各個人に直接に影響を及ぼしてゐる。即ち各個人は或る法律上の手段によつて、又潮流から分岐して他の方向に轉じて行つた其個人自身の意志及び行爲によつて、或る一の場合に彼が持ち、斯くして彼のものとなつた物のみを確實に自身の物と見なすのであり、且つ其個人は權利の範圍内に自分の請求權を局限し、總て將來の禁止的立法に常に反抗して、自分の權利の範圍内に於て、自己の獨立を宣言することは出来ない譯である。法律學の全部の解剖を此觀念に照して試みたのが即ちラサールの『取得權利の法理』と題す

る著書の第一編の内容である。此解説は頗る明快であり又最も鋭利であるが、決して論争的の説明ではない。随つて此議論に關しては彼は何人とも論争はして居ないが、唯著名な浪漫派、反動派の文士スタールとは議論を交換してゐる。即ちラサールはスタールが現存の社會秩序は、之れから生じた總ての權利と共に、個人の取得權利を形作るものでなくてはならないと論じて居るところを見ると、恰かも現存の社會秩序の全體は神聖にして侵すべからざるものと見做されなければならぬかのやうに思はれるけれども、それは大きな謬見であると主張する。スタールの意見に従へば、如何なる時代と雖も、過去の時代に對して判断を加へ、其過去の時代が作つた權利を、それが現在の時代に通して居るか居ないかに關する自分の意見に従つて、勝者に認容して見たり又は破壊して見たりすることは出来ない主張してゐるに對し、ラサールは之を駁して、各時代と云ふものはそれら、自治的自主的であるが故に、如何なる時代と雖も決して他の時代に盲従する義務はない。如何なる時代と雖も、其時代に於て現に矛盾して居ると認識され、不正であると思はれるやうな何れでも、これは過去の時代が作つたのであるから廢棄することは出来ないと云つて、其物が權利として存續することを許すべき義務を持つてゐるとは決して云へないと論じてゐる。

尙ほラサールは彼れ獨得の透徹的觀察力を以て、スタートが多くの場合に於て矛盾撞着に陥つて居

る事實を發見し、此論敵がジャコビン主義の避くべからざる論旨の影響を受けて居ることを曝露して少からず痛快を感じたらしい。尤もジャコビン主義は現代に於て道樂半分に哲學を研究する人々が、自らそれに氣が附かずに、其影響を受ける事を避け難いやうな性質の主義ではあるが……。

ラサールの此著書の第一編中で、彼の心的發達の徑路及び彼の政治上の立脚地を明瞭に表はしてゐる點に於て、最も興味ありと思はれる部分は、疑も無く、フランス大革命と結び附けて此法律の溯及性問題を論じて居る個處である。此部分に於て、吾人が前に一言したラサールの所謂『主義として革命的』と云ふ文句が新しい見解を與へられて表現して居り、且つ其處から彼の主義の著しい確認が現はれてゐる。茲に於てか、吾人はラサールが判官連に向つて『諸君は果してフランス革命史の全編を通じて引張られて居る聯絡の絲の正體を知つて居るかどうか。私は其最も細かい織絲に至るまで知つてゐる』と叫んだのも、決して徒らに大言壯語したのではなく、彼は實際事實ありの儘を告白したのであつたことが明瞭になつたことを感ずるものである。

古人——例へばシセロの如きは、縱令法律の形式となされずとも、一國民の道徳的同意によつて制定されたと見做され得べき總ての物は、權利の國民的集團の中の一要素と見做さるべきであると主張した。随つて若しそれが法律となれば、此新しい法律は單に權利の其集團の同意を叙述したものに

過ぎないと見做さるべしと云ふのである。それ故に、古人の意見に従へば、此種の法律は理窟上當然溯及力を有すべき筈であるのだ。此思想に對してラサールは激して反對して、此の如き法の溯及性は古人の間にのみ通用する。何となれば、斯くまで完全な道徳上の意見の一致と云ふものは唯此等古代人の間にのみ行渡つて居たからである。然し現代に於ては之に反し、直接又は暗黙の如何を問はず、兎に角既に一の表現の形式を持つたやうな權利の一般普遍的認識の要素のみが法律の形式を採つて現實に制定さるべき權利を有すると云ふ事實を飽くまでも主張しなければならぬ。ここに起つて來る問題は、然らば何時かやうな表現が見出されたか、又此表現と云ふ概念は何を意味するかと云ふことである。此問に對しては此概念は國民の法律上の認識の要素は必ずしも之を言葉で言ひ表はす必要はなく、言葉で云ひ表はされずとも國民の行爲によつて實現され且つ有効となるものであることを意味すると考へれば足りる。

フランス國民公會は共和第二年のニヴォーズ法によつて、一七八九年七月十四日以後遺産相續は此新法の規定に従ふべきものであると決定された。そして、テルミドールの反動時代中に此規定は當然溯及力を有するものであると見做され、且つ公然宣言された。然しそれと同時に、此溯及的立法に反對して、該相續法に違背するのは決して國民公會の意志でなかつたことも明白である。此法律が言ひ

表はすべき筈の原則の説明としては、此法律は單に其當時一大國民によつて宣言された原則を展開せしめたものに過ぎないのであるから、之について何等溯及作用が行はれやうと思はれないと云ふ聲明があり、尙ほ之に附加へて、溯及力なるものは此制限を越えた瞬間に於てのみ初めて作用を起すのであると言明された。それでも矢張、此所謂溯及力なるものは、其後に至りフランス國民公會の發布した極惡な法令の一の證據として擧げられるに至つた。

然し一七八五年七月十四日に於けるバスチーユの占領と同時に、フランス國民は特權及び獨占權を否認する權利の認識を明確に表示した。尤も此バスチーユ占領と云ふ行動其物が權利の此國民的認識を展開させる立法を産出したと主張することは出来まいが、然し新しい權利なるものゝ内容は、畢竟するに、前から存在して居る特權を廢止せんとする要求に外ならなかつたときに方り、フランス國內の情勢は事實上大變化を來したものと見る事が出来る。茲に於てか、此立脚地に立つて國民公會が通過した法律のみが一七九八年七月十四日に溯及して効力を生ずる事になる。ラサール曰く『そこで、此哲學的集會は相續に關する新立法が、バスチーユを襲つた際に人民自身が宣言した其等の原則の形式的宣言を含むものとして宣言されたに外ならず、斯くして此立法が權利として設定されるに至つたのである』と。尙ほラサールの觀る所に據れば、歴史は二個の方法に依つて此國民公會を正當な

るものとした。先づ第一に、ニヴオーズを以て設定され、其後フランス民法々典中に編み入れられた遺産相續に關する此原則は、第一帝國の下に、復舊時代の間でも、第二帝國の下にも、將た又七月王國の下にも、何等異議を挟む者なく、立派な法律として、依然其効力を續けたが、斯くして此原則は大革命と共にフランス全國に彌蔓するに至つた權利の認識と云ふものゝ必要避くべからざる完全な一部分であることを最も明白に示したのである。第二に、フランス人たるとドイツ人たるを問はず、又反動派たると革命派たるとを論ぜず、總ての歴史家は、其哲學上の著書に於ても、又單なる教本に於ても、フランス革命は一七八九年七月十四日から始まつたと書いて居るのである。

此等の教訓的事實は一の革命によつて齎らされた法律の實證された効力のみならず、溯及的立法の之れ亦確然たる効力を證明したものであるから、ラサールが此等の事實を説くに方つては、少からず内心の得意を覺えたのである。そして、此溯及的立法なるものは一種の不文律であり、且つラサールが絶対に正當と認めた武力乃至暴力による行動の中に表現された權利の認識の新らしく且つ全革命的なものと解釋することによつて、完全に正當なものとして認められるに至つた。然し茲に特筆すべきはバスチーユは其占領の當時には、唯一種の獄舎として使用された殆んどが、空きの砲砦であつたと云ふ事實、及び此バスチーユ砲砦を襲撃したのは殘忍にして血に渴せる市井無賴の徒に過ぎなかつたに

反し、城壘の中に籠つて居たのは、襲撃者の群をなるべく殺さないやうにと熱望した勇敢な兵共ばかりであつたと云ふ更に一層重要な事實に少しもラサールが言及して居ないと云ふ一事である。ラサールがバスチーユの占領を以て單に専制主義の没落を説明した一の典型的行動と見做して居るに過ぎないのは些か物足らぬ感がある。

茲に注意を要することは、此『取得権利の法理』と題する此著書に於て、ラサールは民衆の暴動とか一時勢力を占めた當局者が發布した溯及的法律の効力とかを辯護するのを問題としなかつたし、又彼の立てた原則に従へば正當と見做さるべき革命運動と、其反對に、不正にして何等定まつた目的もない烏合の衆の暴動とを區別すべき標準を立て、讀者に示す積りでもなかつたと云ふ事である。ロタル・ブツヘルは一八八一年ラサールの大著述の第二版に序文を書いて居るが、右の序文は何等政黨政派の色彩を示さぬ極めて公平なものであつて、然も筆者の官職の印を捺してある。此序文に於てブツヘルは如何なる觀察家と雖も、其取扱ふ事變にあまり近寄つて觀察すると、却つて燈臺下暗しで、果して何時人民が其權利を認識するに至つたのか、之を決するのに多大の困難を感じることを指摘し、尙ほ確言して云ふのには、或る建物を破壊す、など云ふ事は革命騒動などに於ては典型的の行動で、別に珍らしくもないのであるが、バスチーユの襲撃ばかりは普通の建物破壊とは全く趣を異にして居

る。其結果は兎も角もとして……と。然し此の如き觀察はラサールの著書の序文としては甚だ不似合ひであると云はなければならぬ。

又ロドベルタス・ヤゲツオフは次のやうな疑問を發して、ラサールの主張に攻撃の矢を放つて居る曰く『どうしたら今日の世の中の國民的認識の意志なるものを發見することが出来るのであらう。又國民的認識とは果して既に過去から存在して居る權利の内容の全部に反對して之を拒否することなのか又は其權利の或る形式のみに限つて之を拒否する事なのかを、どうすれば發見し得るのであらうとラサールが此質問の矢に答へて、此の如き問題は溯及的立法の主義原則とは何等の關係も無いことであると言明したのは、正に肯綮を得たものである。又現今に於ける國民的認識の意志は一體何であるかとか、結婚、國家、王國、狩獵、採礦、新聞紙、財産等の種々雑多な問題に對する國民的認識の意志は今後どうなるのであらうかなど云ふ問題は、或る時代の意識の内容如何と云ふ問題に歸着するので、此種の問に對しては形式的の法則を以て之に答へることは到底不可能である。今日又は今後に於て國民的認識の内容がどうであらうとも、權利の論理的意味は此認識を現存の状態に適用することから生ずる結果を表現し得る筈である。又溯及的立法の原理は權利の論理的意味を定めるより外何事もすることが出来ないし、又しやうとは期待されないのである。國民的認識其物の内容は既に知られて

居るものと前提してかゝらなければならぬ。

ラサールは彼れ獨得の筆致を以て思索家として又社會運動の率先者としての彼の特性を發揮して、一八六三年二月十七日附を以て私信をロドベルタズに送つたが、其書翰中に彼は曰ふ

「或る一時を限つて、多數決により又は國民投票によつて、國民的認識の意志如何を發見することは足下の云はれる通り不可能であるかも知れないが私はどうして之を發見するか云ふに極めて簡單である。私の考へる所では、足下が理性と論理と科學との力を以て、足下自身及び現時の人々に正しいと證明し得るところのもの、之れ即ち時代が是非共要求して居るものであると唯此一言に盡きてゐる。」と

ラサールの大著述の第二編は専ら相続法に關したもので、殊にローマ法の遺書に關して論じてゐる。此著書の主要な目的は法律學を歴史的に取扱ふのと之を演繹的に取扱ふのとの間に差違を撤去しやうとするにある。随つて此第二編に於て、著者は如何にして法律の部門に於ける演繹的要素が唯其歴史の意味を了解するに於てのみ初めて之を理解することが出来るかの最も適確な例を示すことに骨を折つてゐる。換言すれば、如何なる法律上の施設と雖も必ず一時は確乎たる歴史的地位に立つものであるから、其歴史的地位を辿つて、演繹的要素の了解を圖らうとするのである。

ラサールは其著書の此部分に於て、單りローマ法の法式の巨細の點のみならず、尙ほ又此遺書法律學の法式全體が、彼の時代に至るまで、誤解されて來て、今日も尙ほ依然として不可解の謎となつて居る事を痛説してゐる。

此斷言は *Familial Empt* (遺産受托者) の觀念に關しガイウスの著書中の頗る難解な一節の極めて不完全な解釋に基いたものであつて、ラサールは其理想的な歴史の概念に據り、同時に解説の手段としては、ヘーゲル一流の大膽な方法を用ひて、現代の科學者が排斥して少しも顧みないローマ遺書法の原理を提出してゐる。ラサールが其主要な觀念を形作り且つ之を發達せしめて行つた緻密にして該博な思想、其透徹的觀察及び彼の博識に關する充分な眞正な、印象を茲に讀者に與へ、次いでラサールが此問題を取扱ふ方法の中に明かに見えて居る純然たる心理的要素を引き離して孤立させ、更に讀者にラサールの智能的手續がどんなものかを瞥見させ、尙ほ彼れ自身の知らぬ間に、其研究の方法並びに目的を彼をして決せしめて居る主要な衝動を明示する目的で、ローマ遺書法に關する彼の觀念を思ひ出したいと思ふのである。縱令彼が其机の周圍に パンデクテン 會典や註 コンメンタリ 解を山のやうに積んでも、尙ほ將來の進化變轉は、彼が此著作を續けて行く間、絶えず彼の目前に現はれて來るであらうと思ふ。

ラサールは其根本的觀念即ちローマ法の意味する相続人と云ふのはもと／＼死者の財産を相続する

のではなく、死者の意志を相続するのみに過ぎなかつたのであると云ふ觀念を立證する爲めに非常に多くの材料を集めた。此理由よりして、ローマ法の相続法の目的及び興味は遺書法律の題目には存せぬのである。何となれば、ラサールの意見に據ると、ローマ法に於ける所謂相続法は財産の移動と云ふ意味を少しも含んで居らず、其性質上既に一の超越的概念であつて相続人と云ふ言葉の自然的觀念とは直接に矛盾して居る概念であるからだ。キリスト教の教義中にある永久性とか靈魂の無限の生活とか云ふ觀念は歴史上他の一の觀念に先だたれて居る。即ちある事物の存在の物質的繼續と云ふ觀念がそれであり、随つて、個人意志の無限性と云ふ觀念も同時に生じて来る。そして、此個人意志の無限性は外界と相關聯し、且つ外界に作用を及ぼすのである。キンチリヤンは頗る率直にこう云つてゐる。人間が死んでから後も依然として残り得る意思と云ふものを除いては、他に死に對する慰安は無いと。此一句の中にラサールはローマ法に於ける靈魂不滅と云ふ意味は遺書法的の攝理と云ふことに存すると云ふ彼の中心的觀念を見出すのである。

勿論遺書と云ふものは必ずや相続人を正式に設定することを其中に記載してあるものでなければならぬ。そして、遺言者の意志を實行する爲めの相続人を直接に設定することを記載してなければ、其遺書は唯單に遺産の分配の事のみを書いてあつても全然無効である。尙ほ此相続人設定の個條は、

他のどんな個條殊に遺産の處分に關する個條なぞよりも先きに書いてなければならぬし、遺書の冒頭をなさなければならぬ。最後に、若し設定された相続人がまだ財産を相続しない中に死ぬとか又は相続を拒んだ場合には、其遺書は無効となつて了ひ、随つて遺産も亦無効になつて了ふのがローマ法によれば當り前であるのだ。相続人の存在が遺書の存在に必要缺くべからざる條件となり、相続人が存在してこそ切めて遺言者の意志を保證し、且つ意志に法律上の存在を與へるのである。其結果として、死者の意志が其死後も依然として、存在するものとして相続人によつて受け繼がれるときのみ、死者の意志が尙ほ依然として存在し、随つて其遺書に出て居る通りが實行されることを保證されるものと見做されるのである。若し遺言者の意志を繼承するものが一人も無いとすれば、其意志は其儘になつてしまふ。即ち死者と同時に遺書も死んでしまつて、無効となるものである。

相続と云ふ觀念は遺言者の意志の事實上の繼續と云ふものを以て拘束されなければならぬ。だから、遺言者の利害關係は其相続人の將來の地位如何には集中されずして其相続人の將來の行動如何、遺言者の希望通りに果して行動するかどうかと云ふ事に集中される。ローマ法の觀念に従へば、遺言者の勝利は、其相続人が彼の意志通りに行動することを保證されたときに初めて之を云ひ得るのであつて、相続人が所持し且つ行動する状態に在る間は——換言すれば、相続人が遺産を受取り其引渡を

受けて居る間形勢は甚だ不安である。何となれば、相続人自身の利害關係、相続人自身の利己的慾望の爲めに、遺言者の意志が少しも繼承されずして却つて其意志が無効に歸するかも知れないからである。茲に遺言者の意志の無効となりさうな可能性を防ぐのに有効な方法がたつた一つある。それは即ち相続人に何等有利の地位を與へない事、換言すれば、彼れ自身の利己的慾望と正反對の地位に置くことである。何物をも受けず、しかも相続人として依然留まり、兎にも角にも遺言者の意志通りに行動する相続人——更に手短かに云へば、相続権を奪はれたる相続人は——の遺言者意志が相続人によつて繼續されることによつて依然存在を失はないと云ふ事實の争ふべからざる立派な證據である。遺産を持たぬ相続人が遺言者の意志の最高勝利であり、之によつて遺言者の意志が依然として繼續されることを最も充分に樂しむ事が出来るのである。

此説明は甚だ巧妙ではあるが、果してそんな事があり得るかどうか。其國語だけを見てすら非常に實際的であり事實的であり、且つ著しく射的であるのを以て知られたローマのやうな國民が、個人財産の利益を崇嚴なものとし、財産占有の觀念を神聖化することを忘れ、財産相続の觀念を一の宗教的觀念を基礎として發達せしめ、財産の移動とは全く沒交渉な概念を發達せしめるやうなことが果してあり得たであらうか。こう云ふ事は既に初めから全然不可能のやうに思はれはしまいか。然るに吾

人が更にもう少し詳しく調べて見ると、此疑は益々甚だしくなつて來るのである。吾人が今調査の資料となす事が出来るものは何れも杜撰極まるもので、吾人の疑念に對し何等満足すべき解答を與へて呉れない。

即ち最も重きを置くべき起源的の資料たるガイウスの小論文は幾様にも解釋出来るし、彼の原文中の重要と思はれる一節は唯ヴェロナに現に残つて居る原稿のみであるが、それとても、寫字者の不注意から、引用を誤まつて、原文の意味が滅茶々々になつて居る。所謂 *Titulum Tum Per aese: librem* はローマに於ける遺書の二個の古代の形式から源を發して居るが、其用法及び記載文句の形式に關してガイウスは曰く、遺言者は委任(マンシペーション)の方法によつて、多額の個人的資産を遺したが時勢に鑑みて、之を其一友人に托し、誰に其財産の一部分宛を與ふべきか、又相続人の各が何を受くべきかを指定した。

ラサールは此委任(マンシペーション)なるものを以て友人に個人的權限を讓渡することであると見做して居る。そして、此讓渡によつて該友人は前に此權限に屬して居た總てのものを充分に處置することが出来るのである。此種の個人的權限が *Familia* 及び *Patrimonium* と云ふ二つの言葉で言ひ表はされて居る證據として、ラサールは「吾人の *Patrimonium* 以外にある物體」と云ふ句から *Patrim.*

omnia と云ふ言葉を引用して、此句は「一の物體が、個人意志の財産範囲内には入ることが出来ない」と云ふ意味に解して居る。

ラサールの下したラテン専門語の此解釋に對しては、些か抗辯せざるを得ない。蓋し財産と云ふ觀念は、ローマ法に於ては、其所有者の意志に従ふと云ふ意味を含んで居ることは確かである。随つて個人意志の財産範囲と云ふやうな言ひ廻しをするのは不可能と云ふ事になる。勿論吾人は私有財産の範囲とか又は個人意志の法律上の範囲とかは云へるかも知れない。或る物體が個人意志の法律上の範囲内に入ることが出来ると云ふのは、畢竟其等物體が私有財産の目的物たり得ると云ふ意味に外ならない。何となれば、財産權なるものは或る物權が或る一個人の意志に完全に法律的に依頼すると云ふ意味を包含して居るからである。だから、ラテンの「吾人の *Parimonia* 以外に横はる物體」と云ふは決して單純な個人的權限を表はす爲めに用ひられたものではなく、此權限即ち財産權の特殊の性質を表はすものと解釋しなければならぬ。

ラサールの理論中最も重要な點は、彼が分配する爲めに遺産の讓渡を受けた友人、即ち、吾をしを云はしめれば、遺言執行者と名づくべき者を以て、直ちに相続人と見做した點である。ラサールは自説を辯護して、ガイウスですらも *Familiae Emptor* を相続人と云ふ意味を解して居ることを主張す

る。然しながら、ガイウスの用ひた文句を正確に解釋すると、稍異つた意味となる。即ちガイウスの文句の意味は次の如くである。

「それ等の二個の前の種類は今日では用ひられないことになつて居る。 *ses et Librum* によつて齎された他の一種類だけが依然有効なのであるが、之は古代に於けるものとは異つた形になつて居る。何となれば、以前は *Familiae Emptor* 換言すれば委任によつて遺言者から遺産を受取る人が相続人の代理をつとめ、随つて此理由よりして、遺言者は其遺産受託人に對して、自分の死後各の人に遺贈したいと望むものを指定する。然るに今日では遺書により相続人に指定される者はたつた一人で、他の一人は唯體裁上古代の法律上の習慣に倣つて、 *Familiae Emptor* (遺産受託人) として呼ばれるに過ぎないのである」と。

之で *Familiae Emptor* の意味は頗る明瞭である。然るに何故かラサールは勘違ひして、上に掲げたガイウスの文句を誤解し、*Familiae Emptor* を以て直ちに相続人を指すものと思ひ込んで了つたのである。

乃ち此文句は *Familiae Emptor* がもとは相続人と同じ意味であつたと云ふ證據も提供して居ないし後世に及んで書かれた遺書の條規からもラサールが信するやうにも *Familiae Emptor* と相続人とが同

一の者であつたことは少しも證明されないのである。何となれば *Familiae Emptor* と相続人とは同時に存在したからである。此時分 *Familias Emptor* に從屬する人々は遺産讓渡の立會人たる資格がなかつたが、相続人は從屬する人々には其資格があつた。此理由は、ラサールの意見に據れば *Familiae Emptor* はもと／＼以前の相続人であつたのであるが、後世の相続人はもと／＼被遺贈者に過ぎないからで、あると云ふのである。然しラサールの此解釋もどうやら間違つて居るやうに思はれる。上の説明は極めて單純であるは。 *Familiae Emptor* 委任の當事者であるけれども、相続人の方はさうでないから相続人の家族的地位に對比して *Familiae Emptor* の家族に對する地位が彼をして立會人たることを無能力ならしめたのであると見るのが最も穩當であらう。それは又後世に於ける委任による遺書の形式に於ては委任者の家族の者は何人も立會人たる資格を與へられなかつた事實から推しても極めて明白である。茲に根本的の觀念は、委任による遺書の場合には、立會人は必ずローマ人の代表者であつたが或る一個人に對し、其個人の家庭に從屬する者若くは其個人の權力内に在る者は代表者たる資格がなかつたと云ふ事實に存するやうに思はれる。 *Familiae Emptor* がほんの形式的のものとなつて了つた後世に於てすら、彼に從屬する人々をして立會人たる資格なからしめる習慣が依然残つて居たのである。

換言すれば、此遺産相続の問題は次のやうに解釋出来る。即ち、古代においては、 *Familiae Emptor* 法律上の二重の手續によつて遺言者の財産を先づ假りに自分の財産として受取る。然も此二重手續の何れの一つでも省略することは出来ない。次に彼は其財産を遺言者が指定した人々の間に分配する。茲に於てか、彼は遺言者の意志の執行者となつた譯である。決してラサールの言ふ如く遺言者の意志の繼續者となつたのではない。彼は相続人ではない。何となれば、相続人の相続と云ふ事は遺言者の遺書に基くが、——換言すれば、遺言者の側に於ける方面的の、取消し得べき指定に基くか、法律に基くか、又は相続財産に基くかに決つて居るからである。然るに *Familiae Emptor* の地位は此等三個の基礎の何れにも基いて居ない。初めの二個に基いて居ないことは勿論明かである。更に又彼は契約による遺産相続人の地位にも立つて居ない。何となれば、其場合には、相続人が其處に現はれ出て、其財産を取得して了ふからである。然し唯 *Familiae Emptor* は委任によつて、更にそれ以上の手續なしに、一時假に財産の所有主となるに過ぎないのである。最後に、彼は近代用ふる言葉の意味に於ける遺言執行者ではなく、全然他に類の無い一種特別の地位を占めたのである。

ラサールはローマ法に關する彼よりも以前の學者が、更に／＼遠く古代に溯ることはせず、法律が最も新らしい形式を取つて發達した所謂法律學の黄金時代たるジャスチニヤ帝を以て彼等の研究の

出發點となした事實に鑑み、彼より前には誰も遺書法に關する意見を採用しなかつた事を述べて居る。そして、彼はローマ相續法發達の跡を尋ねて、其本源に溯り次のやうに説明して居る曰くガリウスの吾人に教へる所に據れば、ローマ史の初期に於て、最も多く流行した事は相續人として遺言によつて指定された者が相續人たることを拒む事であつた。蓋し當時に於ては、遺言者相續人を指定する場合には、大抵其相續人は單に名義上だけの相續人で、何等の財産も附いて居らず、遺言者の財産の大部分は遺贈によつて殆んど全部他の人々の手に渡ることが常であつたからである。茲に於てか、此弊風を矯正する爲めに、紀元一八三年頃ヒュリヤン法と云ふものが發布されたのである。此法律は、ある特殊の人々を例外として、被遺贈者は一千頭以上の驢馬の遺贈を受けてはならないと規定したものである。一千頭の驢馬と云へば實に遺贈の最小限度であつた。ガリウスは言を續けて、然しヒュリヤン法の此制限を以てしても尙ほ且つ目的を達することが出来なかつた。蓋し財産は遺贈又遺贈で、ドシ／＼涸渴して行つたからである。そこで、今度は紀元一六九年に至り、ヴォコニヤン法と云ふのが新たに制定された、此法律の規定する所は、被遺贈者の地位にある何人でも相續人より以上は受けてはならないと云ふにある。此法律は少くとも相續人が何物かを受け得る望を或る程度まで與へた。然るに此法律に基くと、遺贈の財産を細かく多くの數に分割する結果となるので、結局相續人の取り分は

遺産を維持する全負擔によつて生ずる努力を償ふ爲めには、利益の方が餘りに不充分であることが忽ち發見されたので、此法律も亦不結果に終つた。更に紀元前四〇年頃ファルシチアン法が通過した。此法律は財産總額の四分の三以上の遺贈は斷じて爲すべからずと規定したもので、之に依ると、相續人は少くとも四分の一は貰へると云ふ譯であつた。

ラサールの見解に據れば、ガイウスの時代は遺産に關する舊式な超自然的原則は最早何人にも了解されない時代であつたから、ガイウスは、手を換え品を換え發布された此等の法律は唯徒らに拙悪な法制を改革する爲めのそれだけの勞力と云ふに過ぎずして、法律としての實際の効果は殆んど無かつた。然しラサールは百五十年の間に三ツの法律が發布されたと云ふ事實は偶々以て、如何にローマの精神がそれ自身に固有の見解と長年月の間争闘し抜いて、すつかり疲れ果てたかを示す證據であると感嘆して居る。之は確かに一種の内亂であつた。然も此内亂は、或る一時の間はしく想像されたやうに、相續人と被遺贈者との間の争闘でなくして却つて、相續人遺贈者間の啞合ひであつて、相續人にとつて不倶戴天の敵と思はれた被遺贈者は、遺贈者に向つて振り下された鐵拳の亂打を其背中に受ける哀れべき犠牲者に過ぎず、其昔王子の學友が其王子が、何か悪戯をしたとき、王子の身代りとなつてピシヤ／＼と背中を鞭打られたと話に聞く「答刑の犠牲少」に比すべきものであつたのであ

る。上に述べた三個の法律の性質上、これだけの事實は明瞭に分つてゐるのである勿論此法制の出発點はローマの十二表によつて供給されたもので、此十二表は被遺贈者を最も有利な地位に置いたのである。然るに被遺贈者の地位は斯くさらでだに有利であつたのに、更にフェリヤン法の發布と共に、彌が上にも有利となり、次いでヴォコニヤン法の制定によつて著しく改善された。即ちヴォコニヤン法に據れば彼は遺産の丸半分を手に入れることが出来たのである然るに三度目のファルシヂアン法に至つて、被遺贈者は更に一層割の良い地位に置かれ、右の法律の上には、實に遺産の四分の三が其掌中に入つたのであつた。

此有利な進展を更に相続人の受ける利益と比較して見ると、茲に奇怪な現象を發見する。即ち相続人の利益も被遺贈者のそれに並行して増進して行き、此分では彼等兩者の間に何故紛争が起るのかと怪しまれる程であつた。ラサールは此争闘を以て普通の紛争とは全然其性質を異にして居ると見做し實に此争闘は個人の利益及び人類としての健全な了解とが結合して、當時ローマ國民精神の全體を支配して居た宗教的、超越的的人生觀を對手とする惡戰苦闘であつたと評してゐる。ローマに於ける此國民的精神は緊乎と其土臺に根ざして、攻撃から目を免れて居る間は、相続人の個人的利益は如何なる叛亂をも企劃することは出来ない。何となれば遺産相続の觀念は此國民的精神の中に於て、最も拘束

的な、最も神聖な原則を代表し、ローマ人の靈魂不滅の觀念を表現して居るからである。唯長い月日を経た後に漸く、相続人は彼が何物かを受けたいと思ふその欲求を原則として、言明し得るに過ぎないのである。そして、其何物かは相続人の被遺贈者に對する關係を離れて、無條件で彼れ自身に與へらるべきものを指すのである。人類の健全な理性はそう何時までも度外視して置く譯に行かないのであるから、斯かる展開は當然起つて來る譯なのである。ファルシヂアン法は、本來遺産相続の制度の基礎をなして居る原則が全然擬制的性質を持つて居る事を明瞭に認容して居る。従つて此法律の制定と共に、ローマの遺産相続制度の崩壞が開始されたのである。然もこんな程度まで進んですらも、ローマの國民性は尙ほ依然として遺言法と云ふ寺院の裡に禮拜堂を見出し、其禮拜堂は最も神聖な目的物を祀つて置くことが出来ると信じて居た。此ファルシヂアン法と云ふのはオーガスタス帝の治下に於て發布されたのであつて、同帝の治下に於ては、此法律は新たに遺言者の利益を保護する結果となつた。蓋し國民的精神及び其神聖な傳統に對する自發的忠誠を基礎とする相続人は其何人たるを問はず、此法律の規定に従つて、相続人が遺言者に對して及ぼす、新勢力を用ひることは出来ないし又用ひてはならない。そして此ファルシヂアン法によつて規定された利益を主張することは出来ない事に

なつて居たからである。

ローマ人に國民主義の觀念が存続した間は彼等は遺言者の意志の繼續並びに相続人の意志は即ち遺言者の意志であるとの擬制が飽くまでも眞理であることを主張して來た。然し歴史が發達するに伴れて此擬制は眞理を穿たず、虚偽であることを證明した。蓋しローマの國民主義は、其形は如何に變化するとも飽くまでも、存続せんとして藻掻いた。だから遺書なるものは、ローマ人にとつて、國民的存続の一の様式であつたのである。何となれば、それは國民的精神が動作的の形をとつて現はれる最も崇高な形である。國民が其公的精神を發揮せしめる爲めの總ての行爲であり、一言で云へば、崇拜であり、又宗教的性質を帯びたものである。茲に於てか遺書は只に民衆の集會又は僧侶達の面前で認められるのみならず、純然たる宗教上の目的で召集された委員會でも認められるのである。斯くの彼等の生存中には私人として一個人としての事項に過ぎない、ローマ人の意志と云ふものが死んでからは公的性質を帯びて來るのである。ローマの遺言者は法律で規定された無遺言相続の制度に關して行動の無限の自由を享有する點に於て、一の立法者に比すべきものであるとまで云はれて居る。然しそれは控目に云つた言葉に過ぎない。ローマでは遺言者が若し自分の死後其墓を相続人が賣却するとか貸貸かひするとか又は擔當に入れるとかした場合には其相続人を罰する事を言明するのが習慣であつて、

其言明は只に彼の遺書の中に記載されてあるのみならず。往々にして其生前に建てられるのを常とした墓碑の銘にもそれが刻まれてあるのであつた。そして此等の罰金は必ず神女、僧侶若くは其宗派の金庫の中に納入されることに決つて居た。然し遺言者は必ずしも此命令を其遺書の中に繰返して記載する義務は負はなかつた。然らば一體此罰金を強制する遺言者の權利は何處から來たのであるかと云ふに、ローマ遺言法の通常の概念によれば、遺言者が斯く罰金を強制し得るのは唯相続人に對してだけであつたけれども、更に此制裁を擴大して、墳墓の賣却者と等しく、其買手にも之を適用し得るやうになつて居た。此埋葬權なるものは同時に二重の意味を持つて居る。即ち表面上はそれは正式の遺書ではなかつたけれども、事實に於てそれは遺書的であつた。換言すればそれは、遺言者の個人的人格の維持に關する意志の最後の表示であつて、此觀念は遺書の觀念及び其觀念の裡に潜んで居る意義から出發して居ることは最も明白である。

元來ローマ人は其死去の瞬間に於て、彼が生前享有して居なかつた權利を取得するのが常である。換言すれば、死は遺言者を一の立法者と云ふ光榮ある地位に引上げるのである。即ち將に死なうとして居る人間は自分の觀念を自分の利害關係とに應じて、當然立法權を獲得しなければならぬのである。何となれば、今や彼は永久に繼續すべき確定不變の彼の國境の一部として其意志を表示しなければ

ばならないからである。換言すれば、今や遺言者の意志は一の法律となつて現はれるのである。國民主義の精神に従つて死者の心の中に感得される超越的利害關係に比べると、其死者に比すれば單に私的個人に過ぎない義理の關係にある他の人々は何等考量の中に入れる必要が無いのであるから、死者即ち遺言者は此等の義理の關係にある他の人々に對し、立法者の態度を採らなければならない、又採る事が出来るのである。

ローマ帝國の歴史の展開する間に、遺贈者の意志なるものに關する此超自然的概念、漸次形を改めて遂に財産の概念に進化し、死者の意志を繼承する人は死者の財産の相続人に變じ、遂にジャスティニヤン帝時代に及んで、財産惠贈による相続法なるものが制定されて、茲に相続人は財産の取得と云ふ事を以て、遺贈者と自己との間に存する關係に關聯した唯一の重要な點を見做すに至つたのである。それと同時に、觀念消耗の過程が茲に一段落を告げて、ローマ人の國民的特色及び彼等の國民主義的精神は姿を失つたのであつた。

これまでがラサールの持論である。吾人は之によつてローマ法は元來は遺產執行者なるものを認めて居なかつたことを發見する。然し此種の制度の必要は夙に感ぜられて居たので、他の方法によつて此必要を充たさうと企てられた。斯くて、相続人に遺產を處理する責任を負はす、同時に、其遺產を

相続する權利を彼から奪つて、此相続人をして遺言執行者たらしめる事が可能となつた。即ちフユリヤン法、ヴォコニヤン法、ファルシヂヤン法が制定されて、遺言者の權利に制限を加へるまでは、遺言者は自由に其財産の全部を遺贈の形で多くの他人に分配して、相続人が繼承すべき財産が一つも無いままでに、之を蕩盡して了ふ權利を享有して居た。ファルシヂヤン法が出来たのは政治上の課税の觀念に促がされた爲めであつた。蓋し第二次三頭政治の治下、遺言による相続は課税されることゝなつた。そして此税金をセクスタス・ポンペイウスとの戦争の軍用金に充てることゝなり、法定相続人は一種の遺言執行人に過ぎなかつたのであるが、彼等は往々にして相続人たることを拒否し、右財産は無遺言相続の場合に於けるやうに處理され、被遺贈者は事實上何物をも受けなかつたと云ふやうな譯合で右相続人が遺言者の意志を無効ならしめる事が屢々であつたので、これではならぬ、遺言は適法に實行されるべき筈のものと云ふ事になつたのである。それ故に、ファルシヂヤン法を制定して、相続人は少とも遺産の四分の一を取得し得る權利があることを規定し、茲に遺産に關する利害關係者一同の間に折合を付けやうと企てたのである。斯くて此法律の制定以來、遺言者は遺言によつて自分の財産を處分するのに以前程自由勝手が利かなくなつたが、同時に、彼の遺贈の金額の仕拂が確實となつたので、茲に彼の遺言の實行は保證されることゝなつたのである。

ラサールの『取得権利の法理』が世の中に現はれて間も無く、イエリングはラサールが何等科學的基礎の上に立脚せず、普通の人間の智能の名の下に、ローマ法を推理的に取扱つた事に對し反對論を提出した。ラサールがローマ法に於ける遺産相續の諸問題は少しも有形的財産の移轉といふ事には對抗して居ないとの論斷を、特に諧謔的な態度で論難して居る。即ちイエリングはラサールの原理から、ローマ法に於ける遺言法は推理的思想が事實に於て實現されたものに外ならないとの諷刺的な結論を導き出した。ローマの相續法が定義し又は定義せず、包含し又は包含しない總ての點は、哲學的の論斷によつては之を演繹することが出來、此問題の全體に對して片言隻句すら吾人の爲めに保留されてないにしても、ラサールは大膽にも先づ何よりさきに其全體を發見したであらう。實にラサールの推論のしかたは斯く獨斷的なものであると嘲り、更にラサールの所論を例證する爲めに、次のやうな滑稽な狂句じみた説明を加へて居る。今茲に親のない双生兒があるとする。其双生兒の一方は死んだ。そこで他の一人が所謂無遺言により其兄弟の財産を相續したとする。此場合事件は次のやうに展開されて行く。即ち遺言者は自分の意志の不滅又は存續せんが爲めに、遺言者は沈黙の遺言により、自分の意志を存續せしめる人として自分の兄弟を指定したのであつて、斯くて遺言者は縱令一般的意志の力を藉りた上ではあるけれども、兎に角自分の意志の死滅と云ふものに打勝ち、其意志の將來の

實行者に對し感謝の瞥見を投げ、委任をさせた其相續人は彼と同様東西も分らぬ赤兒で、彼の直ぐ傍にスヤ／＼と眠り、代理人をして其責務をささしめるのであらうが、それでも死者は満足して靜かに永久の眠りに就くことであらうと頗る皮肉な解説を試みて居る。

ラサールの觀る所を以てすれば、ローマの相續法は全く或る宗教上の超自然的な原理を基礎としたものであるから、彼は此基礎を出來得る限り深いものとする事を企て、此目的を以て、法律上の研究が彼に齎らした觀念の根源を研究して見た。そして此根源を發見する爲めには、彼はローマ國民の有史以前時代に溯つた。宗教と云ふものは常に或る一國民の最も古い追想の堆積したものを保留して置くのを原則とするが故に、此ローマ相續法の根源も亦宗教的性質を帯びたものに違ひないと云ふのがラサールの推論である。次に彼は此概念が智能的にはローマ人古來の習慣たる祖先の亡靈及び家庭の神に對する崇拜に根柢を置いて居ることを發見した。此祖先の亡靈なるものは、ローマ人の考へでは決して死者ではなく、唯單に立會つた人々、然も依然として此世の中に殘留して居る人々と見做され此等亡靈が決して死んで居ないと云ふ觀念は、マネス(祖先の亡靈)と云ふ語が『殘存する』と云ふ意味を表はす事を以て證明されて居る。此言葉の出處をこう見ることが果して正しいか誤まつて居るかは敢て問ふ所ではない。何となればこれは古代に於て通用して居た言葉の出處であるからである。

祖先の亡靈は過去に於けると同様、依然世の中に現存して居るのである。之は心靈的の個人であつて、ローマ人の懐く個人と云ふ概念と全く一致するのである。即ち此等の亡靈は其遺言の目的物は外界にあるのだけれども、兎に角遺言を認める能力を有するものと見做されて居た。ローマ人は元來決して死者を火葬に附せず、遺書を認めた其場所に、家の中に之を埋葬するのが風習であつて、唯火葬と云ふ事が一般の習慣となつた後、初めて家庭の神廟と云ふものが各家庭に出來て、之がそれ等の亡靈の住家と見做されるやうになつたのである。斯くして家庭の神は守護神と云ふ事となり、其家の看守人、保護者となつたのであるが、同一の家族が其家に續けて住む間は此等亡靈は家庭の神であるけれども、彼等は家族に拘束されることなく、其家屋その物に拘束される。換言すれば、祖先の神ではなくして場所的の神であり、隨つて其家族が他に移轉すれば最早其家族のものではなくなるのである。又此家庭の神は現に支配權を有する神である。有力な神である。彼は自分の住んで居る場所を保護するが、然しそれは家庭の神としてではない。彼が其家屋を保護するのは唯其家が彼の勢力の下にある或る特別の範圍であるからに外ならぬ。隨つて、其家の住人が他に轉居して、新たな住人が出來れば家庭の神は當然其新來の人々とは親密な關係に立つ事が出來ない。即ち新來者を彼の勢力圏内を侵す闖入者と見るのである。そこで、此家神と女神マニアを宥める目的で、古代ローマに於ては、犠牲を

此等の神々に捧げる習慣があつた。或る一軒の家の新たな住人は自分等の子供の一人を犠牲に供して之を神壇に捧げ、以て神の祟りを防いだのである。王制時代のローマでは一時此家神崇拜の習慣が禁ぜられて居たが、エトルリヤ人たるタルキニアスの時代に至つて、彼が宗教と密接な關係があつた所から、此習慣を再興したのである。ジュニアス・ブルタスは神託は本當の子供を犠牲にする代りに胡及び罌粟の頭を切る事によつて之を満足せしむべしとの命令を國內一段に宣布して、此家神崇拜の習慣を終止せしめた。換言すれば、ペラスジツク時代に起源を發した此野蠻な風習は共和制が布かれると共に廢棄されたのである。此ペラスジツクの精神がローマの精神となつたので、言はゞ、ローマ人の眞の宗教は法律であると云へる。宗教は唯單に有史以前の出發點に過ぎない。隨つてローマ人は彼等の國民的精神とは全く縁の無い、然し其國民主義の精神の根柢をなすものとして、一種崇高な念を以て彼等の心を満たした外來思想として之を保存して置いたのである。

總ての他の國民は自國の僧侶をして宗教上の儀式を執り行はしめたけれども、ローマ人は之に反し此等宗教上の儀式を外國人に任せた。蓋し外國人とはローマ人の發祥の人種たるエトルリヤ人を指すのである。祖先の亡靈に對する贈罪の意味でカルシアスの死を要求したハルースパイス人は實にエトルリヤ人の末裔であり、尙ほ又吉凶判斷術も其源はエトルリヤ人に胚胎して居る。ローマ人の國民的

精神が齎らした——と云はんよりは、寧ろ彼等の間に存在した死者と生存者との調和、家庭の神と新しい住人との間の妥協は實に法律の範圍内に於て行はれたのであつた。此調和妥協が表面に現はれたものが即ち遺言による相続人の指定であつた。此意味に於ける相続人は死者の存続を表はし、且つ其遺志を繼續することに努める。然し更にもつと深く且つ根本的の必要は實に、宗教の基礎的要素であつた死者と生存者との間に固有な斷絶及び矛盾を法律が反映すると云ふ事實を齎らした。斯くして既に達成された妥協を基礎として、茲に再び意志の永久の力としての家神と相続人との間の古い敵對が、遺言者及び相続人間の相互的反感と云ふ形態を以て出現した。蓋し文化發達の初期に於て既に明瞭であつた同一の國民的精神が、今や文化が高潮に達すると共に、愈々確然と現はれて來たのであるから、遺言者と相続者との此不和の再現するのは勢の然らしめる所であつた。總ての以前の發達は此遺言者相続者間の關係に照されて、新しい且つ以前よりも廣い前途を持つこととなり、ローマ人の國民主義的精神の關する範圍内に於ては、今や法律の圈内に於ける此觀念の發達が益々明瞭となつて來たのである。總ての國民は、智能的觀念に實際的の意義を與へるのが常であるから、總ての國民は何れも其法律をもつと云ふ結果になり、ローマ人が茲に現實にしたのは個人の意志は無限無窮なものであるとの概念であつた。換言すれば、ローマ人は總ての法律の基礎たるべき此遺言者の意志と云ふ觀念

を表白したのである。即ち此觀念は法律其物、法律の全體であつて、決して法律の中の或る形式ではなく、斯くして其個人の存在を現實に表白したものと成つたのである。元のベラスジツク民族からギリシヤ人ローマ人に移り遷るまでの過渡は即ち無限の自我エゴの過渡であつて、ギリシヤ人に於ては宗教の根本をなして居る想像性より更に藝術のより崇高な形に移り、ローマ人に於ては法律のより崇高な形となつたのであつた、此等二個の崇高な形の裏面には、ギリシヤ人に於ては藝術の形式、ローマ人の場合に於ては、法律の宗教的な超越的な基礎として現に残存してゐるのである。

法律上の諸思想は宗教の概念から出發したものだと云ふラサールの此偉大な詩的哲學的解釋の短處は、一方に於ては、家庭の神と其家の新住人との間、他の一方に於ては遺言者と其相続人との間に並行を引いたと云ふ事實にある。此問題を更に一層深く、批判的に檢べて見ると、此等各兩者は眞に並行して居るのではなく、唯並行して居るらしく見えに過ぎない事を吾人は發見する。尤も家庭の神が人間の犠牲を供せよと云つて強要したのは事實であらう。然しよく考へて見れば、單り此家庭の神に限らず、總ての神は犠牲を要求したのであるから、家庭の神に於て何も特に此點に重きを置く必要はない。此種の事實は、理論上ローマの遺言者が存在して居ると云はれた古代ローマに於ける遺言者の相続者に対する敵對を之によつて説明するには餘りに平凡普通過ぎる關係であるのだ。

ローマ相續法の性質に關する此巧妙な解釋の後に、ラサールは更に眼をドイツの遺産制度に轉じ、斯くして其著書中の最大要點に到達して居るが此點は上に擧げた反對論を加ふべき餘地を持たない。ラサールの結論は、ローマ法の彼の解釋に用ひた一語と雖も、ドイツ人の間に現に實施されて居る相續法には適用されないと云ふにある。ドイツの相續法の場合に於ては、遺言者の死亡と同時に、其遺産は直ちに相續人の手に移るのであつて、ドイツ民族が初めて世界史に現はれたときには、相續に關する彼等の唯一の制度は無遺言相續であり、換言すれば、何の遺書も認められなかつた場合の相續權であつた。随つて、ローマに於ては遺言者が其個人の意志を發表しなかつた場合に用ひられた非常手段に過ぎなかつた無遺言相續を、遺言者の意志の如何なる分子をも含む相續の唯一の形式たるドイツの無遺言相續との間には雲泥の相違があるのである。即ちドイツに於ける無遺言相續は、ローマ法に於ける形式が誤まつて名づけたところのもの——即ち家族權であるのだ。若し對偶的の云ひ表はし方をしたいと思ふならば、ローマ法に於ける相續權のドイツのそれに對する關係は恰かも意志が戀愛に對する關係に比すべきである。即ちローマの相續權は意志で、ドイツの相續權は戀愛であると云ふ事になる。更に換言すればドイツ法に於ける遺言者与其相續者との一致は疑も無く血液の一致である。ラサールの觀念に従へば、財産なるものは一家族の共同の所有物と見做すべき性質のものである。相

續人が生れると直ぐに彼は此財産を取得する。そして此取得は遺言者の死亡によつて實行される。かくて所有者の其財産に對する權利は其生前にのみ限られるのである。乃ち遺書による表白はドイツ人の全く聞知しない所であつて、若し現時のドイツ人にして直接に古代のローマ人と接觸したと假定するならば、其下に潜在する意義の如何を顧慮することなく、純然たる形式的の方法を以て遺書を作製する風習をローマ人から學んだに相違ない。彼等ドイツ人はローマ人の遺書を見て、其外面の物質的形式其物が即ち遺書であると見做して居る。ドイツの觀る所では、財産を遺贈する手段之れ則ち遺書であるとするのである。況んや此觀念が彼等の個人の自由と云ふ意味と良く迎合するので、尙ほ更ら此意味に於て遺書と云ふものを解釋して居る。然しドイツ人は財産權に關する取引は當事者の一方が死者である場合には決して行はるべきものでないと云ふ觀念から出發して、永い間遺言による財産の贈與を生者間の寄附行爲と全然同一のものと見做して居た位、それ程遺書の法律上眞正な意味を知らなかつたのである。此誤まつた見解は論理的の誤謬と見られ得る。此見解は其基礎の上に於て其後幾回か訂正された見方よりも更に一層眞理を包含して居るのである。

ローマ法に於ける遺書の法律上の性質がドイツの相續制度の中に採用される事になつたときですらも、其内部の眞の意味乃至其存立の可能性の唯一の基礎たるローマ人の根本的概念とは全然異つた觀

念を以て之を取扱つて居た。それは純然たる表面的の形式のみに於て觀念の圓境に移されたのであつて、遺書の眞正の意味は此圓境とは何れの點に於ても矛盾撞着し、或る一點に於ては先天的に兩立し難いものである。茲に於てか吾人はこう斷言する事が出来る。ドイツの遺言法は一大誤謬であり、原理上の不可能性を帯び、遺言制度の獨斷的個人的批評に立脚せずして、歴史その物が支持する實際上の批評に立脚したものに外ならないと、現代の學者の大なる誤解は遺言書なるものを以て自然法の一部分と見做して居ることである。然るにローマは遺言を認める能力を其個人に屬する自然的の能力であり、隨つて自然の一部分であると決して見なかつた。其反對に、個人は其死後自分の意志を實行することは自然に於て不可能であるから、二個の意志の結合、即ち死者の希望と其死者の希望を自分のものとする生者の希望との混和は、死者の遺言を實行する爲めに必要であると考へた程であつた。ローマ法に於ける相続の制度全體は、人間の希望は其死亡と同時に動作の能力を失ふべきものではなく、其個人の人格の維持によつて永久に維持されねばならないものである事を保障する爲めの一大努力を示したものに外ならない。換言すれば、ローマの相続制はローマ人獨得の形式に於ける靈魂不滅の定論とでも稱すべきである。權利はローマ法に於てもドイツ法に於ても、何れの人民の間にも、又何れの時に於ても、未だ嘗て何處にも存在しなかつた自然の權利と解釋されたのであつた。

ラサールはフランス大革命によつて發揮された哲學上及び法律上の内觀に對し賞讃の辭を吝まさない。即ち彼は曰く、

『今にして吾人は、ヘーゲルの云つたやうに、全世界が理性と云ふものを總ての判斷の基礎とするやうになつた今日の時に方つて、フランスの國民公會が一七九三年三月七日發布の法律によつて、何人も直接に其財産を遺贈してはならないと云ふ規定を設けた趣意を明瞭に了解する事が出来た。總ての經驗的傳統に對する反動は國民的精神を其死命を制する實質に立戻らしめる結果を馴致し、國民から其ラテン主義の要素を剝奪した。然しながら、此反動は決して單にドイツの森林中に直ちに退隱せよと命ずる意味ではなかつた。無遺言による相続人は遺言者の存命中には其財産に對して何等の權利をも享有して居なかつた。そして、唯右遺言者の死亡後幾分でも財産が残つて居たら、それを相続する權利を持つに過ぎなかつた。然し、さうかと云つて、相続人は其財産の何れの部分でも相続によつて必ず自分に讓渡さるべきものであるとの請求權はもつて居なかつた。ドイツの法律制度と相對しての個人の自由と云ふ觀念は、今や財産の所有者が唯一にして無條件の所有者となつた位それ程著しく既に發達して居た。斯くて財産は最早其共同所有が死亡と云ふ事によつてのみ解除されるやうな家族的財産とは見られて居

なかつた。此目的の爲めには、所有者の存命中と雖も、無遺言による相続人は其財産所有者の財産譲渡権に制限を加へる権利を享有して居た。之に反し、今や財産は純然たる個人の財産であり、然も子供を持つ其所有者は、其存命中に或る限度に於て、其財産を子供等に分配することが出来るのである。然らばドイツでは無遺言相続は何を基礎として居るのであるか。吾人の觀る所では、無遺言によつて相続人に固有のものとなつた財産に對しての請求権を基礎とするものでは決してない。何となれば、此種の請求権も亦遺言者の生存中に存在したものでなければならぬからである。更に又遺言者は遺言條規を作製することが出来ないから、此の如き權利は其遺言者の意志と推定されたものをも基礎とすることが出来ない。それ故に、遺産に對する請求権は唯遺贈の問題を規定する國家の總括的意志以外には、何等基礎とすべきものでないことは明々白々である。實に此遺産請求権なるものは親族の觀念を基礎とする。蓋し該權利は遺産相続に對してのみ其家族に資格を與へるからであつて、此意味は家族がそれ自身の當然の權利として遺産を取得し得ると云ふのではなく、又其家族が死者の意志と推定される所によつて其財産を相続すべく招かれたからと云ふ譯でもない。然しながら、實に國家の一施設としての家族として之に請求権を附與するまでの事である。蓋し遺言の自由は今日多くの場合に於て

遺言權に伴ふものであるが、此自由が數量上の或る制限内に於て存在する場合に於てすらも、此遺言權の性質は處分し得べき數量を含む程度までの發達の性質に外ならないのである。吾人がどんなに驚いても事實は事實として認容しなければならぬ。即ち誠實に檢べて見ると、近世に於ける相続制度の大部分——例へばナポレオン法典の如き——は、其根本的性質上、上に述べた處分し得べき數量を含む程度を限りとして、單に遺産の條規を設定するものは社會であるとの規定を示すに外ならないのである。

ラサール以前の大哲學者連は、相続法を考察するに方つて、ラサールのやうに歴史的に之を研究するものはなかつた。一家族の各人員は道德上全く同一なものであるとの觀念——之は總て、外面的に表示されては、財産と云ふものは必要家族の共同所有物であるとの觀念となつて表はれたのであるが、此觀念を最初に主唱したのはヘーゲルであつた。然しヘーゲルは一の誤謬に陥つて居た。彼は一般に云ふ遺言法と云ふ觀念を以てドイツ法に獨得とも云ふべき特殊の歴史的觀念と見做したのであつて、隨つて彼は無遺言による相続の原理を發見することだけは成功したが、遂に遺書なるものゝ永久不變の原理に到達することは出来なかつたのである。此問題の解決を企圖した唯一の大哲學者は、ヘーゲルを除けば、ライプニッツであつた。ライ

プニッツは歴史の知識を全く缺いて居たにも關らず、其獨得の透徹的天才を以て、ローマ法に於ける相続法の觀念を演釋法によつて將に展開せしめんとした。彼曰く、『若し靈魂が不滅でないとしたならば、遺書なるものは何等重きをなさないであらう。然し靈魂不滅の原則により、死者は現實に於ては依然として生存して居るものであればこそ、彼は其財産の支配者たる地位を依然保ち、其後に遺した相続人は彼の代表者と見做されなければならないのである』と。

然しながら、ローマ法に於ては遺言者は其相続人の中に自己の生存を繼續し、其相続人は又畢竟死者の生命の繼續に過ぎないのであるが、此觀念はキリスト教の精神によつて支持されたとは思へない蓋しキリスト教は、個人の靈魂は不滅であつて、其生命が死後も依然繼續することは認めても、彼の有限的な意志に表はされたものとは全く異つた地位、それと全然相異つた境遇の中に其不滅の生命を續けるのであつて、其有限的の意志なるものは其人間が生を捨てると同時に捨てられて了ふのである事を確信して居るのである。若し遺書が、其意義に於て、人類の靈魂不滅と云ふ前提の下に立つとするならば、此靈魂不滅なるものが古代のローマに於けるものゝやうに見做されるとき、初めて眞理であると云へるのである。何となれば、キリスト教の意味では、不滅であるのは靈魂であつて、靈魂は決して現世の財産など云ふものを持つ事はあり得ないからである。茲に於てか、キリスト教の所調不

滅の靈魂は、其代表者とたとへどんな意志の合致があつたとしても、到底財産の永久的支配者として留まることは不可能であると云ふ結果となる。最後、遺書と云ふ制度は、此方法によれば、財産と云ふものゝ概念全體を破壊して初めて保存することが出来る譯になる。最初の遺言者はアダムであつたのだから、此アダム一人が唯一の財産所有者と云ふことになる。

ラサールが最も心血を瀉いで試みた六百頁に亘る解説を僅か二三節の中に壓搾することは到底容易の業でない。然し吾人の信ずる所は、吾人が讀者に對してラサールの著書の第二編中に含まれた特色及び重要な觀念に關する正確にして且つ充實した概念を與へ得たことである。究極する所、其本の一頁に直接にラサールによつて言ひ表はされた見解はこう云ふ事である。即ち『國家の原理より嚴格に概念すれば、國家とは十九世紀に於て實現された總ての進歩發達の源泉である』と云ふ一句に盡きて居る。

此提言以外には、正味のところ何等重要視すべきヒントもラサールは與へて居ない。彼の著書は嚴格に、理論的考察のみに局限され、其一行と雖も原理から更に進んで實際問題に入らうとの望は少しも表はして居ない。そればかりではなく、學者的、歴史的哲學的研究の結晶としての此著書は實に實行の方面に於て何等のヒントも與へて居ないのみならず、彼の餘生を通じて、最も昂奮した社會運動

の眞只中に於ても、將た又中流階級の輿論を代表する機關紙が口を極めて最も猛烈な罵倒を彼の黨派に加へたときですらも、ラサールは其常に把持する原理に相應する實行的の制度を擁護する爲めに實際運動を起さうなど、云ふ氣配は少しも示さなかつた。私人生活に於て、ラサールは自制心を缺いて居たとの非難はあらうが、公人としての生活に於ては、彼は常に完全に自己を統御し得た。そして又頗る實用向の性格を發揮し、只自分の眼前に現に横はつて居る問題のみに其努力の悉くを傾注すると云ふやうな質であつた。屢々彼は頑強執拗に、直接普通選舉のやうな手近の目的を遂行せんが爲めに社會運動を起すことを辭せず、又彼は勞働者の生産的企業の爲めに、國家の後援を要求する大演説を各所に試み、國家の信用機關の基礎の上に生産組合を築く必要を絶叫して已まなかつた。然し總て彼の小冊子を書くときに方つては、一言も相續權の問題に觸れた事がなかつた。ロタール・ブツヘルはラサールの著『取得權利の法理』に序して、レツシングの句を引用し以て其序文を結んで居るが、ブツヘルの言ふ所に據れば、此引用句こそは大にラサールを奮激せしめ、一夕其私邸の晚餐會の席上、ラサールをして此文句に關して大演説を試みるに至らしめたと云ふ。右の引用句とは『何れの時代を問はず、正確に將來を云ひ當てる人は必ず居る。然し其時機の來るのを待ち得る人は居ない。蓋し彼等は歴史上數百年の長年月を費して辛ふじて成就し得たやうな運動を、自分等の目の黒い間に遣つての

けやうとするからである』と云ふのである。

讀者は恐らく此等の言葉が最も當て嵌まらないのは我がラサールであり、殊に『取得權利の法理』の著者としての彼には斷じて適用することが出来ないことを知るであらう。

彼の出色の著作たる此本をラサールが上梓したのは一八六一年であり、其父親の六十歳の誕生日に際し、此書を父に捧げたのであつたが、彼は此著書をして心的哲學の全範圍に亘る諸系統の聯絡に對する礎石たらしめたいとの希望を反覆表白して居るが、更に彼は附言して曰く、『若し哲學上の原理を究める餘暇が依然我等ドイツ人に與へられるならば、私は他日是非共此心的哲學の全範圍を掩ふ各系統の聯絡と云ふ大研究を達成せしめたいと思ふ』と。之れ彼が特に言勢を強めて叫んだ所である。之より先き一八五九年に彼は例の『ヘラクリタスの哲學』を世上に發表したのであるが、其時彼の實際生活の悶争の結果、此出版が豫定より數年も遅れたことを遺憾とする旨を、其緒言に於て述べて居るが更に越えて二年、ラサールが法律に關する此大著述を完成したとき、又もや更に一層甚だしい遺憾は當時全國に漲つた政治上の平靜が彼に與ふるに細心を以て此著書を草稿するに充分な餘暇を以てしなかつた一事であつたに相違ない。由來活動は彼の生命である。彼は深く理論の研究に没頭し得る冷靜と心の穩かさを持つて居たけれども、本來から云へば、彼の希望と野心とは常に實際生活の事實及

び感化力の方に向けられたのであつた。

ラサールが解説した或る二三の觀念の相互間の聯絡を亂さない爲めに、吾人は前章に於て一八六一年まで、彼の著作について批判を續けて行つた。そこで茲では暫らく吾人が經て來た道程を顧ることが必要になつて來た。

一八四八年の革命に参加した結果として、ラサールはベルリンに居住することが不可能になつた。デュツセルドルフに於ける彼の生活は郷國の首都から放逐された餘りの流謫の佗しい生活に外ならなかつた。然も色々の理由から彼はどうあつてもベルリンに住まなければならなかつた。彼の生活の中間間はベルリンで過されたが、其間彼の邸宅と財囊とは政治上の亡命客及び貧苦に逼つた民主主義者と労働者等の爲めに開放されて居た。其後數年を経て、彼がライン地方の労働者の群に向つて煽動的の演説に大向ふを唸らせたとき、ラサールはベルリン生活時代の事を回想して、次のやうな熱情の罩つた言葉を以て言ひ表はして居る。『諸君は私を御承知であらう。十年間私はライン地方の労働者の中に生活して居た。諸君と共に私は革命の期間を過し、又一八五〇年代の恐慌時代を送つた。諸君の云はれる通り、諸君は此等の二運動の何れにも加はつて居る私を見た。如何なる住宅が民主主義のプロバガンダの爲めに不撓不屈の避難所をなしたか、諸君は御承知の筈である。最も大膽にして且つ最

も斷乎たる決心をもつた吾人の義務の擁護者にとつては實に貴い避難所であつた。ヒンケルデーやウエストフアーレンの恐慌時代にも拘らず、又其當時の亂暴極まる無秩序の状態にも拘らず、ライン地方に於ける私の滞在の最後の瞬間まで、最も貴き避難所を爲したことを回憶するであらう』と。

同時に、ラサールはベルリンに憧れて居た。そして彼の此希望は友人等の同情するところとなつた。馭者に變裝して彼は一八五七年四月久し振りで密かにベルリンに入り込んだ。そして彼の隠れ家から其庇護者の手を経て、永く首都に滞在することを許可されやうと企てた。友達の中で、老ひたる、そして勢力あるアレキサンデル・フォン・フンボルト位彼の爲めに熱心に運動して呉れた者はなかつた。フンボルトは早速自分の邸宅を彼の爲めに開放して、彼を隠まつた。官憲はラサールがベルリンに居住することに殆んど何等の異議も挾まなかつた。然し唯飛ぶ鳥も落さんばかりの權勢を振つて居た例のハツツフェルト伯爵家が、どんな事があつても、伯爵夫人が其親戚の近くに居住する事を妨げやうと苦心した。夫人がラサールの居る同じ家に住むべきは避け難い事實と見做されて居た。それが爲め、伯爵夫人がラサールと同居する如何なる種類の取極めをも妨害する目的で、彼女をラサールから成るべく遠ざけやうとする陰謀がたくまれた。茲に於てか、プロシヤ官憲はオースター政府がイタリーに於けるバイロンに對して用ひたと全然正反對の手段をラサールに對して採つた。バイロンの場合には

彼が年若き伯爵夫人の後を追驅けるであらうとの虞れから、キツチヨリ伯爵家の全家族をラヴェンナから放逐したのであつた。

或る夕盛大な晩餐會の席上で偶然にもフンボルトはヒツケルデーの直ぐ傍に腰掛けた。そこで直ちにヒツケルデーに向つてベルリン滞在の許可をラサールに與へるやうにと極力懇懇した。此時丁度其對話を聞いて居た一人の談る所に據ると、彼はヒツケルデーが次のやうにフンボルトに答へるを明かに耳にしたと云ふのである。『私としては直ちに其許可を與へたい。私はラサールに對しては何等の反感も持つて居ない。彼がベルリンに住まほうと何處に居らうと、私には一切無關係である。然し國王が御承知なさるまいと思ふ』之に對しフンボルトは答へた。『若しそれだけの理由で彼に許可を與へることを躊躇するのなら、私は一つ國王を説き伏せて見やう』と。彼は果して此言を實行した。御蔭でラサールは永くベルリンに住むことが出来るやうになつた。

彼が屬した街、彼が青年時代に哲學を研究し、且つ若きドイツと云ふ觀念を充分に鼓吹された都會たるベルリンは、彼が成人してから後に要求した園境を遺憾なく彼に提供することが出来た。勞働の町、思想を鑄造し、之に銳利な刃を附ける一大工場、計畫が實行に鍛へ直される一大鐵工所、あらゆる知識を貯藏し、更に之を全國に普及せしめる一大倉庫、ドイツ魂が其赫灼たる光を放射する接觸點

嗟呼！偉大なるベルリンよ。逃避者の群れユীগノーの子孫から明瞭にして確乎たるフランスの印象を得て、それで彼等の智能を築き上げた混血の住民から成り、其才智は裕福にして家柄の良いユダヤ移民によつて數千の多面體に燦爛たる光輝を發する住民の都會。フレデリック大王の征服的精神が隅から隅まで瀰蔓して居る。プロシヤの都市ベルリン。嗟呼！蓋世の英傑フレデリック大王の馬上の銅像は現に花咲く菩提樹の蔭に高く中空を劈いて、巍然たる雄姿を示して居るではないか。ヴォルテールの微笑の跡がまだ空中に残つて居るフレデリックの街のベルリンよ。

ベルリンは其後數百萬の人口を抱擁する立派なドイツの首府となつたけれども一八五九年頃までは頗る貧弱なものであつた。市街の廣袤も中位で、少し名のある人などが群衆の間に混つて居ると、發見されずには居られない程小さな都會であつた。新らしい宏壯な建物があるではなし、西方には今日のやうな善美を極めた街衢などは見當らず、總ての點に於て極めて小規模であり、建築の如きは殊にみすほらしいものであつたけれども、只自然の美だけは豊富であつた。チーヤガルテルの手前の部分などはまだ市區取擴げの必要に對し犠牲に供されては居らず、ラサールは乃ちチーヤガルテンの附近に小さやかな住家を見出したのである。一八五八年から彼は引續き、美しい見事な街ベルヴェー・ストラッセの十三番地に居住した。此ベルヴェー街と云ふのは、住宅ばかりで、商店は一軒もなく、美し

い栗の街路樹が道路の兩側に整然たる列をなし、此道路は丁度チーヤガルテンの入口に通じて居る。ラサールは其死ぬ一年前まで此ベルヴェー街十三番地に居住したのだが、同年直ぐ傍のポツダメル・ストラッセ、之れ亦十三番地に移轉した。

ベルリンは尙ほフレデリック・ウキリヤム四世の都市であつた。即ちウキリアム四世に反抗して動亂を起した街であつた。チーヤガルテンの向ふに、イン・デン・ツエルテンから遙か隔たつた處に、一八四八年の革命は勃發したのであつた。革命の此精神は征服され抑壓されて居るかも知れないが、決して永久に死んだものではない。其弱い微かな呼吸は尙ほ依然として全學者社會及び中流階級中の上位の部類の全體の心臓を鼓動せしめて居る。此中流階級の上位には、今日まだ分裂しない反對黨の總ての領袖株が會合するを常とする最も著名な家が大抵屬するのである。現在の古めかしい社會組織を嫌らず思ふ總ての反對論者は此サークルに屢々會合を催し、彼等の間に多少政見の相異があつてもそんな事には頓着せず、水入らず同志として、科學や藝術の主腦連などとも交際を結び、實に其當時に於ける最も善い最も清醇にされた社會を形作つて居た。

ラサールは其光り輝く人格と學者としての名聲と、他人を征服し得る明白な力と、熱誠と凌駕とを濟輩に鼓吹し得る魔力とを持つて居たので、此處に首を突込むと間も無く、堅固な足場を此サークル

に作る事が出来た。其處には貴族社會の名物男のみの多くを集めたサロンもあつたが、此等サロンの門戸は『錢函窃盜犯人』などに對しては無論嚴重に閉されて居た。然し此等の家に無理に近づいたところが、ラサールにとつては何等の利益も無かつた。ラサールが其當時得て居た収入を以てすれば、ベルリンの一市民として、樂に暮せるどころでなく、何れかと云へば裕福の部類に入つて居た。其時代の思潮と事情とに應じて綺麗に裝飾を施した家屋の中に、彼は多くは著名な、高等教育を受けた、伶俐な、修養を積んだ、そして僻見から脱離した人々や、又は美しい快活な婦人連の集會を屢々催して、之を心行くばかり楽しむのが常であり、此等の集會は日日其度數を増して行つた。又此處に出席する程の女子は、何れも、多くの場合に於て、其頓才と智能とに於て世間に噂されて居る人々のみであつた。そして心の貴族主義の中には生れの貴族主義に屬する人員の多くが発見されるのであつた。ラサールはフランス人の料理番を雇つて置いた。そして一壘二三十マルク以下の葡萄酒は、逆も口に合はないと云つて、飲みたがらなかつた。彼は良く獨語するのが常であつた。「何だつて自分達は特に正義王ウキリヤムの爲めに總ての良い葡萄酒を取つて置く必要があるのだらう」と、こうつぶやくのである。斯くてベルリンに於て彼が殆んど連日連夜催した各種の集會は、それが社會的調子と其快活さを完全に發揮した點に於て、又其家を訪問する總ての客人の會話は全く何等の束縛も受けない、

自由奔放の理想を實現して居たと云ふやうな點に於て、世間に著名であつたと同時に、又葡萄酒の美味なると料理の凝つたのとで大評判であつた。

、此家に會合する人々は必ずしもラサールと同年輩位の若手連のみとは限らなかつた。多くの老年の人々、其經驗と研究と事業と行爲とが其會話をして愈々益々爽快なものたらしめるやうな著名な老ハ連も多數加はつたのである。ラサールがハイネを通じて懇意になつた有名な老人フアルンハーゲン翁も居たし、一七八五年に生れ、古典言語學に定義を下して、之れ古代に於ける言語學の全體に對する知識であり、古代文化の包括的複寫であると論じ、然も自分自身が與へた定義によつて提出された要求を自ら見事に満たし得た人として名高いベック翁も居た。デイデリチ博士の美しい夫人が、或る集會の席上『ラサールは私が今日まで見た最も美しい好男子である』と叫んだとき、『何？ 何ですと？ 最も美しい好男子？ 其批評に對しては私は何とも意見を申し兼ねるか、嘗て出逢つた中で、最も巧な且つ最も造詣の深い人であると私は云ひたい』と答へたのは實に此ベックであつた。

又一七九一年生れ、歴史家にして詩人、同時に鑑賞家、其青年時代には、ルツォフ公の義勇隊に加はつて、ケルネルなどと轡を並べて駿馬に鞭打つたと云ふツエルステルも居た。フェルステルは一八一七年プロシヤ憲法論に關し訊問に答へるべく、軍法會議に引出されたが、元來彼は私的生活を續け

著作家として名聲噴々たるものがあつた。尙ほ其處にラサールを訪ひ、彼の家の楽しい團ひに加はる一人に、一七八〇年生れの老將軍フォン・ブヒュルも居た。ブヒュル將軍は一八四八年九月には首相兼陸相に任命されたが、ラサールは此將軍と多年交を結び、絶えずに往來して居た。ブヒュル將軍は一七九七年初めて身を軍籍に投じ、其友人ハインリヒ・フォン・クライストと共に歐洲各國を漫遊し、一八〇九年にはブリュヘル將軍の參謀部員として、戰爭中を過し、平和克復後はオースタリーの軍籍に入り、次いで一八一二年にはロシヤの軍人となり、一八一五年リギーの戦役には、自ら前衛を率ゐて奮闘した。丁度此戦役であつた。彼は麾下の總ての鼓手を馬に乗せ、激しく太鼓を打鳴らして敵の大軍に聲高に突撃せしめた。敵は意外の大軍が押寄せて來たものと思ひ、大慌てに慌て、敢て何等積極的行動を採らうともせず、其間にブヒュル將軍は増援軍に救はれて、物の見事に最終の勝利を獲たと云ふ逸話をもつて居る。一八一五年彼はウケンナに於ける騷擾を鎮壓した。ブヒュル將軍の如きは實に、歴史が作られるのを目のあたり見ると共に、更に自ら歴史の出來るのを助ける人物であると云へる。

ラサールの家には又彼と同年輩の學者、著作家、法律家、精力充滿せる民主主義者、進歩黨員などが來た。此等の人々の大部分はまだ生存して居て、青年時代の彼等の確信を忠實に固執して居るが、

たつた一人例外がある。それは途中で變説改論したロタール・ブツヘル其人であつた。

ラサールは又多くの婦人連の間にも大變評判が良かった。彼は此等婦人に深い印象を與へたいと望んだ。そして屢々之に成功したことは事實である。女性との關係に於て、ラサールは、謂はゞ、彼等を征服する事を希望して居た。即ち何れかと云へば浮氣つほく、瞬間的、刹那的には婦人に魅せられるけれ共、元來唯一人の女の魔力に導かれて行くよりも、寧ろ自分の己惚の勝利を此上もなく愉快に感ずる傾向があつた。彼の生涯の最初の、然も最も深い感情はハッツフェルト伯爵夫人に集注された。此點に於て彼は飽くまでも自己に對して忠實であつた故に、同時に又伯爵夫人に對しても其忠實を續けた。ラサールがまた眇たる一青年のとき、夫人は滿腔の赤誠を披瀝して彼を信じ、彼が名も無く、勢力も無い者であつたにも拘らず、彼女の運命を全く彼の掌中に委ねた。ラサールの方にしても、『私は貴方に信賴する』と彼に對して明言した最初の婦人に對しては、どんなことがあつても、其を見捨てる譯には行かなかつた。然し伯爵夫人に對する彼の感情は飽くまでも友誼の感情であつた。感謝と自負の感情であつた。尤も、それと同時に、最初から幾分戀愛の分子が混つて居たことは否む譯には行くまい。更に後になつては、彼と伯爵夫人との間には戀の經緯が生じた。蓋し彼のやうな一寸見ただけでも甚だ凜々しく且つ傲然たる性格の男が常に愛されるやうに、彼も亦夫人から戀愛を受けた

ことは事實である。

單にハッツフェルト伯爵夫人の場合に限らず、元來男と一緒に交はつて親密である事を認められる程の女子は、往々にして其サークルの最も素晴らしい人員であり、原則として吾人の想像以外に、最も偉大な天才を附與され、其勢力は一目見ただけで直ちに明白である位の非凡の人々のみである。著しく目立つ婦人の群が環をなして常に天才的の一人の男の周圍を取圍み、不思議に組立てられた分子から成る一種の小さくはあるが、獨得の世界を其處に形作することは、吾人が社會の實生活に於て屢々見る所ではないか。吾人は果してラサールが美と云ふものに對する稍純樸な觀念以外の感情を以て、自分の周圍の婦人達に對したが、又此等婦人との交際によつて、奇智と智能とを發見し、彼等の賞讃を博さうとする念慮以外の希望を以て彼等に對したかを疑ふものである。一八七〇より一八八〇年に至る十年間ラサールと最も親密な關係にあつたと云ふ多くの老婦人をドイツに見出すが、青年等の目から觀ると、別に此等の婦人が著しく深い印象を與へる力のあるやうにも思はれないのであるが、兎に角決して平凡な女でない事だけは事實で、彼等は何れも一種の鋭さと皮肉な理智とある程度まで男性的の氣質を表はして居るのを發見する。そして、彼等の誰れに限らず、口を極めてラサールを稱揚して措かないのである。

同時に、一八五八年及び翌一八五九年の冬今までラサールを屢々招待した事のあるベルリンの諸處の家庭では稍嚴しい試煉を受ける羽目に陥つた。それはどうしてあるかと云ふに、豫てかくあるべしとは思はれて居たのであるが、ラサールの『母性的親友』たるハッツフェルト伯夫人が突然ベルリンに到着して、此處に永久の居住を定め、愈々其以前の恩人たり保護者であつたラサールの爲めに一肌脱ぐことに着手したのである。當時伯爵夫人は世間に殆んど其存在だも忘れられて了ひ、男子間の對話などでは、唯單にボンチ繪位に時々出るので、彼女を思ひ出す位のものであつた。そして隱忍と云ふ事が當時ベルリン社會全體を通じて共通の一種の空氣であつたけれども、中流階級に屬する相當の家庭では、どちらかと云へば、伯爵夫人などはベルリンに居ない方が良くと云ふ考へに一致して居た然しラサールのみは、此點に關して、極めて冷靜であつた。夫人を迎へ且つ彼女を認めると云ふ事はラサールにとつては、一の私的問題と見做されて居た。彼は夫人を知りたくないと思ふやうな人々とは交際を絶つた。そして、社會は是非共ラサールを必要とし、否、必要とせざるべからざる事情にあつたから、彼に交際を拒絶されるか、依然友誼を續けるかの問題に愈々逢着するとなると、彼等の躊躇は手もなく消え失せた。茲に於てか、問題の貴婦人は一般の人々にとつて愉快な且つ愛すべき人であることが分り、彼女のラサールに對する態度は妻のそれよりも、寧ろ母としての愛情の表現であつ

た。

ハッツフェルト伯夫人は、食卓に於ては、自ら女主人役を勤めたが、二人は同棲はして居なかつた又ラサールが他の若いものと美しい婦人連に對し如何に熱烈な注意を向けても伯爵夫人は嫉妬など云ふ氣配は決して眉宇の間にも現はさなかつた。當時既に五十四歳と云ふ老婆ではあつたけれども、彼女の秀でた姿と美しい眉とは、彼女が常に之を隠すまいと努めた所で、マルクスやリュストフの如きすら、口を極めて夫人の艶麗を賞讃した。同時に、彼女は自分が賞められるのに對して、萬更無關心でもないやうだつた。一寸でも世間の事に通じて居る者であれば、此婦人がラサールに絶えず接近して居た事實と彼女の母性的態度が動もすれば、傍の見る目にも、何だか曖昧で且つ怪しく思はれた事實とが、ラサールの社會的希望を傷けた事一通りでなかつたことを直ぐに看取することが出来るであらう。眉毛に黛墨を加へ、唇に紅をさし、其容姿の美を保存する爲めに日夜苦心慘澹した伯爵夫人は確かにラサールの生涯及び彼の家庭的生活に虚偽の、且つ殆んど笑ふに堪へたやうな色彩を加へて了つたことを、何人も否定することが出来ない。

ベルリンに於けるラサールの生活は勉學と氣慰みに費された。同時に、社會は常に彼を注視することを怠らなかつたが、彼も亦世間に知られる事に何等の異議も持たなかつた。社會は彼の極端な氣

紛れと彼が屢々催す奢侈を極めた御馳走振りと噂持切つてゐた。日刊新聞の如きが、ラサールの眞意も何も知らぬ癖に、彼の奇行や日常の生活振りなどを曲解して、ある事ない事書き立てゝは人氣を唆つてゐた。

斯くて所謂『同業者』の書き立てる物語の中には随分氣取なものがあつて、ラサールはあれ程屢々贅澤な饗應を友人達に對してするが、あれはハシーシュ(大麻の葉を燻べたもの)で客人を酩酊されるのだとか、其他色々の非常識的な藝當をするのだとかまで言ひ觸らした。尤もは全然根も葉も無い事でもない。一度そんなやうな事が起つた。或る日ラサールが其數名の友達と、晚餐をした。後で、全くトルコ式に出来上つて居る凝りに凝つた喫煙室で雑談に耽つて居たが、聽て彼等はラサールがバルカン地方から携へ歸つたトルコ服を着込んで、例のハシーシュを、丁度トルコ人がやるやうに、喫して見て楽しんで事があつた。此時のラサールの行跡は其後一種の馬鹿々々しい凌辱を受け、原因をなした。馬鹿々々しくはあるが、或る悲しむべき感情を起させたのであつた。即ち豫てラサールが婦人連の間に評判の良いのを嫉んで居た一名の紳士は自分が甚だしくラサールに侮辱されたことを感じた。そこで豫て腹に一物あつた此紳士は、或る晚餐會の席上、丁度ラサールが隣席の若い婦人と樂しげに話して居る中、突然つか／＼と彼の傍にやつて来て、平手でピシヤリとラサールの耳の邊を毆打

した。勿論此婦人は其毆つた紳士よりもラサールに對してより以上の好感を持つてゐたのである。民主黨の一員としては、自分はどんなに侮辱されても決して決闘など云ふ野蠻な手段には訴へないと云ふのが豫ての宿論であつたラサールは、先にトウエステンとマントイフェルとの間の決闘に對し絶對に不賛成の意を表した程である。また彼は劍道の達人であり、同時に射撃の名手であつたけれども、彼は其後此紳士が彼に向つて決闘を申込んで来たに對しては、充分な自制心を以て之を拒絶した。勿論胸中の激怒は察するに餘ある程であつたけれども……然るに此亂暴狼藉者に執念くも其翌日、ラサールがいつものやうにブラ／＼と散歩して居るところを、一人の友達と共に道路で待ち伏せして居た。そしてブランドンブルグ塔の附近でばつたりラサールに出遭つた。兩名は物をも言はずにラサール目宛けて飛んで来たが、ラサールは悠然たるもので、いきなり手にして居た洋杖でしたゝかに兩人を毆つて、喧嘩どころの騒ぎでなく、はう／＼の體で逃げ去らねばならなかつた程激しく彼等をやりこめた。之は實に些細な、又不愉快な出来事ではあつたけれども、ラサールが其後二重決闘を或る二人の者に申込んだときに、彼の激昂がどの位高潮に達して居たかを想像せしめるに足りる。然も其決闘が原因で彼は落命したのであるが、要するに彼が決闘を申込むなど云ふことは、よく／＼の場合であらねばならない。又も一つ面白い事には、ラサールが此二人の男に道路で襲撃されかゝつたとき

彼の手にして居た洋杖は、フェルステルが彼に贈つたロベスピエール杖と云ふもので、其柄はバスチーユの雛型を黄金作りにしたものであつた。兎に角、かやうな洋杖がかやうの人物の手に入つて居たといふ一事は何等の奇縁ぞやと云はなければならぬ。

ラサールは元來、力業と云ふ點から云へば、非常に強壯な軀幹の所有者であつたけれども、其健康は必ずしも常に良いと云ふ方でもなかつた。彼が巡回裁判所の法廷で初めて試みた辯論の中にも彼が言明した通り、ラサールは青年時代から頗る厄介な慢性的の病氣を持つて居て、壯年に達した頃には彼の健康は全く滅茶々にされて居たのである。だから彼は永い間厭やな醫療を受けなければならぬかつた事がある。

此やうに醫者に通つて居る中に、彼は或る時數週間何處へも外出してはならない、自分の部屋に整居して居なくてはいけないと醫者から宣言された。ラサールが醫者の勸告に従つて、籠居生活をやつて居る時に、或る日手紙を友ハエルンスト・ドームの許に送つて、是非頼みたい事があるから、大至急に來て呉れと云つて遣つた。『私は是非君に見せなければならぬものがある。そして君の手と忠告を借りなければならぬ。君は多分それを見て笑ふだらう。然し、兎に角、來て呉れ給へ』と云ふやうな手紙であつた。ドームは早速ラサールの家へ行つて見た處が、彼は其引籠り中彼が臍の緒切

つて初めて指を染めた戯曲——『フランツ・フォン・シツキンゲン』と云ふ戯曲詩を書いてる眞最中であることを知つた。既に序幕は書き終つてあつた。人間の中で最も非詩的な人物たるラサールが詩人としての自分の力量を自ら試して居たと云ふことは如何にドームを驚倒せしめたか、想像するに難くない。ラサールはドームの顔を見るが早いか、氣ぜわしさに云つた。『君が之に對してどう批評するか私は良くわかつて居る。君と同様に、私自身既に自分が詩人ではないことを百も承知だ。然し、レツシングを見給へ。レツシングは自分が詩人でないことを充分承知の上で、戯曲詩を作つたぢやないか。私は何も自分をレツシングに比する譯ぢやないが、私だつて自分の作詩上の力を試してならない事はあるまいと思ふ』と。彼は舞臺上の事は丸で知らないで、其邊の事についてドームの援助を煩はしたいと述べた。尙ほドームが得意とする詩の韻律の事に關して忠告を與へて呉れと云ふのであつた。ドームは先づ、そんな戯曲であつたら、詩文でなく寧ろ散文にした方がよかつたと云ふ意見を述べ、之より以上のよい忠告は興へる事は出來まいと思ふと附加へた。縱令其戯曲の散文が演說的の口調で書かれたとしても、それは同種類のもの、中で恐らく出色の文字であつたらう。然るに正確な韻律で音諧に叶つた詩文を作る上に於て、ラサールが如何に拙劣であり、無能力であつたかは實に驚嘆する程である。彼は好んでギリシヤ詩聖の作品なぞの、律韻を蹈んでドイツ語に反譯されたものを聲

高に讀誦するのが常であつた位だから、彼が音樂的の耳を全然もつて居なかつたとは決して云へない。然し彼自身の書いた詩文を見ると、韻律の知識に如何に彼が缺けて居たかを、面白い程良く證據立てゝ居る。彼の作詩の中には六韻脚の抑揚韻が現はれては居るが、其韻脚は五韻脚の中に最も粗笨な不調律的な結果を生ぜしめて居ると同時に、他の一方に於て、此等跛を引いたやうな韻律の強い語勢があるべき處に無いが儘に委せられて居る。要するに、ラサールは、科學的の修飾譜が六韻脚の良い抑揚韻のやうに響いたのである。斯く詩作に於ては全く見込みがないと思はれたにも拘らず、否、もつと正確に云へば、拘らずではない、反つて之が爲めに、ラサールは詩作を放擲する氣にはどうしなれなかつた。自分が良いと思つた詩體が丁度、古代ギリシヤ詩人又はヘーゲルから彼が採つた悲劇の原理と全く符合したからであつた。

彼の處女作たる戯曲詩「フ란ツ・フォン・シツキングン」はあの形を以て現はれたのである。其筋が非常に興味あることは事實であるが、それは先づ別問題として、藝術的作品としては、此戯曲は苟しくも詩が持ち得る形式上のあらゆる缺點を兼ね備へて居ると云つても決して酷評過ぎることはない位である。第一それは優れた趣味から餘程離れた誤筆に満ちて居るし、場面が徒らにだらしない長いし劇の中心點と云ふものを失つて居るし、擧げ來れば、此種の缺點が夥しいのであつて到底之を上場するなどは想ひも寄らぬ事である。

それと同時に、ラサール特有の輝かしい精力活氣が徹頭徹尾横溢して居る此戯曲が非詩的結果を全く生じないとまで斷言するのは不可能であり、それは又餘りに殘酷過ぎる嫌ひがある。革命其他歴史上特筆大書すべき社會運動が頻々として起るまでに震撼された時代に深く政治的の透徹的觀察を加へ、それから生ずる混亂の哀調を達觀した點は、正に詩的の價値を示したものと評せざるを得ない。殊に吾人が前にも一寸述べた通り、此戯曲の作者が有する心理狀態を研究する人にとつては、此作品は確かに最も價値のある金鑛であると云ひ得るのである。吾人は今手許にあるラサールの著作のどれを手にして見ても、此戯曲位作者の心理的生活を追想するに良い材料はない。何となれば、それは總てを包含して居るからである。それはラサールの自然的乃至個人的性格中の最も著しい特色を發揮したものであるからである。そして又此詩劇は如何にしてラサールが世の中に關する彼れ獨特の觀念を形作つたか、又如何なる具合に彼の歴史及び内治、外交に關する見解が起つたかを吾人が充分に了解し得る爲めの、幾重にもなつて居る多くの徵證を此詩の中に見出すことが出来るからである。勿論此作品は彼の代表作としての全體ではない。隨つて之を以て必ずしもラサールの人物の悉くの點を描寫したものとする事は出来ないが、彼の性格を例證する爲めには、最も都合の良い作品であるのだ。

此作品の中に現はれて居るラサールの個性の描寫を一瞥する。此劇詩中の主人公ウルリツヒ・フォン・フツテンは作者自身を現はしたものであるが、此フツテンはローマ法王から破門されて以來の味氣ない生活を物語つて居る中に、如何にローマの市參事會が、之が爲めに彼がローマ法王又は皇族と衝突せんことを虞れて、市參事會の域廓の中に逃避することを敢て彼に許可しなかつたかを説き、「縦令市參事會が我輩を庇つて呉れたとしたら、我輩は音無しくして居たであらうものを……」と云ひ、更に『社會一般の物資缺乏が益々嵩じて來て、市民は何れも、恰かも惡疫の流行最中のやうに、自分の家の中に閉ぢ籠つて居なければならず、さもなれば、言を立てずに、彼が出逢ふ何入にも忍び寄らなければならなくなつて來た。ローマ法王の威力に依つて、我輩が、いやでも應でも、此横暴状態に反抗しなければならぬやうにし、向けられ、いよく益々猛烈な攻撃の矢を法王に向けなければ向ける程、法王の威力は益々脅威的の外觀を呈して來る。吁、我輩に一千枚の舌があつたら……總ての人々と共に我輩は聲高く全國に向つて叫ばうものを。我輩は沈黙を守つて、眞話す爲めに自分の職業を失ふ位ならば、寧ろ獵師に逐はれた野獸のやうに、村から村へと彷徨ひ廻らう。フランシスカスよ。之が爲めに我輩を稱揚するな。多くの人々は之が爲めに我輩を非難して已まないではないか。』尙ほ又フツテンは其友人達の事を描いて居る。友人の或る者は再び彼に逢つた事を喜び、或る者は

心の底の臆病の念から、意久地なくも彼に對し敬遠主義を採つて居る。『或る者は公々然と我輩が彼等の負擔であると言明するかと見れば、他の或る者はさうまで露骨には云つて居ない。然し我輩の感ずる所では、それ等の黙つて居る者共も矢張我輩を煙たがつて居るに相違ない。更に又、紛亂の際我輩の言葉によつて慰められた人々、多くの暴風雨に方り、我輩が身を挺して其大錨となつた人々——彼等は内密には依然として我輩との友人關係を喜んで續けると云つて居る。然し最早彼等は公の場所には我輩と相携へて出ることには出來ないのである。何となれば、彼等は卑怯にもローマ全體を敵として闘ふ勇氣が無いからである。詩の一節に、

「友の爲めに此苦しみ、

君よ、！私が無限の愛と

すぐにも彼等の役に立つ積りで

心から彼等の爲に盡したるものを

その友の爲めに此苦しみ、

それは情無い事ではあるまいか」

唯ウルリツヒはフランツ・フォン・シツキンゲンだけからは、心からの熱情を以て迎へられた。そして其娘マリーの戀を贏ち得た。マリーに對してウルリツヒはこう答へて居る。

『貴女が此戀に耽溺する前に、愛するマリよ、我を斯くまでに追ひ詰めた呪ひの性質を良く知つて貰ひたい。此呪ひこそは凡そ神が其愛から出た憤怒の爲めに、人類の頭上に投げつけ得る呪の中で最も力強い又最も避くべからざるものであつたのだ。古い物語は永久に其眞理を捨てない。深淵がローマに於て廣く口を開け、疫病と破壊とが國家を脅かすとき、神の宣託に曰く若し國家が有する最も貴重な物が此深淵の中に投げ入れられるとしたら、其時こそ初めて神の怒りは鎮められるであらうと。』

カルシウスは美々しい軍装に身を固め、駿馬に跨つて、此深潭目がけて投身した。蓋し身を犠牲に供して、下界の神々の憤怒を宥めやうとしたのである。國家に於ける最良の人々が執念深い時代の大きく開かれた口に飛び込まなければならぬ。そして、此深淵は其等の人々の屍體を呑み込んで初めて其口を閉ぢるであらう』

フランツも亦ウルリッヒと同感であつた。そしてラサールもさう考へたことは言を俟たない。フランツは曰く

『吾人は其等の大目的の御蔭でこそ、初めて吾人の生命を享樂することが出来るのである。其大目的を達成せんが爲めに、幾十年と云ふ年月は此世の中に勞働者として送られたのである。今

や私は自分の力の及ぶ限り總てを爲し盡した。我は恰も借金を悉く立派に返済した人のやうにやつと重荷を卸したやうに感じ、幸福を覚えるのである』と。

ラサールの此劇詩の全篇を通じて、最も良く、又最も完全に作者の心的生活の特色を表現したものは次の一句である。次の一句は實にラサールが最も甚だしく其力を掣肘され、あらゆる危難に脅かされた揚句、茲に彼の心の奥底の無限の源泉から油然として湧き出た意志の力を發見したときの彼の境遇を謳つたものに外ならない。此點に於て、彼は眞に詩の力に到達し得たのである。何となれば、此等の言葉が悉く抒情詩的の形を以て深い／＼奥底から湧き出たことを感じたからである。單なる修辭學者と詩人との違ひは修辭學者は自分の目前に他人を常に見て居るに反し、抒情詩人は唯單り自己と共にあるのみであると云ふ事實に存する。そして、ラサールが次のやうに叫んだとき、彼は確かに自分の傍らに自己より外に何者をも見なかつたのである。

「バルタザールよ、東方を眺めるな。

仰いで天を見よ。

唯危機一髪と云ふ場合にのみ

我等人類は人とは何であるかを學ぶ

それから彼等は縮み上る、

地上に生れた蒼白い臆病な怯懦が
地球に彼等を束縛することを恐れて。
巧みに計畫されたる猷策が悉く破壞され
無益な方法が總て覆へされたとき
其殘骸の間から高く／＼起ち上るものは
何等の束縛なく、何等の恐怖もない
其人間の純潔な精神に外ならない。
それから彼等の心の奥底に眠る
無限にして全能の意志の力を
彼は顧る

目を閉ぢて彼等は自己の心の中から
活力の泉を飲み、新しい靈感を掬ふ。

そして彼の生命と運命とを唯一の鑄型にのせる。

その上で總ての苦悶を物ともせず

行動 移る。そして一打撃を試みる

其打撃の速さは電光の如く、

さしも、ありとある物質は悉く、之を見て

其顔色を變ずるであらう。」

右の一節こそは、最も特色的な瞬間に於ける眞のラサール、理想のラサールの面目を吾人の眼前に

躍如たらしめるものがある。そして、此の如き危機一髪と云ふ場合こそ、ラサールが他の何人にも依
頼せず、唯自己を信じ、自己を恃んで勇戦奮闘した瞬間である。

偉大なる人物が其過去の生涯を顧みて、其間自己が實際に於ては自己でなく、其積りで總ての判断
を下した時間がどれ程あつたかを計算して見るとしたならば、其結果は何物を得るであらうか。又此
等の大人物が其日常の生活に於ける缺乏とか要求とか娯樂とか、總て肉體的の慾望に對して、どれ程
時間を與へることを餘儀なくされなかつたか。彼等が病氣とか、睡眠とか、個人的の要求とか又は注
意及び同情に對する他人からの要求の爲めに、どれ程の時間を今まで空費したことがなかつたか。そ
して、總て心的生活の爲めに明かに空費された上に述べたやうな時間に就て言ひ得べきことは、又同
時に、全然外界の何物にも支配拘束されない情慾、不休の野心、肉慾の享樂及び嗜癖等に没頭した彼
等の内面的生活に於ける丁度同じ位の期間に就ても同様に云ひ得るのであつて、一體個人と云ふもの
は其心の奥底に於てはどんな者であるのかを吾人が知りたいと思ふ瞬間を、出來得る限り忘れて了ふ
ことは出來ないものか、又は忘れて了つてはならないものか。そして常に大人物の弱點のみにごびり
附いて居て、之を捉へて兎や角非難することが果して正當であり又惻巧な遣り方であるのか、吾人の
常に疑問とする所である。兎に角、如何なる場合に於ても、或る人物の肖像畫を描かうとする美術家

が、常に其人物の積極的性格と共に、消極的性格にも全く同じやうに重きを置くことを固執するやうなことがあつては肖像畫以外のどんな名繪を描くことが出来るにしても、到底其人物を立派に描き上げることは出来ない事を了解する必要がある。何となれば、何人と雖も、若し彼が或る肖像畫を描かうとするに方つて、社會生活上の總ての境遇に立つた場合の本人を描かうとし、然も自分の目の前に其肖像畫の本人の性格に就て或る一の理想を設けないとするならば、其畫家は到底會心の作を出すことが出来ないのは確かな事實である。肖像畫を描くに方つての最大要點は其描かうとする人物の理想化と云ふことではなくして、現實に對する鋭い眼光を以て其理想的人物が彼の主要な表現と活動とを以て、現はれて來た所を實際に於て見る力に存するのである。換言すれば、其主要の特性を帯びて、同時代の他の人々の目に映する其人物を描くことに存するのである。ラサールが上に掲げた劇詩中の數行に於て表現せしめたところのものは、實に彼自身のありのままの理想的肖像に外ならないのである。

『フランツ・フォン・シツキングン』は又他の一面に於て、偶然にもラサールの不慮の横死の前兆をなしたことを發見する即ち右の劇詩中、マリーは戀人ウルリツヒが自分の將來を考へて快々として樂しまないやうな様子が見えるので、心配の餘りウルリツヒは善を擁護する或るより崇高な神の攝理と云ふやうなものを信ずるかとの質問を發したに對し、ウルリツヒは答へて、『人間と云ふものは唯單に機會の力の上に築き建てられたものに過ぎない。そして、其機會なるものは爆彈のやうに、いつ何時突然爆破して、其人間の五體を粉微塵にして、空中に飛散せしめるかも知らない』と云ふやうな悲觀的な説明をして居る。此等の文句の中には明かに人生に關する眞實にして哀愁的な哲理を含んで居る。國民に對して眞理を教へ、且つ慰安を與へる哲理、個人に對する眞理と哀愁とを含んだ哲理、ラサールがウルリツヒの口を藉りて説いて居るのであるが、實際ラサールのやうに、自ら坑道を掘出し、そして地雷によつて顛覆された防塞に強襲を試るやうな人物にとつて、此人生觀は最大眞理 談るものと云はなければならぬ。

此戯曲の作者の性格を研究する者は誰でも其殆んど自叙傳的とも云ふべき特色が、歴史及び政治に關するラサールの根本的見解によつて啓示された特色と密接な關係を持つて居ることに氣が着くであらう。巡回裁判所の法廷に於ける辯論中にすらも、ラサールは如何に人間の心の内面的運動が眞に歴史的發達の經路を決定するか、そして、どの位内面的運動は感情の外面的發露にのみ影響を及ぼすやうな手段方法によつては少しも征服されないものであるかを陳辯した。即ち彼はこう述べた。『外界に於ける防塞が除去され得るよりもずつと前に、心の世界に於ける市民は政治の色々の形式を嚙呑みにして了ふやうな大坑を穿掘したに相違ない』と。此觀念に基いて、ラサールの劇中の人物フランツ

フォン・シツキングンは、非常に重要な言葉で、カール帝に次のやうに談つて居る。「私は自分の力を決して買被るやうなことはしないが、事實に於て、私の力は書物を速めるとも遅らす氣づかひはなく、又變化せしめることは出来るが、抑壓する事は出来ない」と。ラサール特有の歴史に基く信仰と云ふ主義は茲に政治上の主義と變形して、表現して居るのである。ラサールに於ては、總ての理論的信念は直ちに實際的の形を採るのであつて、斷々乎として反抗し難い勢力が歴史全體を通じて流れて居るとの彼の確信に基いて、ラサールは外交政策上の小刀細工を嫌ひ、不徹底な中途半端の手段を惡み、あらゆる種類の偽善を蛇蝎視した。

カール帝が政治上の改革に關してフランスと協議しやうと申出たとき、フランスは答へた。「眞理と協議するなど云ふ事はあり得ない。その位なら、一層のこと、イスラエルの人民の面前に立つた火柱と協議した方が良からう」と。其後フランスがトレイヴ町の附近で、他の國王共との戦争に有効な策略として用ひ得べき軍隊を密かに集める目的で、新兵の募集を行つたときは、右劇詩中の慧眼な政治家バルサザールは、此の如き策略の愚劣極まることをフランスに説いた。「そんな事をして、御身は一體誰を欺かうとするのか。御身の敵はそんな事では欺かれまい。何となれば、人間と云ふものが如何に自分を胡麻化さうとしても、敵は常に其人間の心持及び希望に對し猜疑の眼を注いで居る。苟し

欠

欠

程火急に結婚を申込んだのであつた。

其女に送つたラサールの艶書だと稱するものゝ中、自敘傳的に自分の過去の経歴を物語つて居る一の手紙は最もよく彼の特色を發揮したものである。即ち彼は其手紙の中に詳しく、結婚する上に於ける自分の不利な點を列挙して居る。細心の注意を以て、然も何等隠する所もなく、恐らく、之れ程の事を露骨に述べたら、女は厭氣がさして、結婚の申込を拒絶するであらうと思はれる程細々と書き連ね、そして總て此等の弱點がラサールの方にあるにも拘らず、それでも構はず、女は偕老同穴の契を結ぶ程大膽であるかどうかとの女に對する問を以て其手紙を結んでゐる。女は貧しいのであるから、迎も持參金を持つて来るやうな事は出来なかつたのであるが、ラサールには、彼が此浮世に於ける金の價値を知らぬ程、頭が單純である譯ではないが、持參金の事など自分は全く問題にして居ないと述べて居る。否、實際は金錢にかけて單純どころか、嘗てラサールは、若し或る女が六百萬圓位の持參金附きで、嫁になりたいと云ふならば、其位の金額は、以て彼の藝術上、科學上及び政治上の目的に之を利用し得る程、それ自體に於て既に一の力をなすものであるから、よし彼が其女を戀して居なく共、恐らく結婚したであらうなど、公々然と述べた事がある位であるのだ。然し兎に角事實は事實で此場合ラサールは實際其女を戀して居た。そして唯々彼女を見たいと云ふのが熱望であつたから、金

錢上の問題などは當時彼の腦裡に無かつたのであらう。彼は又其女に向つて自分の収入を打明け、追つては年々四千五百圓位の収入は確實となるであらうが、こればかりの収入では、彼女は到底ロシアに於て其父の財産によつて生活して居た折のやうな華美な生活をするには出来まいが、其處は或る程度まで不自由を我慢して貰はなければなるまいと言ひ、更に、彼女は決して彼の収入が上に述べたよりも鏝一文でも殖えることを期待しては困ると附け加へて居る。彼の艶書なるものは、要するに、徹頭徹尾智能的の筆法で、彼が常に口癖のやうに『金錢上の事に言及するのは最も價値の無い、最も不自然な方法である』と云つて居るにも拘らず、此手紙の中に金錢の事を口にしたのは全く彼の主義に反した事であつた。此専ら智能的に書くこと云ふ主義は嘗てバイロンが其青年時代に採用したが、直きに廢して了つた態度であつた。ラサールが新聞を蛇蝎視した結果は、遂に彼をして正當な文學上の産物と、日常の茶飯事であるが、唯金錢を得たいだけの爲めに書き、随つて、筆が自分自身の確信までも否認し若くは之と闘ふことすら敢て辯じないやうな賣文的の産物を全く混同せしむるに至つた。然し當時のドイツの國情としては、ラサールのやうな才幹を持つた人物は、彼が新聞記者としての確定的な地位を占めて居ないと、何を書いても多少纏まつた原稿料を取ることは到底不可能だつたのである。そして、ラサールは縦令ハッツフェルト家から支出される収入に彼の經濟的生活を基礎づける

事に少しも躊躇する必要はなかつたのであるが、それでも矢張り彼は如何なる事情の下にも、藝術的の作品によつて自分の収入を増すことは到底不可能であると見做して居た位それ程新聞記者と云ふ職業に對し恐怖を懐いてゐたのである。

しかし女は何處までも匿名を續けた。然し彼女の本名、其當時はソフキ・ソルンツェフで、今日ではシムフェロポールのアレントと呼び、其シムフェロポールで或る榮養院の看護婦長を勤めて居る。父はロシアの官吏で、嘗てはウキテブスク州の副知事を勤めた事もあつたが、借金で首の廻らぬ始末おまけに、色々の理由で、此一家は恐ろしく不評判であつた。ロシア女は彼女がロシア貴族の血を承けて居ると云ふ觀念を以て、ラサールに深い印象を與へたことは確かである。然し彼女の周圍の人々は、彼女の祖先は初めてロシアにキリスト教を輸入したウラヂミールに其源を發して居ることを知つて居るが、此出所は偶々其姓が似通つて居ると云ふ事實に根據を置いただけで、別に正確な系圖を檢べた上の話ではない。蓋しウラヂミールは別にソルンツェ(Солнце 太陽の義)と云ふ名を與へられたのだが、彼女の姓はソルンツェフ(Солнцев)で、Solnjeに唯Wを附けただけだからと云ふのであるが、祖先の出處としてはこれ程簡単な斷定は無い。頗る怪しいものである。女は仲々以て貴族の末裔どころではなかつた。彼女の父が自國語より外に知らなかつたと云ふ事實は彼女自身も認めて居る所だが斯